

※ 電子情報で公開します。

ホームページ又は静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」でご確認ください。

地域防災活動 マニュアル

地域防災のリーダーのために

データを小さく
するため、カー
白黒、A4 A5、
画質低としてい
ます。

文字が読み取れ
ない場合や印刷
をする場合は下
記URLから各
項目ごとの詳細
をご確認ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/chosa/jisyuboum2013.html>

URLを押すと詳細版のページに移動します。



静岡県地域防災活動推進委員会

目次

第1章 自主防災組織とは



第2章 平常時の防災活動



第3章 地震が発生した場合



第4章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合



第5章 静岡県で想定されている地



第6章 風水害への備え



このページの「イラスト」をクリックすると各章の扉へ移動します。

本文の「ページ数」や「URL」をクリックすると各ページに移動します。

目次

はじめに

第1章 自主防災組織とは・・・5

- 1 自主防災組織の必要性・・・7
- 2 自主防災組織の役割・・・7
- 3 自主防災組織とはどんな組織か・・・8
- 4 自主防災組織の運営本部・・・9
- 5 リーダーとして行うべきこと・・・10
 - (1) 自主防災組織の現状把握・・・10
 - (2) 地域の状況把握と防災地図の整備・・・14
 - (3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定・・・16
- 6 自主防災組織で行う避難行動要支援者支援・・・17
 - (1) 要配慮者とは・・・17
 - (2) 避難行動要支援者の把握・・・17
 - (3) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援・・・17
 - (4) 要配慮者が参加した防災訓練の実施・・・17
 - (5) 「福祉避難所」について・・・17
- 7 様々な人がともに支え助け合う防災体制・・・18
 - (1) みんなが安心して過ごせる避難所運営のポイント・・・18
 - (2) 方針決定に女性も参画できる自主防災組織づくりのポイント・・・18
 - (3) 地域みんなが参加する防災訓練のポイント・・・18

##項目をクリック##
目的のページに移動します。

第2章 平常時の防災活動・・・19

- 1 地域住民への防災知識の普及啓発・・・21
 - (1) 自主防災活動への積極的な参加・・・22
 - (2) 家庭内対策の促進・・・22
- 2 「わたしの避難計画」の作成・・・31
 - (1) 「わたしの避難計画」とは・・・31
 - (2) マイ・タイムラインとの関係・・・31
 - (3) 「わたしの避難計画」の作成・・・31
 - (4) 「わたしの避難計画」作成手順・・・31
 - (5) 「わたしの避難計画」の普及に向けて・・・31
- 3 防災訓練の実施・・・32
 - (1) 防災訓練の目的・・・32
 - (2) 訓練の成果をあげるために・・・34
 - (3) 事故防止・・・37
 - (4) 防災訓練災害補償制度の適用について・・・37

4	地域防災訓練の方法・・・38
	（1）災害図上訓練「DIG」・・・40
	（2）自主防災組織災害対応訓練イメージ「TEN」・・・42
	（3）初期消火訓練・・・44
	（4）救出・救助、応急救護訓練・・・49
	（5）情報収集（安否確認）・伝達訓練・・・59
	（6）避難訓練・・・61
	（7）給食・給水訓練・・・67
	（8）避難所運営ゲームHUG・・・68
5	協働（コラボレーション）による自主防災組織の活性化・・・70
	（他の組織や団体等との連携）
第3章	地震が発生した場合・・・72
1	地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動・・・74
2	災害応急活動に関する情報の収集及び伝達・・・76
3	被災者の救出活動・・・76
4	消火活動・・・77
5	医療救護活動・・・79
6	避難行動（緊急避難）・・・80
	（1）地震時の行動・・・80
	（2）地震時の行動（危険要因別）・・・84
	（3）火山噴火時の行動（参考）・・・88
7	避難所生活・・・89
第4章	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合・・・86
1	南海トラフ地震と南海トラフ地震に関連する情報・・・88
	（1）南海トラフ地震について・・・88
	（2）南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件・・・89
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応・・・92
3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応・・・92
第5章	静岡県で想定されている地震・・・94
1	南海トラフ地震・・・96
	（1）周期的に起こる大地震・・・96
	（2）東海地震の切迫性・・・97
	（3）東海地震が発生するしくみ・・・97
2	静岡県第4次地震被害想定・・・98
	（2つのレベルの地震を想定）
	（1）想定地震・・・98
	（2）想定被害・・・100
	（3）ライフライン支障等・・・101
	（4）被害・対応シナリオー最大クラスの場合を中心に・・・102

//項目をクリック//
目的のページに移動します。

第6章 風水害への備え・・・103

- 1 頻発・激甚化する風水害・・・105
- 2 平常時の備え・・・105
- 3 住んでいる地区の風水害のリスクを知る・・・105
 - (1) ハザードマップについて・・・105
 - (2) 避難情報について・・・107
 - (3) 防災アプリで避難トレーニング・・・108
- 4 風水害の情報を得る・・・109
- 5 マイ・タイムラインについて・・・110
- 6 自主防災組織の対応について・・・112
 - (1) 防災マップやハザードマップの配布・・・112
 - (2) マイ・タイムラインの作成補助・・・112
 - (3) 防災訓練の実施・・・112
 - (4) 避難施設（避難場所・避難所）の開設と運営・・・113

項目をクリック

目的のページに移動します。

資料

- 1 静岡県内で起きた主な地震とその地震による全被害状況・・・115
- 2 震度とゆれの状況・・・117
- 3 津波警報、注意報について・・・118
- 4 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報・・・118
- 5 気象等の予報及び警報の種類と発表基準・・・119
- 6 自主防災組織活動（共助）チェックリスト・・・120
- 7 防災資機材・防災用品 点検チェックリスト・・・125
- 8 自主防災活動各種マニュアル・・・127
- 9 各種台帳様式・・・139

トウカイ

ゼロ

- 10 プロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊=0)」・・・145
- 11 ブロック塀の点検方法・・・116
- 12 災害用伝言ダイヤル「171」・・・148
- 13 静岡県の防災体制について・・・149
- 14 静岡県防災アプリについて・・・150
- 15 防災用語について・・・155
- 16 静岡県地震防災センターの御案内・・・155

第1章

自主防災組織とは

この章では、自主防災活動の必要性や
リーダーとしての考え方などについて説明します。
自主防災組織とはどのような役割を担っているのが、
理解を深めます。



1 自主防災組織の必要性

2 自主防災組織の役割

3 自主防災組織とはどんな組織か

4 自主防災組織の運営本部

5 リーダーとして行うべきこと

- (1) 自主防災組織の現状把握
- (2) 地域の状況把握と防災地図の整備
- (3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

6 自主防災組織で行う避難行動要支援者支援

- (1) 要配慮者とは
- (2) 避難行動要支援者の把握
- (3) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援
- (4) 要配慮者が参加した防災訓練の実施
- (5) 「福祉避難所」について

7 様々な人がともに支え助け合う防災体制

- (1) みんなが安心して過ごせる避難所運営のポイント
- (2) 方針決定に女性も参画できる自主防災組織づくりのポイント
- (3) 地域みんなが参加する防災訓練のポイント

① 自主防災組織とは

1 自主防災組織の必要性

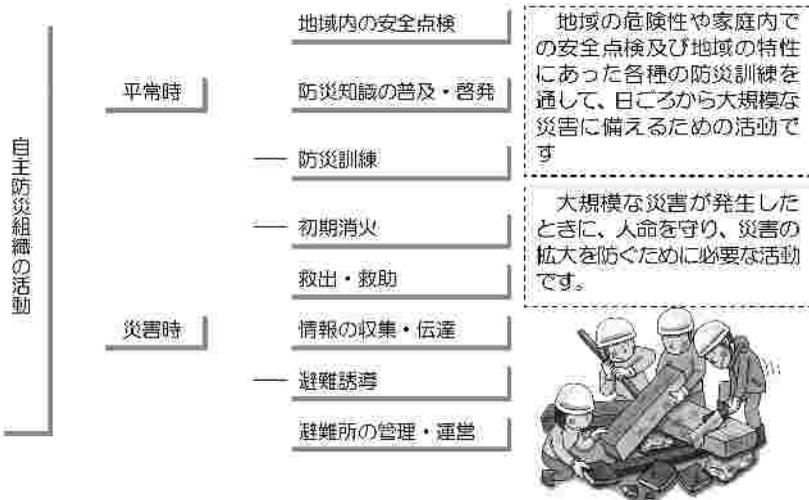
東海地震を含む南海トラフの巨大地震、風水害等から自分や家族の命を守るためには、さまざまな被害の発生に備え、普段から十分な対策を講じておく必要があります。しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、危険や困難を伴う場合があるなど、個人や家族の方だけでは限界があります。このような時、毎日顔を合せている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。

事 例
「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」では、道路・鉄道・電気・ガス等都市基盤の崩壊や職員自身の被災から、震災後は防災関係機関の活動が十分に機能しませんでした。
その一方で、隣近所の多くの人々が協力し合い、救済活動に参加して尊い命を守った事例や、近所の中学生などと共に高台へ避難し、津波の被害を免れた事例などが報告されています。

2 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



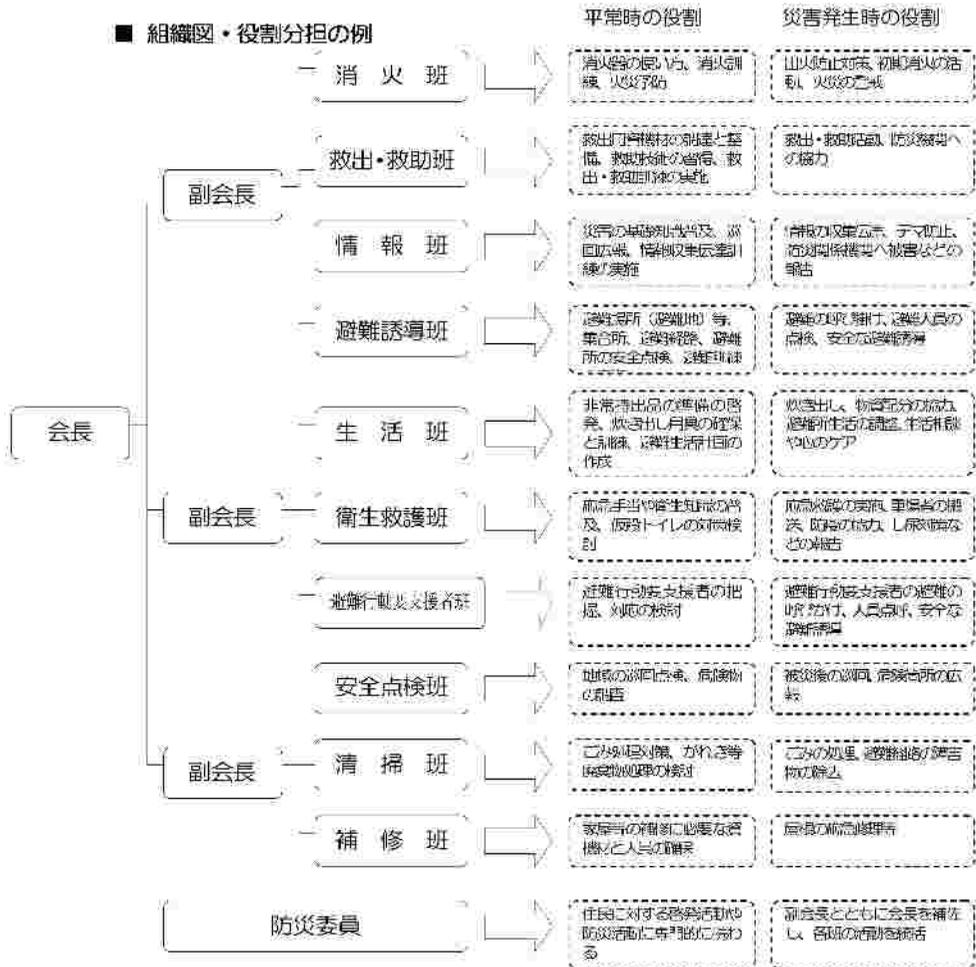
① 自主防災組織とは

3 自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・防災委員を中心とした組織体制であり、概ね下の図のような役割別の班構成となっています。訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制をつくりましょう。

災害時には、臨機応変に弾力的な運用や指揮ができるよう対策を考えておきましょう。

■ 組織図・役割分担の例



班編成にあたり一人口、世帯数など各地域の実情に応じた班編成を検討してください。

・定期的に災害が発生した場合と夜間に発生した場合の班編成人員をシミュレーションしてください。

① 自主防災組織とは

4 自主防災組織の運営本部

自主防災組織の会長を筆頭に、副会長や各班長、防災委員などの役員で構成する自主防災組織運営本部の体制づくりもしっかり確立しておきましょう。この運営本部は、いざ災害時には、災害対策本部として災害対応の指揮を行います。

平常時、災害時にかかわらず、自主防災組織が機能するかどうかは、本部の力量や裁量に懸かっていると看做すことはできません。組織の中核として、本部の役割は極めて大きいものがあります。

男女が、性別にとらわれずに、能力を十分に発揮することも重要です。このためには、男女の両方がリーダー（役員）になる、仕事別の班分けに、男女とも配置することなど、方針決定に女性が参画できる体制づくりをしましょう。

災害時に会長ほか役員が参集する本部の場所は、あらかじめ定めておく必要があります。できれば、自主防災組織の地域の中央に立地し、十分な耐震性が確保された施設に設定することが求められます。津波や山がけ崩れが予想される地域の場合は、それらの危険がない場所に設定しなければなりません。

また、本部を設置する施設には、非常電源や非常用通信機器類、各種防災関係マニュアル、事務用品、水・食料、簡易トイレなど、災害対応の際に使用する防災用品一式が用意されている必要があります。

本部の場所は、役員だけでなく、自主防災組織のすべての住民に周知されていることも必要です。



男女が共に支え助け合う防災体制づくりに向けて

自主防災組織のリーダーは男女双方がせい、役割分担を決めるに当たっては、男女の役割を固定的に考えないようにしましょう。また、高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人等多様な個人の意見を聞き、自主防災組織の運営に反映させましょう。

詳しくは、「男女共同参画の視点からの防災手引書（本冊・ダイジェスト版）」（平成25年6月静岡県男女共同参画課発行）や災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月内閣府男女共同参画局発行）をお読みください。

防災手引書は、男女共同参画課のHPからダウンロードできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/bousaitelokisho.html>

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～、男女共同参画課のHPからダウンロードできます。

<https://www.gender.go.jp/policy/seisaku/tukkou/guideline.html>



① 自主防災組織とは

5 リーダーとして行うべきこと

自主防災組織のリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の安全点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や自力で避難することが困難な避難行動要支援者の把握、防災訓練の指導などを行い、日ごろから住民の防災意識を高めることに努めます。また、災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

阪神・淡路大震災においては、ひとりの指導者が住民を適切に指導し消火活動を行った結果、延焼をくい止めた例が報告されていることから、リーダーの役割は非常に重要なものといえます。



リーダーの役割(1) 自主防災組織の現状把握

ア 各種台帳の整備・点検

自主防災組織に最低限必要な台帳は、自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳、避難行動要支援者台帳です。これらの台帳は、「組織内どのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に支援を必要とする人はどこに何人いるのか」などを把握するために重要な台帳となります。

リーダーは常にこうした台帳を更新して「だれが、どこに」いるのか的確に認識しておく必要があります。さらに、地域内の団体等(事業所・各種ボランティア団体・女性の会・消防団・青年団・学校・福祉団体等)についても把握し、連携することにより、より組織的な活動ができることになります。

ただし、これらの台帳については個人情報やプライバシーに関わる事項もありますので、保管の方法については十分注意してください。

① 自主防災組織台帳 (P.139 参照)

組織の世帯数、役員、防災員数、研修会、講演会等の活動の状況や避難箇所、避難場所(避難地)及び備品など自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。年次ごとに人数や資機材などを点検の上、見直しが必要で、特に会長の引継ぎ時には必ず次の会長に理解してもらうことが必要です。

② 世帯台帳 (P.142 参照)

各世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は避難場所(避難地)や避難所の世帯人員の確認やケアをした場合の血液型の確認などに活用します。ただし、個人情報やプライバシーに絡むと考えられる項目については当事者の了解を得る、若しくは匿名化などにより対応する必要があります。

③ 人材台帳 (P.143 参照)

災害時の応急搬送や救出救助、情報伝達などに活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく台帳です。

④ 避難行動要支援者台帳 (P.144 参照)

自主防災組織内で介護が必要な人など、地域に在住する避難行動要支援者を把握するための台帳で、事前に避難誘導の担当を決めたり避難場所(避難地)や避難所での対応を考える上でも重要な台帳です。この台帳の作成にあたっては、地域の民生・福祉委員の協力も必要となります。また、個人情報やプライバシーの保護については十分注意するようにしてください。

要配慮者とは …… 防災訓練において特に配慮を要する方です。一般的には高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦などです。

避難行動要支援者とは …… 災害時に、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方です。

① 自主防災組織とは

イ 防災資機材の整備・点検

自主防災組織に必要とされる防災資機材は概ね下表に示すものとなっています。これはあくまでも目安ですので、地域の実情（津波や山・がけ崩れの危険予想地域か、延焼火災の危険予想地域か、世帯数はどれくらいか等）に応じて何がどれくらい必要なかを検討してください。

次に、自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。市町によっては、防災資機材の購入に際し補助制度を設けているところもありますので市町防災担当課に相談してください。

なお、いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。日ごろから、作動するための電源（バッテリー）や燃料、補完道具などの保管状況の点検と取り扱い方法の習熟に努めるようにしてください。

■ 自主防災組織の整備基準の参考例 300世帯の場合の目安

区分	品名	数
作業用資機材	電池メガホン	3
	伝言筒筒履	1
避難地用資機材	往復用灯火器	10
	往復用筒靴	10
	バケツ	30
	砂袋	200
	口紙用紙巾（ソフト）または紙製バスタブ	2
	ホース（救急用）	1
避難用資機材	バール	5
	丸ノコ	5
	折盛錐子	3
	のりきり	5
	鉋矢（木づち・トンカチ）	3
	斧	3
	スコップ	10
	つるはし	10
	鋸	10
	しっこ（別途器具別）	10
	しきり（竹でくみたてカサ）	10
	袋	5
	ハンチ	5
	鍬頭はきき	5
	大ハンマー	3
	片手ハンマー	5
	一輪車	2
ロープ	2	
ゴムボート	1	
リヤカー	1	
ジャッキ	3	
チェーンソー	3	

区分	品名	数
救急用資機材	担架	3
	救急セット	10
避難生活用資機材	懐かライト	6
	缶頭・液缶	6
	ロープ	1
	昇降機	1
	釜（のぼりず）	3
	刃物（鉋・鋸）	6
	薪	6
	資材（1トン）	1
	ろ水機（2トン/時）	1
	テント	
	ビニールシート	100
	井戸	
	繁木	
	仮設トイレ	
	非常用非常食	
非常用毛布		
非常食庫	1	
非常用食料		



一点検を怠らない

- ① 点検の日を定例的・計画的に、施設・設備・資機材を点検する。
- ② 点検を誰がやるか、誰でも同じに必要な点検ができるようにする。
- ③ 点検は一部の人が担当せず、全員が交代でやる。

点検のポイント

- 有効期限が近いもの 電池メガホン、無線機、消火器、救急セット（最初に有効的かどうかをみる）
- 有効期限が近いもの バケツ、鉋、折盛錐子、数ヶ月間（古くなると使い物にならない）
- 消耗品 口紙、昇降機、ろ水機など（定期的に手入れをする）

(P.125 参照)

① 自主防災組織とは

(5) 避難場所（避難地）や避難所のレイアウト

避難地平面図 (避難地名：〇〇広場)

使用不可区域	本 型	〇〇自主防炎 スペース	防災 用具
		〇〇自主防炎 スペース	ゴミ 分別

避難所平面図 (避難所名：〇〇広場)

使用不可区域	本 型	避難 用具	ゴミ 分別
使用不可区域			
使用可能			

(6) 避難場所（避難地）や避難所の運営組織

	所属	氏名
本部長	〇〇自治会	〇〇 〇〇
副部長	〇〇自治会	〇〇 〇〇
経理部長	〇〇自治会	〇〇 〇〇

(7) 避難場所（避難地）や避難所周辺の情報

〇〇中学校	電話番号 〇〇-〇〇〇	〇〇市〇〇
〇〇病院	電話番号 〇〇-〇〇〇	〇〇市〇〇
〇〇老人保健施設	電話番号 〇〇-〇〇〇	〇〇市〇〇

※防災地区には、避難場所（避難地）、避難所、火災時の一時避難地、広域避難地などの位置、防災倉庫の位置、自主防災組織本部の設置予定地など地区周辺の状況が分かるように作成してください。

※避難場所（避難地）や避難所については、火災や津波の避難先となりうるか、避難可能人数などを必要に応じて作成してください。

※避難場所（避難地）や避難所の運営については、あらかじめ誰が何を担当するか決めておいてください。また、発災後新たに必要となる組織や必要なものが書き込めるようにしておいてください。

※必要に応じ各地域の実情に即した様式としてください。

※地域の状況により必要な情報については、各組織で検討し、様式の追加をしてください。

(8) 避難後に必要となるもの

避難者と避難状況

- ・避難場所（避難地）や避難所に誰がいるのか把握する
- ・台帳を活用し安否不者を確認する

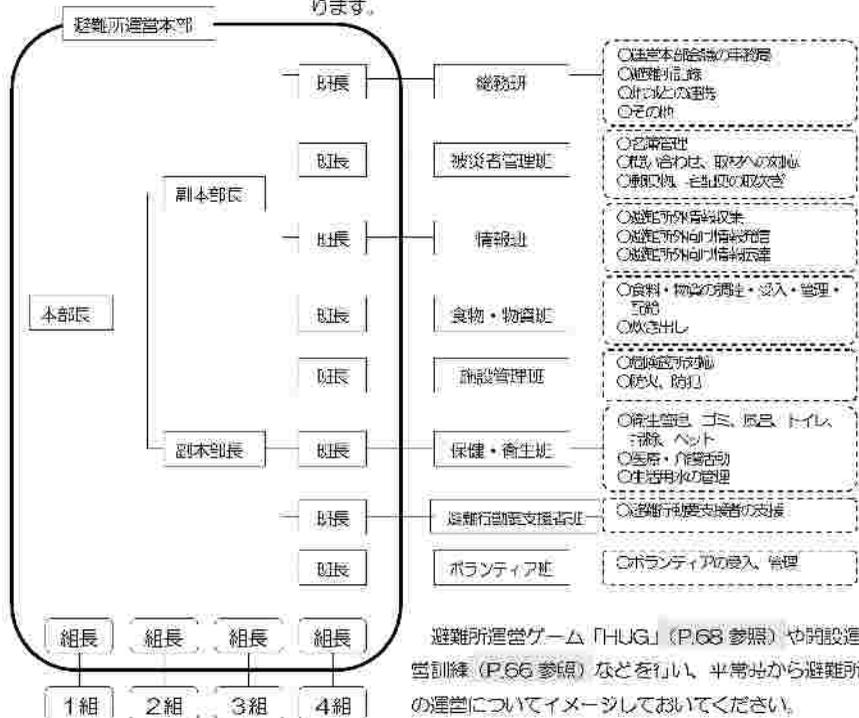
氏名	性別	所在地
〇〇 〇〇	男	〇〇市〇〇
〇〇 〇〇	女	〇〇市〇〇

	1組	2組
避難地・避難所の人数	〇〇世帯 〇〇人	〇〇世帯 〇〇人
内要配慮者	〇人	〇人
知人等がいる人	〇〇世帯 〇〇人	〇〇世帯 〇〇人

① 自主防災組織とは

避難所運営本部の例

自主防災組織の生活班（P.8）（避難所運営を担う班）を中心に、地域の被災状況に応じて適宜、自主防災組織の災害対策本部が避難所運営本部に移行して、班構成を組み替えることになります。



リーダーの役割(2) 地域の状況把握と防災地図の整備

ア 地域の安全点検

防災の基本は、まず自分の住む地域にどのような危険や被害があるのか、どんな人が住んでいるのかなど地域の特性を知ることです。次の事項について点検し、地域のことを良く知ることが求められます。また、安全点検結果の周知が大切です。

地理的条件は？

- 地形、地質、水利
- 住宅密集度
- 被害想定に基づく避難の必要性 など

社会的条件は？

- 世帯数、昼夜別人口
- 生活必需品の取り扱い店舗
- 行政の建物や医療機関の位置、所要時間
- 交通手段や通信手段
- 社会福祉施設の有無
- など

① 自主防災組織とは

リーダーの役割(3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

自分の自主防災組織の現状を分析し、組織の活動目標や防災訓練、研修会等の計画の策定をすることは、自主防災組織の存在意義に直結する問題です。また、各班の班長などの意識の高揚にも役立ちますので、リーダーシップを発揮し、組織的に取り組む必要があります。

〔中・長期計画〕(例)

(目標)

- 1年目：家庭内対策の徹底・台帳の見直し
- 2年目：各班の行動の明確化
- 3年目：防災資機材の充実

(行動計画)

- 1年目：家庭内対策の徹底
- 4～6月：組織による家具の固定等のアンケート・台帳の見直し
- 7～8月：家庭内対策の講習会の実施
- 9～1月：家庭内の防災対策の実施状況をチェック

〔年間計画〕(例)

- 令和0年の月〇日 自主防災会打ち合わせ
- 4月 台帳見直しのための冊子配布
- 5月 家具の固定等アンケート実施
- 6月 台帳の作成
- 7月 地区単位の検討会、地区単位の課題の研究
- 8月 防災資機材の点検、家庭内対策講習会
総合防災訓練打ち合わせ
- 9月 総合防災訓練
- 10月 地域防災訓練打ち合わせ
- 11月 資機材の点検
- 12月 地域防災訓練
- 1月 防災講習会
- 2月 個別訓練の実施打ち合わせ
- 3月 個別訓練

■ 事業・活動計画策定の流れと留意点

● 班別に計画を検討

1

できるだけ多くのメンバーに参加してもらって意見を出し合い、各班別で検討を行うようにする。各部門別の検討を行うことで、活動の漏れをチェックすることができる。

● 優先順位をつけて検討

2

各班別の意見を相互の関連などを考慮してテーマ別に整理し、項目別に優先順位をつけていく。その際、緊急性、重要性、実現可能性などの基準を立てて、それぞれに検討していくと討議が進めやすい。

● 時間や予算を加味して計画作成

3

テーマ別に整理されたものを、組織の現状をにらみながら、時間的制約、予算などの要素を加味して、活動計画を作成していく。

● 年間重点項目の決定

4

年間活動計画に特徴をもたせるために、年間ごとの重点項目(目玉事業)を決めるのもよい。

リーダーの方が自主防災組織に具体的な指導・助言ができるよう「自主防災組織自己判断・評価カルテ」(県危機管理課または県地震防災センターのHP (P.156 参照)) や「自主防災組織(共助)チェックリスト」(P.120 参照)を活用してみましょう。

6 自主防災組織で行う要配慮者への支援

地域の方と協力して要配慮者を支援する体制を築きましょう

(1) 要配慮者とは

災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする人々（「要配慮者」）にとっては、安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。このような人々も適切な支援があれば、災害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。そのために、地域の人たちの思いやりと支援が求められています。

ポイント

要配慮者の支援は日ごろから顔の見える関係にある方々が担って行うため、民生・児童委員や社会福祉協議会など福祉関係者との連携が必要です。

(2) 避難行動要支援者の把握（※「避難行動要支援者台帳」(P.144 参照)）。

自主防災組織では「避難行動要支援者台帳」を整備します。
いざ防災という時に、避難行動要支援者の安否確認、避難支援等が確実に行えるよう、地域であらかじめ要支援者の所在を把握しておく必要があります。

ポイント

避難行動要支援者は避難等に時間がかかることもあります。

事前にどのような支援が必要か話し合い、迅速に支援できる体制をつくることが大切です。

(3) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援

- ① 南海トラフ地震に関連する情報、発災後の情報など、災害に関係する情報が確実に伝達されるよう配慮が必要です。例えば、聴覚障害のある人には、直接連絡する担当者を決めるなど音声以外の伝達方法が必要です。
- ② 避難行動要支援者は、事前に誰が避難場所（避難地）や避難所までの避難を支援するのか検討しておくことが大切です。
- ③ 避難場所（避難地）・避難所では、要配慮者が少しでも生活しやすい場所に配慮してください。必要に応じて要配慮者のための生活用品等の備蓄も必要です。
情報を伝達する際には、視覚障害のある人にも確実に情報が伝わるよう、放送と掲示板の併用や声かけをするなど複数の手段を確保することが大切です。

(4) 要配慮者が参加した防災訓練の実施

災害時に力を発揮するのは、日ごろからの地域のつながりです。要配慮者やその家族の方に、積極的に地域防災訓練に参加してもらいましょう。

(5) 「福祉避難所」について

市町では、要配慮者のための避難所として、医療的ケアなど、特に支援が必要な人が避難する場所を検討しています。あらかじめ「福祉避難所」を指定している場合もありますので、利用方法や避難の手順などを確認しておきましょう。

ポイント

福祉避難所とは、施設がバリアフリー化された老人福祉センターや社会福祉施設など要配慮者に配慮した避難所です。本館などの避難所と比べ、生活しやすく、介護など支援を受けやすい場所です。

① 自主防災組織とは

7 様々な人がともに支え助け合う防災体制

これまでの自主防災組織は、責任者の大半が男性でした。防災の活動に女性や子ども・若者が参加しにくい雰囲気もありました。また、女性が自主防災組織に参加していても、重要な決めごとをする場には少ない状況です。一部の男性に防災活動の負担が集中することも問題でした。性別、年代、国籍、障害の有無などにとらわれないで、それぞれが能力を十分に発揮することが、災害に強い地域づくりには欠かせません。また、様々な人が意見が言える工夫が必要です。

(1) みんなが安心して過ごせる避難所運営のポイント

- ① 男女両方の運営責任者を配置する。
- ② 役割分担は男女両方で担う。
- ③ 物資担当や給食担当などで男女の両方を配置する。

(2) 方針決定に女性も参画できる自主防災組織づくりのポイント

- ① 男女の両方がリーダー（役員）になる。
- ② 仕事別の班分けに、男女とも配置する。

(3) 地域 みんなが参加する防災訓練のポイント

- ① 女性、子供、若者、外国人などにとられずに、地域住民が参加しやすいよう工夫する。
- ② 役割を性別で決めない。
- ③ 訓練内容による男女の区別をしない。



【参考資料】 静岡県ホームページ



男女共同参画の視点からの防災



外国人住民のための避難生活ガイドブック



高齢者や障害者を助けよう

第2章 平常時の防災活動

この章では、災害発生時に備えて、

自主防災組織として平常時に実施すべき事項を説明します。

被害の拡大防止は、平常時に何をしておくかに大きくかかってきますので、

家庭内対策や防災訓練についての理解を深めます。



1 地域住民への防災知識の普及啓発

- (1) 自主防災活動への積極的な参加
- (2) 家庭内対策の促進

2 「わたしの避難計画」の作成

- (1) 「わたしの避難計画」とは
- (2) マイ・タイムラインとの関係
- (3) 「わたしの避難計画」の作成
- (4) 「わたしの避難計画」作成手順
- (5) 「わたしの避難計画」の普及に向けて

3 防災訓練の実態

- (1) 防災訓練の目的
- (2) 訓練の成果をあげるために
- (3) 事故防止
- (4) 防災訓練災害補償制度の適用について

4 地域防災訓練の方法

- (1) 災害向上訓練「D I G」
- (2) 自主防災組織災害対応訓練イメージ「T.E.N」
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救助、応急救護訓練
- (5) 情報収集（安否確認）・伝達訓練
- (6) 避難訓練
- (7) 給食・給水訓練
- (8) 避難所運営ゲームHUG

5 協働（コラボレーション）による自主防災組織の活性化

② 平常時の防災活動

1 地域住民への防災知識の普及啓発

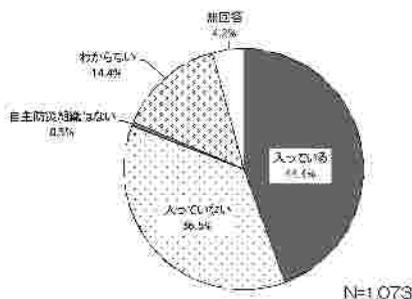
＜令和元年度「南海トラフ地震についての県民意識調査」結果＞
あなたのお宅は、地域の自主防災組織に入っていますか。

静岡県はの自主防災組織は、町内会(自治会)単位で結成されたものが多く、組織率はほぼ100%となっています。しかし、静岡県が令和元年度に実施した「南海トラフ地震についての県民意識調査」によると、本来ならほぼ全世界が防災組織に加入しているにもかかわらず、「あなたのお宅は自主防災組織に入っていますか」という問に対して、「入っている」と明確に回答した人は約41%に過ぎません。長い年月の経過とともに、住民自らが必要性を認識し活動に参加する意識は希薄となっています。

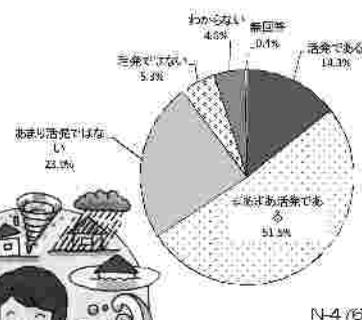
また、住民自身の参加及び活動意識のみならず、住民からみた自主防災組織の活動も「活発である」との回答は、約14%に過ぎません。

想定される南海トラフ地震や相模トラフ沿いの地震のように、災害が激甚で広域になる場合、行政や他の者に頼ること(公助)は難しくなります。

地震による災害から身を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて、日ごろから十分な準備をしておくことが何よりも大切です。「自主」の名の通り、「自分の命は自分で守る(自助)」「自分達の地域は皆で守る(共助)」という意識を持つ必要があります。



＜「入っている」と答えた人に＞
あなたの地域の自主防災組織の活動は活発ですか。



啓発事項の例

- ① 自主防災組織が活動すべき内容
- ② 自主防災組織の構成員の役割
- ③ 「南海トラフ地震」や「東海地震」、「相模トラフ沿いの地震」などの地震の知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報の内容
- ⑤ 突然地震が発生したときの対応
- ⑥ 平常時における家庭内対策の実施
- ⑦ 避難行動要支援者への対応
- ⑧ 地域の特性に応じた対応
- ⑨ 地震(津波)災害、風水害、土砂災害の危険度
- ⑩ 気象警報の内容 など

啓発の方法

- ① 県や市町が発行しているパンフレットや手引書の活用
- ② 県地震防災センター等のホームページの活用
- ③ 市町の防災マップの活用
- ④ 県や市町などが開催する防災講演会、出前講座、研修会への参加など

② 平常時の防災活動

(1) 自主防災活動への積極的な参加

自主防災組織が中心となる地域防災訓練への参加がまだまだ少ないようです。隣近所で声を掛け合い、訓練には皆で参加しましょう。

◇地域防災訓練参加率◇ (南海トラフ地震についての県民意識調査)

●平成27年度 37.6% ●平成29年度 38.4% ●令和元年度 41.8%
※平成27年、平成29年は南海トラフ地震(東海地震)についての県民意識調査

■ 学習会や講習会・研修会の開催

パンフレットや手引書など、活字だけでは住民の顔も見えず、コミュニケーションが十分とれません。目先を変えて、また、生涯学習の一環として、自主防災組織への参加の第一歩となる学習会や講習会・研修会等の開催を検討してください。

講習会は、企画内容を狭い範囲に限定せず、いろいろな講演者に依頼し、幅広く防災に関する知識が吸収できるようにしましょう。

講習会内容

地域ニーズを把握して、講習内容を決める。



講習会参加の呼びかけ

講習会の日程や場所などが決まったら、住民へのPRを行って聴講者を集める。



広報は色々な経路で開催方法にも工夫を

ポスターやチラシだけでなく、回覧板や町内放送、PTAなど色々な経路を利用して広報しましょう。

■ 地域防災人材バンクの活用

講師については、お住まいの市町に相談して紹介してもらうほか、県で公開している「地域防災人材バンク」登録者に直接依頼することもできます。

県地震防災センターのHP (<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/topics/jinzaiabank.html>) で確認してください。



(2) 家庭内対策の促進

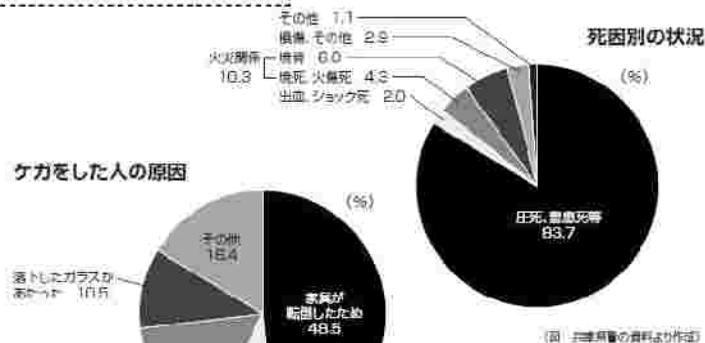
阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。

これらのことから、各家庭において地震に対する備えをしておくことが非常に重要となります。しかし、住民には「自分の家は大丈夫」「自分だけは大丈夫」といった意識があり、家庭内対策はなかなか進んでいません。阪神・淡路大震災や津波からの逃げ遅れにより非常に多くの方が亡くなった東日本大震災の状況を今一度思い出

② 平常時の防災活動

し、自主防災組織を挙げてこの対策に取り組んでください。

＜阪神・淡路大震災における人の被害の原因＞



マンションの室内に散乱した家具



促進の方法

- ① 県や市町が発行しているパンフレット及び手引書の配布
- ② 自主防災組織内で実施される研究会、講演会への参加呼びかけ など

指導方法

- ① 家屋の耐震診断と補強
- ② ブロック塀の点検と改修
- ③ ガラスの飛散防止
- ④ 家具等の転倒・落下防止
- ⑤ 出火防止
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄
- ⑦ 非常持出品の準備
- ⑧ 家屋内での役割分担

① 家屋の耐震診断と補強

昭和56年6月以前に建築された木造住宅は、市町の建築担当課に申し込みは、無料で専門家による耐震診断が受けられます。それ以外の建物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の建築物）については市町に相談するようにしましょう。また、耐震設計や耐震補強工事に対しても補助金が受けられます。詳しくは「プロジェクト TOUKAI-O」のHP

(<http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/toukai0/index.html>)と(P.145参照)を確認してください。



② 平常時の防災活動

② ブロック塼の点検と改善

門柱やブロック塼は、見かけはしっかりしていても、基礎の根入れが無かったり、鉄筋が入っていないなど安全でないものがたくさんあります。平成16年の新潟県中越地震や平成30年大阪府北部地震においても、鉄筋の入っていないブロック塼が倒壊する被害がありました。また、避難路や緊急輸送路に面したブロック塼が倒壊した場合、避難が遅れたり緊急車輛や緊急輸送車両の通行の妨げとなりますので、ブロック塼のある家にはぜひ点検・改善の実施を呼びかけてください。

危険と判断されたものは、補強するか、柵や生け垣に取り換える必要があります。一部の市町では生け垣に取り換える費用を補助していますので確認するとよいでしょう。(P.146 参照)



③ ガラスの飛散防止

阪神・淡路大震災ではガラスの飛散による負傷者が出ています。強化ガラス等に取り替えたり、ガラス飛散防止フィルムを貼ることで防止できます。



④ 家具類の転倒・落下防止

どんなに建物を丈夫にしても、タンスや食器棚などが倒れてケガをしては何の意味もありません。家具はしっかり固定し、高いところに物を置かないなど、家族からケガ人を出さないようにしてください。

タンス等の家具類のほか、冷蔵庫、テレビといった電化製品などにも注意が必要です。阪神・淡路大震災では地震の揺れで「テレビが飛んだ」という報告もあります。家庭内の転倒や落下の可能性のあるもの全てについて対策を取るようになってください。

なお、市町によっては、家具固定の補助事業を実施しているところもありますので、各市町のウェブサイト等を御参照いただくか、お住いの市町の防災担当課へお問い合わせください。

家具類のほか、電化製品の転倒・落下防止対策を！
寝る場所は家具類のない部屋に！
2階などに重い家具は置かない！

② 平常時の防災活動



⑤ 出火防止

地震はいつ起こるかわかりません。冬の夕食時間などに発生すれば、ストーブやガスコンロなどの暖房や火気器具が火災の原因となります。ガスボンベが転倒しないよう固定してあるか確認したり、ストーブは対震自動消火装置付にするなど、器具そのものの対策もしておきましょう。



プロパンガスは、安全器具や安全装置付きガス機器での使用を！

不完全燃焼防止機能付き小型湯沸器・屋外設置式のふろがま又は給湯器・CO（一酸化炭素）警報器・マイコンメータ・ヒューズガス栓・立消え安全装置付きこんろ・ガスもれ警報器 など

地震による火災の過半数は電気が原因です。東日本大震災における本震による火災のうち原因が特定されたものの過半数が電気関係の出火でした。避難時にはブレーカーを遮断しましょう。また、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具として「感震ブレーカー」があります。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。市町において感震ブレーカー支援制度を設けている場合があります。詳細は、各市町のウェブサイト等を御参照いただくか、お住いの市町の防災担当課へお問い合わせください。

避難時にはブレーカー遮断！

② 平常時の防災活動

⑥ 非常持出品の準備

避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水・日用品・貴重品等を準備しておきましょう。

日ごろ服用している薬やかかりつけ医、介護支援員などを記載したのもも非常持出品の中に入れておきましょう。

屋外避難も想定した持出品も！



⑦ 備蓄

大災害が発生した場合、道路や水道施設が使用できなくなることが考えられます。また行政による救援活動もすぐには行われません。各家庭において7日間程度は生活できるように、食料・飲料水の備蓄を促進させてください。食料は非常食3日分を含む7日分を、飲料水については、1人1日3リットルを7日以上「食べ慣れた食料」を活用しながら備蓄するようにしてください。「携帯トイレ」の備蓄も忘れてはいけません。

食料は7日分、飲料水は7日以上



普段からの買い置きやローリングストック(回転備蓄)を習慣づけて、大規模災害に備えましょう。

② 平常時の防災活動

夜、寝ているときも

身近な所に、懐中電灯、ラジオ、靴またはスリッパなどを置いておきましょう。
(素足では、濡れたガラスでケガをします。)

あると便利な物

アルコール消毒液



携帯用カセット



テント



バール・ザッパ



ラップフィルム



ドライシャンプー



笛 (ホイッスル)



ウェットシート



水用ポリタック



マスク



自転車・バイク



保険証・免許証のコピー



モバイルバッテリー



■ 赤ちゃんのいる家庭では

飲料水、ミルク、哺乳びん、離乳食、スプーン、着替え、オムツ、清浄綿、おんぶ紐、タオル、バスタオル又はベビー毛布、ガーゼ又はハンカチ、バケツ、ビニール袋、石鹸などを用意しましょう。

■ 妊婦のいる家庭では

胎脂綿、ガーゼ、サラン、T字帯、清浄綿及び新生児用品、チリ紙、ビニール風呂敷、ビニール袋、母子手帳、新聞紙、石鹸などを用意しましょう。

② 平常時の防災活動

- 生活全般に支援が必要な高齢者や障害のある人のいる家庭では
着替え、オムツ、チリ紙、ガーゼ又はハンカチ、障害者手帳、補助具等の予備、薬などを用意しましょう。
- アレルギーをもつ子供がいる家庭では
災害時など、緊急に子供が一人になってしまう場合に備え、他の人にアレルギー食材などの情報を正確に伝え、適切に対応してもらえるためにアレルギー症状や対応方法などの情報を記載したカードを作っておくとよいでしょう。

赤ちゃんや体の不自由な方、アレルギーをもつ子供がいる家庭ではその人に必要な備蓄品を備えておく必要があります。

⑧ 家庭内の役割分担

災害発生時は、とかくハード面の備えが取りざたされていますが、家庭内で役割を決めておくことも重要です。

日ごろの防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするか、また、家族が離れ離れになったときにはどこに集合するかなどをあらかじめ決めておくようにしましょう。

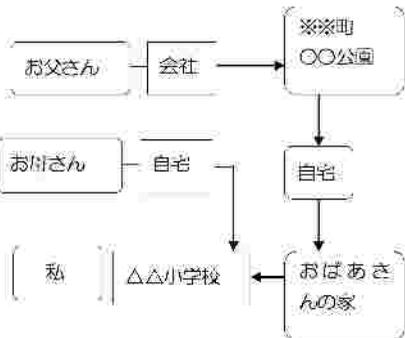
発災時、1人では多くの安全対策ができません。発災時の役割分担を決め、万全の体制を！ 家族が離れ離れになった場合の集合先を決める！

■ 行動表の例

【地震がおきて避難が必要な場合】

お父さんは会社から※※町○○公園へ避難します。おちいたら家に帰り、お母さんと私が避難していたら、おばあさんをつれて△△小学校へ行きます。

お母さんは自宅から非常持出品を持って△△小学校へ行きます。



② 平常時の防災活動

【家庭内DIG（ディグ）をやってみましょう】

各家庭における災害図上訓練「家庭内DIG」があります。詳しくは、県危機管理部のHP（<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/chosa/documents/kateinaidig.pdf>）で検索してください。



【命のパスポート】

突然地震が起きても、自分と家族が無事でいられ、落ち着いて安否確認などの行動が取れるよう「命のパスポート」を御活用ください。「命のパスポート」は、名刺サイズに折り畳んだ必要最低限のマニュアルで、常に財布などに入れて持ち歩きができます。

日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の翻訳バージョンもあります。

御希望の方は、県地震防災センターのHP（<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/toukei/passport2/index.html>）からダウンロードしてください。



【安否確認】

災害用伝言ダイヤル「171」（音声による伝言板）、携帯電話のメールサービス「災害伝言板」、LINE、Messenger、インターネットのアプリによる手段、共通の集合場所を決めるなど、離れている家族と安否を確認する手段を確認しておきましょう。

【役割を決めて点検しましょう】

役 割（例）	担当者
台所、風呂場、暖房器具など、火気まわりの安全対策	
ダンス・本棚・食器・戸棚などの転倒防止	
窓ガラスなどの飛散防止対策	
出入口までの避難経路や、安全な場所(部屋)の確保	
消火器・バケツの確認と点検	
飲料水7日分と食料7日分（内3日分は非常食）の点検と補充	
非常持出品の点検と補充	

② 平常時の防災活動

⑨ 避難場所（避難地）の確認

災害が発生したときの避難のため、市町はあらかじめ避難場所（避難地）や避難所を指定しています。また、避難場所（避難地）には災害種別ごとに指定があります。

避難場所（避難地）の災害種別については、防災マップによる確認、避難場所（避難地）周辺に掲げられた看板で確認するか、お住まいの市町の防災担当課へお問合せください。また、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」でも確認ができますので、災害種別に応じた避難場所（避難地）や避難経路をあらかじめ確認しておきましょう。

災害種別：洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象



災害種別が表示された看板例1



災害種別が表示された看板例2

2 「わたしの避難計画」の作成

(1) 「わたしの避難計画」とは

「わたしの避難計画」とは、身の回りの災害リスク（河川氾濫、土砂災害、地震・津波等）に対して「いつ」「どこに」避難するか、あらかじめ記載したものをいいます。

(2) マイ・タイムラインとの関係

「マイ・タイムライン」とは、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる防災行動を整理したものです。

一方、「わたしの避難計画」は、河川氾濫のみならず、土砂災害や地震・津波等も対象とし、記載項目を必要最低限に絞ることで、取りかかりやすい内容にまとめます。

（「マイ・タイムライン」については、第6章5マイ・タイムラインについて（P.110参照））

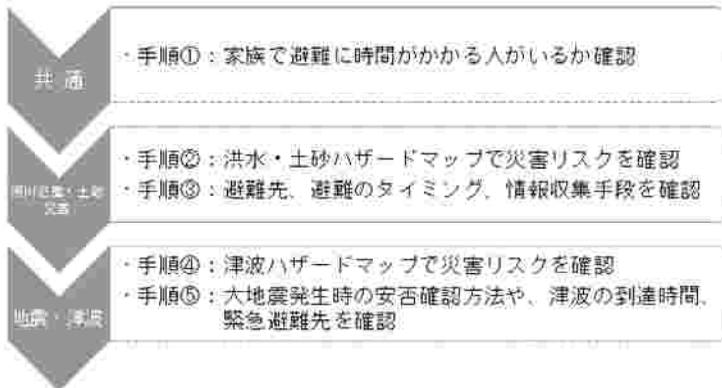
(3) 「わたしの避難計画」の作成

作り方を示した「作成ガイド」を見ながら、「わたしの避難計画」を作成します。「わたしの避難計画」を作成したら、冷蔵庫など目のつく場所に貼っておきます。

また、避難に関してより詳しい情報を「知恵ブック」にまとめています。

(4) 「わたしの避難計画」作成手順

「わたしの避難計画」は以下の流れで作成していきます。



(5) 「わたしの避難計画」の普及に向けて

現在、静岡県では「わたしの避難計画」を全ての県民が作成することを目標としています。今後、各市町と協力して地域ごとの災害リスクを考慮した「わたしの避難計画」を作成し、地域の皆様に普及していく予定です。

3 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の目的

大きな災害が起こったときには、家屋や道路などの被害のほかにも、人的被害も大きくなるのが予想されます。

もし食事の支度時なら、火気による危険が考えられ、あたり一面火の海になる可能性もあります。ガス漏れ、電気・水道・電話が使えなくなることもあるでしょう。公的防災機関は各地で需要が多く到着が遅れるかもしれません。広い地域一帯で混乱するかもしれません。緊急事態の中では、いち早く適切な応急活動が行われることが必要とされます。

このため、日ごろから地域の特性にあった訓練をしておくことが重要です。防災に関する知識だけでは、いざというとき行動に移せないことを知るべきです。

平成7年2月に阪神・淡路大震災の被災者に神戸市消防局が行った調査概要を見ると、大震災前の「地震を想定した訓練への参加」は約8%と極めて少なく、「今後地域の防災訓練に積極的に参加する」は、約68%と高い参加意向となっています。しかし、地震が発生してからでは遅いのです。

静岡県では、防災訓練が定期的かつ組織的に行われています。より多くの人の訓練参加を募り、知識・方法・動きなどを皆で学んで欲しいものです。

■ 防災訓練の実施時期は・・・

◇ 土砂災害対策訓練（6月土砂災害防止月間）

土砂災害が発生しやすくなる梅雨時の前に、国土交通省と都道府県では、毎年6月1日～30日を「土砂災害防止月間」と定めています。

◇ 総合防災訓練（9月1日）（防災の日）

想定：突然南海トラフ地震等の大規模地震が発表されたことを想定

国・県・市町・各防災関係機関・自主防災組織が協力して実施します。南海トラフ地震の発災時に各家庭や地域の自主防災組織が計画している対策を行い、防災行動を身につけることを目標とします。

◇ 地震防災強化月間（11月）

自主防災組織や事業所、ボランティアなど地域防災を担う団体が地震防災対策に取り組む月間とします。

② 平常時の防災活動

◇ 地域防災訓練（12月の第1日曜日）（地域防災の日）

想定：突然、南海トラフ地震等の大規模地震や風水害が発生したことを想定

各市町単位で、自主防災組織を中心に地震発生後の避難、消火、救護など一連の対応訓練を行います。それぞれの地域の特性を活かした訓練を実施し、防災活動を身につけることを目標とします。

◇ 津波避難訓練（津波対策推進旬間（3月11日前後の10日間）中の定めの日）

想定：突発地震が発生し、津波警報が発令されたことを想定

東日本大震災の教訓を生かすため、県・沿岸21市町、各防災関係機関、自主防災組織が協力して実施します。住民に対する情報伝達、観光客等海浜利用者への避難指示、遭難者救助訓練、防潮水門閉鎖訓練等を実施し、津波防災行動を身につけることを目標とします。

◇ 個別訓練

情報の収集伝達、救出救助、初期消火、応急救護、DIG、HUG、イメージTENなど、個々の訓練を行い、それぞれの行動を身につけることを目標とします。役員が交代する時期（年度はじめ）や1月中旬（阪神・淡路大震災を記念する時期）に実施すると効果的です。



② 平常時の防災活動

(2) 訓練の成果をあげるために

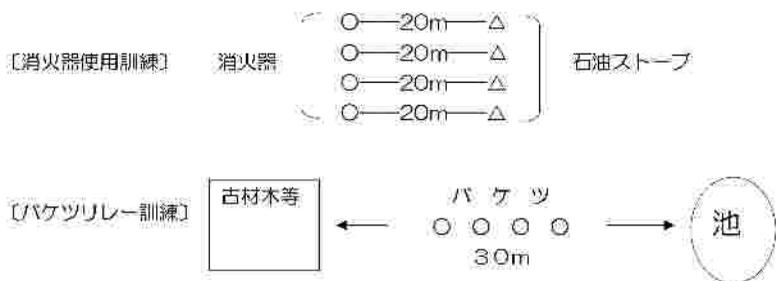
防災訓練における成果は、第1に「災害発生時に役立つか」であり、第2に「防災知識が身につくか」の2つに大別されます。訓練をしても、発生した災害に適用できなかったり、訓練の内容的な問題で住民の中に防災知識が根付かなければ、ただ単に、便宜上行っているだけになります。訓練の成果を上げるためには問題点を洗い出し、次の訓練では問題点を修正して生かす訓練にしましょう。訓練の成果を上げるためには、下記の5つが重要となりますので、ぜひ心掛けてください。

① 訓練実施計画をたて計画的な訓練の実施

決められた時間内で効果的に訓練するためには、その訓練の目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画をつくり、市町の防災訓練担当者に相談をしてください。

訓練実施計画（例）

訓練種別	消火訓練	目的	○月○日 ○○防災会 午前9時から 午前11時まで
場 所	○○公園広場		
指 導 者	○○消防署員3名		
参 加 者	消火班員ほか全員		
目 的	1 各種消火器の性能についての知識及び取扱要領の習得 2 バケツリレー等による消火要領の習得		
実 施 要 領	想 定	石油ストーブの上に、地震によって棚上の新聞、雑誌が落下し、火災になったものとする。	
	内 容	1 消火器の性能についての知識及び取扱要領を○○消防署の指導で行う。 2 実際の消火を下図のように石油ストーブ及び古材木、雑誌類を置き、指導者の合図により交代して行う。	
備 考	参加者は、できるだけ活動しやすい服装をしてくること		



② 平常時の防災活動

② 関連機関との調整

訓練の実施計画ができた段階で、事前に防災関係機関に内容を検討してもらい、協力を依頼します。

訓練会場を確保したら、市町の防災担当や防災関係機関に早めに届け出るようにしてください。届け出の内容は、日時、責任者、訓練内容、訓練会場、目的、参加予定人数などです。

消火訓練や救出救助訓練などは危険を伴いますので、消防機関との入念な打ち合わせが不可欠となります。訓練予定日の直前に再度確認をしておくことが重要です。

③ 地域の特性に応じた訓練の実施

津波や山・がけ崩れの危険予想地域か、住宅密集地で延焼火災の危険予想地域かなど、その地域の特性を考えた訓練を実施しましょう。

海岸に隣接した地域	津波を想定した訓練、海水浴客を加えた訓練
急傾斜地に隣接した地域	山・がけ崩れを想定した訓練
住宅密集地	延焼火災を想定した訓練、シナリオのない訓練
観光地	観光施設利用者を加えた訓練
社会福祉施設に隣接した地域	社会福祉施設入所者を加えた訓練
事業所が混在した地域	住民と事業所の合同訓練
病院に隣接した地域	住民と病院の合同訓練



② 平常時の防災活動

④ 訓練の実施を周知徹底し日時や訓練内容に変化をつける

訓練の実施を周知徹底	訓練日時を記載した回覧板やポスター・チラシもしくは広報を利用して、訓練の実施を「知らなかった」人がいないように徹底させましょう。
訓練の日時に変化をつける	いつも同じ日時に実施していると、同じ人しか参加できないので、休日や夜間など多くの人が参加できる日時にも設定してみましょう。
訓練内容に変化をつける	様々な年代の人に参加してもらうことが望ましいので、各回テーマをしばり、地域の災害を想定したイメージトレーニング、平日昼間の発災とするなど日時設定、中学生や高校生等による情報伝達訓練、高齢者や子供を対象とした訓練など変化をつけてみましょう。

⑤ 興味を持って参加、楽しめる訓練

防災訓練の参加者は、「いつも同じ人ばかり」と思ったことはありませんが、防災訓練に参加するという事は、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の操作方法を認識してもらう良いチャンスです。防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。また、外国人や身体の不自由な方等（要配慮者）にも積極的に参加してもらうため、平常時からコミュニケーションをとるよう心掛けてください。

【具体例】

- ・ 宿泊を伴う防災キャンプ、テント生活体験
- ・ バーベキューイベントを活用した非常時調理体験
- ・ 地域のイベント（運動会、盆踊り大会等）に合わせて行う訓練
- ・ 災害を想定した障害物競走、バケツリレー競走、担架競走、防災用品借り物競走
- ・ ウォークラリー
- ・ 防災ウォッチング（町あるき探検）
- ・ オリエンテーリング
- ・ 地震体験車体験
- ・ スモークハウス体験
- ・ 防災クイズ、クロスロード など

(3) 事故防止

- ① 危険を伴う訓練には専門家の指導を
 - ・ 消火訓練や救出・救助訓練は消防署員など専門家の指導を受けましょう。
- ② 事前に十分な説明を
 - ・ 訓練を始める前には、必ず事故防止について参加者に注意をしましょう。
 - ・ 訓練で使用する資機材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明しましょう。
- ③ 服装は訓練に適したものを
 - ・ 服装は訓練に適したものとし、軍手・ヘルメット（防災頭巾）を着用しましょう。
- ④ 訓練中に事故が発生した場合は適切な措置を
 - ・ 訓練中、整理・整頓に気をつけましょう。
 - ・ 訓練中には事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう。

(4) 防災訓練災害補償制度の適用について

防災訓練中にケガをした場合、各市町では補償のために障害保険等に加入しているため、事前に計画を届け出るとともに、補償内容などを確認しておきましょう。また、レクリエーション保険などもありますので、詳しくは損害保険会社へお問い合わせください。

注意 補償の対象となる場合

- (1) 市町又は消防機関の主催する防火防災訓練に自主防災組織、民間防火組織、町内会等が参加したとき。
- (2) 自主防災組織、民間防火組織、町内会等が自主的に行う防火防災訓練で、事前に市町防災担当課又は消防本部に「防火防災訓練届」が提出されたものなど。
なお、詳細は市町の防災担当課等に確認すること。

② 平常時の防災活動

4 地域防災訓練の方法

防災訓練では、概ね下記の訓練が代表的な訓練として実施されています。どの訓練も重要で、このすべての訓練が有機的に機能してこそ人の命を救い、災害を拡大させないこととなります。

また、大地震が発生した際、身の回りでのどのような災害が発生する恐れがあるのかをあらかじめ理解しておくことはとても大切です。イメージトレーニングや図上訓練などにも積極的に取り組みましょう。

代表的な防災訓練

(1) 災害図上訓練 [DIG] (ディグ)

参加者が大きな地図を囲みながらチーム感覚で災害時の対応策を考える図上訓練です。



(2) 自主防災組織災害対応訓練 [イメージTEN]

自主防災組織の本部員の立場で、災害対応を疑似体験するイメージトレーニングです。

(3) 初期消火訓練

大きな地震災害で最も怖いものの一つは、火災です。火災が発生した場合に素早く消火を行うための訓練です。



(4) 救出・救助、応急救護訓練

阪神・淡路大震災では、多くの人が倒壊した家屋の下敷になって亡くなりました。この訓練では、地域住民の命にかかわる重要な活動を実施するための訓練です。



(5) 情報収集・伝達訓練

災害に際し、住民は恐怖と不安の真只中で情報を求めています。また、市町村も地域の情報を求めています。正しく迅速に収集伝達するための訓練です。



② 平常時の防災活動

(6) 避難訓練

特に、津波や山がけ崩れ、延焼火災から身を守るための訓練です。

また、避難するとき、避難行動要支援者への配慮を習得する訓練です。

感染防止の観点から、避難場所（避難地）での避難者の受入れにおいて、避難スペースの区分や誘導についても訓練しましょう。



(7) 給食・給水訓練

大規模な災害が起きたら、ライフラインがマヒし、流通機能が混乱するので食料や飲料水などの入りが困難になります。物資が供給されるまでの間は自力で対応しなければなりません。そのため、奮力して、給食・給水活動をする訓練です。



(8) 避難所運営ゲーム[HUG]

避難所で起きる様々なことをゲーム感覚で疑似体験するイメージトレーニングです。



② 平常時の防災活動

(1) 災害図上訓練「DIG」

災害図上訓練「DIG」とは？

参加者が地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える災害図上訓練のことで、Disaster（災害）、Imagination（想像）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名づけられました。 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/dig/>



DIGの特徴は？

- 参加者が大きな地図を囲み、議論を交わしながら進めていきます。
- 地図に書き込みをすることで、地域の防災マップができて上がります。
- 決まったルールがなく簡単で、経費もほとんどかかりません。
- 日ごろ気付かなかった地域の防災対策が明らかになり、参加者の防災意識が向上します。

どのような人が必要？

進行役

全体の企画、
進行、講評等

スタッフ・補助

進行役の補佐を
する人

プレイヤー

地図を囲む参加者

事前に準備するものは？

地図（住宅地図等）

※地図はたたみ2畳（1.8m×1.8m程度）の大きさにつなぎ合わせる。

※縮尺はテーマ、参加者数に応じて決める。小・中学校区といった町区なら、縮尺1/1,500～1/5,000程度。ただし、実際に地図を見てから決めること。

透明シート

※透明シートはホームセンターや写真店、梱包用品店で取り扱っている。

文房具類

※テープ 模造紙 出席者名札 ハサミ・カッター 定規 12色油性ペン ドットシール（大小多数） 付箋 白紙 色押しピン 紙粘土 ペンジン（修正液） ティッシュペーパー

被害想定データ

※テーマや参加者に応じて用意する。

※被害想定や防災関係施設配置資料については、県地震防災センターのホームページ

防災関係施設配置資料

（<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/>）や市町防災担当課から資料を入手。

準備開始！

地図の用意
住宅地図の場合は
該当箇所を用意

参加者名簿
参加者のグループ
分けも用意

会場設定
たたみ2畳程度の地図
を載せるテーブル配置

② 平常時の防災活動

いよいよDIGを開始!

1 グループ10名程度が適当。グループメンバーが決まったら、リーダーや記録係を決める。選び方は状況に応じて弾力的に。

参加者は名札をつけ、自己紹介などにより討論しやすい雰囲気づくりをする。防災活動歴や被災体験などを交えてもよい。

参加者がどういった立場で、どのような災害に立ち向かうのか、その役割を確認する。参加者の立場は、DIGのテーマに応じてあらかじめ設定しておいてもよい。

また、提示する被害想定は詳細である必要はないが、資料を調べた程度現実的なものを用意する。

用意された地図をたまたみ2畳分につなぎ合わせる。

テーマに応じて様々な防災関係条件を書き込む。

- ① 交通施設（特に道路）、河川等の線状のもの
- ② 役所、病院、消防署、公園（避難場所（避難地））などの防災施設
- ③ 危険な場所（津波や山・かけ崩れの危険予想地域など）
- ④ 住宅密集地域、古くからの住宅が多い地域
- ⑤ 避難行動要支援者が多く在住する地域
- ⑥ 被害想定、表層地質図 など

ポイント

- 条件に応じて色を塗り分け、色の塗り方は一定のルールがあった方がよい。
- 広い場所は外周を囲む。
- 特に重要な場所は名称等を記載する。
- 粘土や押しピンを使って立体的に表示してもよい。
- 方位や表示凡例を記録する。
- 透明シートを複数利用すると多くの条件の書き込みが可能。
- 各地域にあった道具や方法を工夫して誰でも一日でわかるようにするとよい。
- 書き込みは全員で行う。テーブルの上に乗っても構わない。書き込みしながら状況を整理する。
- 参加者は想像力を膨らませて災害時の対策や事前の対策を考える。

できあがった地図を見ながらテーマに絡じた意見交換を行う。

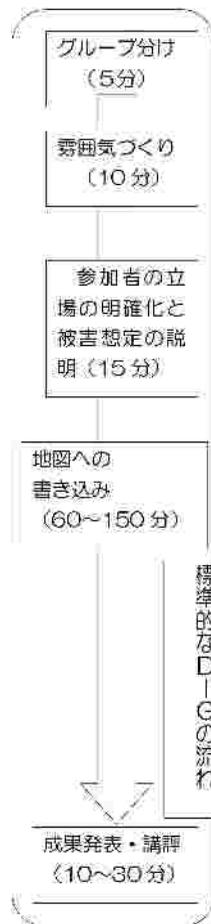
参加者自らが課題を認識し、自然に議論が深まっていくのが理想的な姿であるが、初期の段階では具体的な課題を提示し、その解決策等について考える。グループごとに話し合われた内容について発表する。

様々な意見交換により情報共有され、参加者の考えがより深まる。

アドバイスができる立場の人がいれば、成果発表の内容や、参加者の取組等について講評してもらおうとよい。

DIGで「人を知り、地域を知り、災害を知ろう！」

- 地図を囲んで検討することで、地域をより深く理解できます。
- 参加者の間に連帯感が生まれ、信頼関係が育まれます。
- 分野が異なる参加者とも連携や交流が図れます。



② 平常時の防災活動

(2) 自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」

自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」とは？

自主防災組織の役員を中心に、災害時どう対応したらいいかを考えるイメージトレーニングです。参加者が自主防災組織の役員となった場合の疑似体験を経験することで、地域における災害対応を俯瞰的に理解することができるものです。

イメージTENの「TEN」の名称の由来は、Image Training & Exercise of Neighborhood。すなわち、近隣のための仮想訓練・仮想演習という意味ですが、付与される課題の数が10題用意されていることも「TEN」の由来でもあります。http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/chosa/image10.html



対象となる地域は？

実在の地域でも、架空の地域（地域A）でもかまいませんが、参加者が特定の地域事情を把握している場合や特定の自主防災組織の役員で行う場合は、できる限り、実在の地域を対象とします。

準備（想定）するものは？

- ア イメージする地域の設定条件（設定条件を記載した地図または資料・凡例）
- イ 参加者に付与する課題（対象地域で想定する事象、被害などのシナリオ）
- ウ 対象とする自主防災組織の役員人数（架空の場合は想定人数を設定）
- エ 防災資機材の品目と数量（架空の場合は標準的な品目と数量を設定）
- オ 筆記用具、文房具類

※ 対象地域の地図については、実在の場合は適当な縮尺の地図を使用。架空の場合は、地域Aの地図を使用する。

※ ウ及びエで設定した人数と資機材等については、役員及び防災資機材の管理表を使用するとよい。

いずれも、県危機管理部または県地震防災センターHP（P.156 参照）から入手

架空の地域Aの地理的条件

- ・ 地域Aは、津波や山がけ崩れの心配のない平野に位置する。4平方km（東西500m、南北700mの範囲）で、300世帯、1000人が居住
- ・ 世帯の多くは一戸建て住宅だが、広い庭を有しているところはほとんどない。マンションなどの集合住宅も存在する。
- ・ 地域内を貫通する幹線道路には、小学校、商店、飲食店、会社事務所などが立地。地域の北側一帯は田畑もある。
- ・ 町内会活動や自主防災組織活動は至って標準で、地域の運動会や防災訓練は年1回開催。参加者は全世帯の半数程度

イメージ開始！

参加者は役員を演じます。

イメージを行う対象地域のイメージができたなら、次に、参加者を、この地域の自主防災組織の役員になったと仮定して分担を決めます。実際の役員で行う場合は、そのまま各自の役職を充ててください。

次に、情報班、消火班など班別の人数を想定しておいてください。

② 平常時の防災活動

地震発生の設定条件

次に、南海トラフ地震（大規模地震）の発生条件を決めます。

進行役があらかじめ決めておいてもかまいませんし、その場でくじ引きなどで決めてもかまいません。

「令和〇年×月×曜日の×時に南海トラフ地震（大規模地震）が発生しました。」

地域 A は全域震度 6 強以上の強い揺れが 1 分以上続きました。

そのときの天候は「××」です。」

自主防災組織の本部設置

地震の揺れも収まり、参加者は無傷で助かったという前提で始めます。

ここで、各グループで設定した地域の自主防災組織の本部をどこに設置するか決めてもらいます。もちろん、実在の地域で行う場合は実際の場所に本部を印してもらいます。

本部は停電により電気機器類は全く機能しておらず、通信機器もほとんど使えないという状況であることを補足してください。

防災資機材の確認

次に、防災資機材と防災用品が防災倉庫に保管されていることとし、これらの資機材を適宜使用できるようにします。

架空地域 A で行う場合は、このマニュアルの P.11 にある装備基準例を参考にしてください。イメージで付与される課題ごとに「どこに、いくつ持っていくか」イメージできるようにします。もちろん、実在の地域の情報で行う場合は、実際の防災資機材等の品目と数量をリストアップした資料を使用します。

課題付与！

いよいよ、ここから、設定した地域で様々な出来事が起きることとします。時系列で課題を付与し、各グループでどう対処するか考えてみるようにしてください。

課題は、所要時間や参加者によって、適宜進行役の方が用意してください。1 時間で 5 ～ 6 題が標準です。課題当たり、7 ～ 10 分間で検討してもらいます。

課題付与の方法は、パワーポイントでスクリーンに映すこともありますが、カードや A5 程度の紙に記載して、上記の時間間隔ごとに配布する方法もあります。

順次、課題を配布します。

参加者は、課題ごとに対応策を意見交換してください。

※ 標準的な課題内容は、県危機管理部または県地震防災センターの HP（P.156 参照）から入手できます。

振り返り

終了時刻が来たら、途中で終わりにします。

最後に、各課題にどう対応したのか、あるいは、どのようなことに悩んだのか、何が疑問が生じたのか、新たな発見があったのか、演習をやった感想などを発表してもらいます。重要なことは、適宜、解説を加えるようにします。

イメージ T E N で「自主防災組織の防災力を向上！」

- 自主防災組織本部の様子を時系列で体験できます。
- 具体的に実践的な防災対策や災害対応の理解ができます。
- 参加者同士の連帯感が生まれます。
- 複雑なルールはなく、準備も簡単です。

(3) 初期消火訓練

大地震が起こると、多くの場合火災が発生します。阪神・淡路大震災でも、火災により大きな被害が発生しました。特に、関東大震災のときには、東京で亡くなった方の95%が火災によると言われています。恐ろしい火災を起こさないために、各家庭での出火防止対策(消火器や感震ブレーカー、ガスのマイコンメーターの設置など)を積極的に行うとともに、火災発生時の初期消火方法を習得しておくことが大事です。

自主防災組織は初期消火、延焼を防ぐことを目的に訓練を行います。代表的な訓練にはパケツリレーによる消火、消火器による消火、可搬ポンプによる消火があります。

【消火器を使用した訓練】

- ① オイルパンを用意
- ② オイルパンに水、ガソリン等を入れる。
- ③ 風上から点火。
- ④ 粉末消火器等で消火。
- ⑤ 水消火器による体験

※消火方法は実際の火で体験することも大切です。参加者の安全や周囲に燃え移るものがないかなど十分な確認を行ったうえで実施してください。



粉末消火器

オイルパン



水消火器

オイルパンの準備

- 訓練場所は、空地など他に延焼のおそれのない場所を選ぶ。
- オイルパンは水平な場所に置く。
- オイルパンに2cm位の深さに水を入れ、その中に1~3ℓ(オイルパンの大きさにより量を調整する)の灯油又は、廃油等を入れる。寒冷期等で点火しにくい場合は助燃燃料として、0.1~0.2ℓのガソリンを入れる。

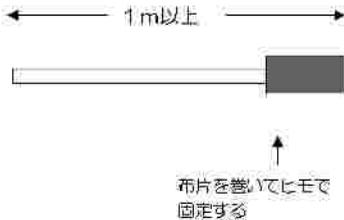
(注) オイルパンの底面積が概ね1㎡四方の場合

水、灯油、廃油、ガソリンはオイルパン半分以下とする(多すぎると燃料があらただし、火柱が一挙に広がるおそれがある。)

助燃燃料	0.1~0.2ℓ(ガソリン)
灯油、廃油	1~3ℓ
水	深さ2cm以上 (2ℓ~6ℓ)

② 平常時の防災活動

点火用の棒



注意

- 風下の住宅等との距離を十分とる。
 - 点火は、専用の点火棒を使い、絶対に直接マッチで点火するようなことをしない。専用の点火棒がないときは左図のように作り使用する。
 - 風上から点火する。
 - 燃料用の缶類の容器は、10m以上離し密栓する。
 - オイルパンを繰り返し使用する場合は、冷却を確認し燃料を補給する。
 - 見学者はオイルパンから最低10m離れる。
 - 予備の消火器を用意する。
 - 訓練後の廃油の処理に留意する。
- ※ 防火防災訓練には市町への届出が必要です。また、消防着の講習を受けるなど、安全を確保に努めてください。

消火器の使い方

①安全ピンをはずす



②ホースをはずし、ノズルを火災に向ける



③レバーを強く握る



消火の要領としては、煙に惑わされず、火元を掃くようにノズルを左右に振りながら、手前の火から完全に消して前に進みます。屋外では風の影響を考えて風上から放射します。室内では自分自身の避難路を確保し、身体を低くし煙や熱気を避け火元に近付いて放射します。粉末消火器を使用した時は、燃焼物の中心まで完全に消えていないことがありますので、再燃させないためにも、水を十分かけておくことが必要です。

使い方訓練のための水消火器があります。水消火器の貸出しについては、市町へお問合せください。

② 平常時の防災活動

消火器の種類

消火器には、火災の適応表示がありますので、火災の種類に適した消火器を選びましょう。

普通火災	白色	木材、紙、布などが燃える火災用
油火災	黄色	灯油、ガソリンなどが燃える火災用
電気火災	青色	電気設備などが燃える火災用



新規格



【バケツリレーでの消火訓練】

- ① バケツリレーのチームを作る（20人程度、水の入っているバケツ班とカラのバケツ班）。
- ② 火災の状況を示す（可燃物に風上から着火）。
- ③ 人は背中あわせに2列に並びバケツを中継（1列10人、バケツ7個位）。
- ④ バケツを持って風上から近寄り、安全距離2～3mをみて注水位置を決める。
- ⑤ 火の勢いを抑えるように注水。



注意

- ・バケツの取手部を両手で持つ者と、バケツの柄を両手で持つ者で、ぶつかり合わないようにして手渡す。
- ・この場合可燃物にはオイルパンは使用しない。
- ・見学者は火元から10m以上離す。
- ・予備として消火器を用意する。



バケツの取手部を両手で持つ者と、バケツの柄を両手で持つ者で、ぶつかり合わないようにして手渡す。

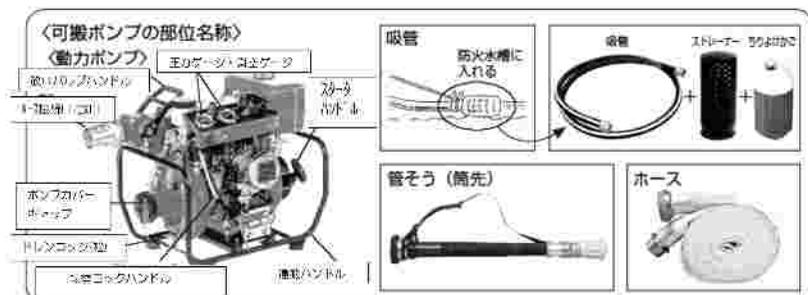
② 平常時の防災活動

【可搬ポンプでの消火訓練】

＜可搬ポンプを使用する場合の体制＞



- ・消火員（筒先）2名 予備員1名 機関員1名（動力ポンプ操作）
- ・連絡員1名（指揮者の指示を連絡） ・指揮者1名（放水の合図等）



＜C1 級ポンプの標準的な能力＞

- 消火約回 水涼から 120～140m
- 吸水高（深さ）吸水6m（実用は5mとみる）
- 連続運転時間 40～45分
- 放水量 420ℓ/分（ノズル口径17mm、ポンプ圧5kg/m²のとき）

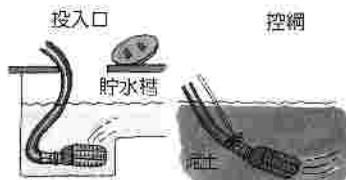
※ じまがって25分間放水する場合は、約10tの水利が必要となります。

② 平常時の防災活動

【作業方法】

- ① 動力ポンプを固定する。
- ② ポンプカバーをはずして吸管を動力ポンプへつける。
- ③ 吸管を防火水槽などへ入れる。
- ④ 動力ポンプの接手へホースをつける。
- ⑤ 1本のホースで足りない場合はもう1本のホースを継ぎ足す。

確実に接続



ピットに必ず取り込まれてから
なまめく有効になる。

水面が湧き出るとは、ストロー
が少し深くなる。



- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ⑥ 筒先をホースの先端につける。 ⑦ 中間部分のホースが曲がっていないか確認。特に動力ポンプの接手は角度が変えられるので、ホースと接手はまっすぐに伸ばす。 ⑧ 筒先2名、指揮者1名、機関員1名、予備員1名、連絡員1名配置につく。 ⑨ 指揮者の合図（号令）で機関員がポンプを作動させる。 | <ol style="list-style-type: none"> ⑩ 燃料ロックレバーを開ける。 ⑪ 放口バルブが閉まっていることを確認 ⑫ エンジンをかける。 ⑬ 真空ポンプ操作を行う。 ⑭ 機関員はスロットルを調節しながら連絡員に合図し、放口バルブハンドルを少しずつ開けて送水。 |
|---|--|

注意

- ・ 水利をあらかじめ確認しておく。（耐震性貯水槽、防火井戸、耐火水槽、プール、河川など）
- ・ 原則として屋外側から放水を行う。
- ・ 訓練にあたっては、消防番員、消防団員、地域防災指導員などの指導を受けること。
- ・ ホース乾燥塔に干してあった乾燥塔のホース吊り器具のストッパーが外れ、ホース吊り金具とともにホースが落下、負傷した事故が発生しています。不慣れた自主防災組織は乾燥塔の使用を避け、使用後は洗浄し、ホース内部に水を残さないように乾燥させてから直通しの良い保管所に保管してください。

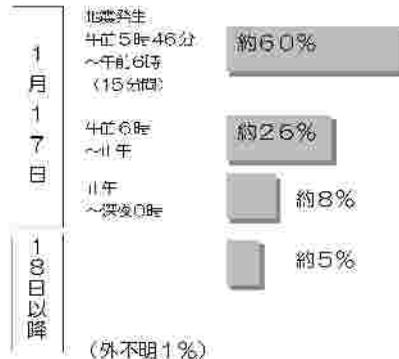
(4) 救出・救助、応急救護訓練

■ 救出・救助訓練

倒壊家屋からの救出訓練は、かなり技術的、専門的な要素があるため、自主防災組織として対応可能な救出訓練を実施します。消防署員、消防団員、大工、とび職人など手慣れた人を中心に、事前に家屋の造りや救出の仕方について指導してもらいましょう。いざというときは、近隣住民による救出チームを編成してできるだけ早く救出しなければなりません。

右図に示したように、阪神・淡路大震災では発生から15分間に約60%の人が亡くなり、発生から6時間で約86%の人が亡くなっています。一方、救出されたほとんどが発生から72時間（3日間）以内に救出されましたが、この時間を過ぎると生存率はかなり低下します。また、神戸市消防局の神戸市民への聞き取り調査では、救出救助を行った人の約61%が近所の人となっています。長時間におよび内職等を圧迫されていた場合（「クラッシュ症候群」（P.51参照）は、救出されても生存率がかなり低下することから、自主防災組織による素早い行動が最も有効になります。このため、救出・救助訓練を実施し、住民や事業所の知識を高め、基礎的な技能を身につけてもらう必要があります。

死亡時間別死者数
（阪神・淡路大震災の死者の分析）



（以上、兵庫県警の資料により作成）

阪神・淡路大震災で救出・救助に当たったのは 避難所の神戸市民840人の聞き取り調査（%）
（平成7年2月神戸市消防局調査）



② 平常時の防災活動

自主防災組織では、地震発生直後に家屋等（ブロック塀を含む）が倒壊したと設定して、下敷きになった人を鉄パイプや角材、ジャッキなどを使用して救出し、搬送する訓練をします。

【建物の屋根を破壊して救出・救助】

廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

- ① 幅4m、高さ3m程の屋根を作る。
- ② 中に生存者のいることを示す(人形等を入れておく)。
- ③ 救出にあたっては、倒壊建物の中にいる人に声をかけ、安心感を与える。
- ④ ジャッキなどを使って持ち上げる。ない場合は、おののやパールで屋根を壊す。

瓦の引き：大パールやおのので瓦を引き剥がし、おののや野地板をたる木にそって切断。
トタン引き：鉄板の接続部分近くにパールを入れて引き剥がし、野地板をたる木にそって切断。
スレート引き：おののの背部で叩き割って除去し、野地板をたる木にそって切断。

【倒壊家屋からの救出・救助】

廃材を利用して倒壊した建物を作る。

- ① 中に生存者のいることを示す(人形等を入れておく)。
- ② 救出にあたっては、挟まれている人に声をかけ、安心感を与えるようにする。
- ③ 木材・パール(木材の太さは10cm以上)をテコにして、あるいはジャッキ(リフタグラフ型が使いよい)で間をつくる。
- ④ 間隙が狭れないように角材(長さ40～50cm)で補強し救出する。

注意事項

救出訓練の準備及び実施にあたっては事故が生じないよう十分留意すること。

- ① 参加者の服装(ヘルメット、靴を踏み抜かないような靴、軍手などに留意する)。
- ② チェーンソーを使用した訓練にあたっては、見学者等が1分距離をおく、切る角材等は地面にしっかりと台を置き固定する、指導者が監視するなど、安全に十分注意すること。
- ③ 廃材等がはわれることが多いため、すり棒などに備え救急箱を用意すること。
なお、釘等でけがの可能性があるので無声で倒壊家屋から引き出さないようにすること。
- ④ 訓練にあたっては、消防署等の専門機関の指導を受けてください。



② 平常時の防災活動

■ 応急救護訓練

応急救護や手当の訓練をするにあたっては、いくつかの負傷の状況を想定して実施することになります。

応急手当とは、医療機関で診療を受けるまでのとりあえずの処理のことですが、間違っただけではかえって容体を悪化させたり、命に関わることにもなりかねませんので、正しい手当方法を覚えましょう。

救護訓練では専門的な知識を要するので、消防署などの関連機関から救護の専門家に参加してもらい、指導を受けるようにします。

自主防災組織の救護班は、住民参加の訓練とは別に、日本赤十字社や消防機関などが行う救命講習や応急手当指導員講習などを受講して、より専門的な訓練を受けるようにしておきたいものです。

【骨折に対する応急手当】

① 骨折の部位を確認します。

- どこが痛いか聞きます。
- 痛がっているところを確認します。
- 出血がないか見ます。

【ポイント】

- 骨折の疑いのある指は、骨折しているものとして手当をします。
- 確認する場合は、痛がっているところを動かさないようにします。
- 患部を冷やし、心臓より高くして安静にします。
- 骨折の症状には、痛み・はれ・変形などのほか、骨が飛び出していることもあります。この場合、飛び出した骨にさわらない、元に戻さない。(救護所や病院で申す)

② 骨折しているところを固定します。

- 協力者がいれば、骨折しているところを支えてもらいます。
- 副木を当てます。
- 骨折部を三角巾などで固定します。

【ポイント】

- 副木は、骨折部の上下の関節が固定できる長さのものを用意します。
- 固定するときは、傷病者に知らせってから固定します。
- ショックに注意します。



③ 副木がない場合は、身近なものを利用します。

副木の代用としては、十分な硬さと適当な長さ及び幅をもつものが使用できます。例えば身近にあるボール紙、新聞紙、雑誌、板、戸板、棒、毛布、かさ、野球のバット、鉛筆、定規、しゃもじ、掃除機、の延長用パイプなどです。

② 平常時の防災活動

【熱傷（やけど）に対する応急処置】

① 熱傷の程度を調べます。

○熱傷の深さ（反復の状態）は？

○熱傷の広さは？

- 赤くなっている（Ⅰ度）、水疱が、水疱が破裂した状態（Ⅱ度）
白っぽくなっている（Ⅲ度）

【ポイント】

熱傷の程度が次の場合は「重症の熱傷」であり、直ちに専門医による処置を受ける必要があります。（可能であれば救急車で搬送）

- Ⅲ度の熱傷で、体表面積の30%以上の熱傷の人。
 - 顔の熱傷で、Ⅲ度の熱傷又は鼻毛が焦げたり痰が黒色になっている人（重度熱傷）。
- ※気道熱傷は高温のガスや蒸気を吸い込んだ場合もあり外見だけでは分からないことがあります。
- Ⅲ度の熱傷で、体表面積の10%以上の熱傷の人。



患者の片手の手のひらの面積を1%と書えて、熱傷の面積を調べるものです。

② 比較的軽い熱傷（Ⅰ度や狭い面積のⅡ度の熱傷の場合）

○できるだけ早く、きれいな冷水で15分以上痛みがなくなるまで冷やします。

○十分に冷やしてから、きれいなガーゼを当て、三角巾や包帯などをします。

【ポイント】

- 靴下など衣類を着ている場合は、衣類ごと冷やします。
- Ⅰ度で広い範囲の熱傷の場合は、体が冷えすぎないように注意します。
- 水疱を破らないようにします。
- 薬品を塗ってはいけません。



③ 重症の熱傷

○広い範囲の熱傷の場合は、きれいなシーツなどで体を包みます。

（包んだ後、低体温症となることがあるので、毛布などで保温する場合があります。）

○Ⅲ度の狭い範囲の熱傷の場合は、きれいなガーゼやタオルなどで患部を覆います。

【ポイント】

- 重症の熱傷の時は、冷やすことよりも、早く医師の診察を受けるようにします。



④ 化学薬品による熱傷の場合。

○衣類や靴などをすくりに取り除きます。

○体に付いた薬品を水道水などで20分以上洗い流します。

（薬品の種類によっては水で洗ってはいけない場合があります。）

○目に入った場合は、水道水などで20分以上洗い流します。

【ポイント】

- 薬品を洗い流す場合は、ブラシなどでこすってはいけません。
- 化学薬品に曝らす、目の熱傷の場合は、絶対に目をこすってはいけません。



② 平常時の防災活動

【心肺蘇生法】

① 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を、強く、速く、絶え間なく！！

まずは、心肺蘇生法の講習会を受けましょう。
医師会や日本赤十字社、消防署などで受けられます。

手順1

反応が
あるか確認



何らかの「反応」や「しぐさ」がない

手順2

119番通報
と
AEDの手配

あなたは119番通報して、
救急車を呼んでください！



それから、あなたはAEDを
持ってきてください！

手順3

呼吸を
確認する



胸と腹部の動きをみて、
普段通りの息が
あるかないかを見る

正常な呼吸がない場合は……

② 平常時の防災活動

手順4

ただちに胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行う
強く、速く、絶え間なく！

呼吸がないが、異常な呼吸（しゃくりあげるような不規則な呼吸）があるときは、
ただちに胸骨圧迫（心臓マッサージ）



胸骨圧迫（心臓マッサージ）
（心臓を強く叩く）
（胸の真ん中）を叩く

深さ

胸が、少なくとも5センチメートル沈むように
少なくとも 小児・乳児は、胸の厚さ約 1/3

速さ

1分間あたり、100～120回テンポで

絶え間なく

中断は、最小に

手順5

AEDが
起動したら

AEDは、心停止した心臓に電
気ショックを与え、心臓の活動を
正常に戻す働きをします。
電気をいれて（電気を胸に当てると
電気が入る機嫌もあります）電
気パッドを胸にし、電気が
流れてくれない。
と自動的に電気が流れます。



そみんな離れて!!

① 除細動ボタンを押
すときは「みんな離れ
て」を出し、手取り
も離れてくれるように
指示します。



電気ショック後、ただちに **手順4** 心肺蘇生を再開します

資料：日本医師会HP参考

※内容の一部を修正して掲載しています。

<https://www.med.or.jp/99/>



② 平常時の防災活動

【AED（自動体外式除細動器）を活用した救命】

AEDとは、心室細動などの不整脈をおこし、突然心停止に陥った心臓に電気ショックを与えて、正常な動きを取り戻すための救命器具です。

電気ショックが1分遅れる毎に救命率が約10%ずつ低下すると言われています。いかに早くAEDを使用するかが救命のポイントとも言えます。

国内では、救命現場に居合わせた一般市民がAEDを使用することは、医師法に違反しないこととされています。

講習を受けていない人でも使うことはできますが、大切な人を守るためにも、消防署等で行われている講習を受けることをお勧めします。

AEDは、音声メッセージとランプで実施するべきことを指示してくれますので、それに従ってください。

- ① 電源を入れる
- ② 胸どわき腹にパッドを貼る
- ③ 自動で解析する
- ④ 「ショックが必要です」というメッセージが流れたらショックボタンを押す
(周囲の人は離れる)

※心臓ペースメーカーや埋め込み型の除細動器を付けている方の場合、電極パッドを貼る位置を心臓ペースメーカーや埋め込み型の除細動器から3cm程度離れた位置とします。

【止血の仕方】

一般に、体内の血液の20%が急速に失われると出血性ショックという重い状態になり、30%を失うと生命に危険を及ぼすといわれています。そのため、多量の出血がある場合は、迅速な止血処置が必要となります。



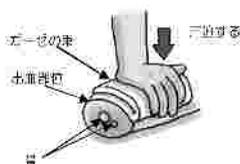
わかりやすい説明図や音声ガイドで使用できるAED

直接圧迫止血法

- ① 出血部位を圧迫し、包帯をします。
- ② きれいなガーゼやハンカチなどを傷口に当て、手で圧迫します。
- ③ 大きな血管からの出血で、片手で圧迫しても血が止まらない場合は、両手で体重を乗せながら圧迫止血します。

【ポイント】

- 止血の手当を行う時は、感染防止のためビニール・ゴム手袋などを自分の手にかぶせ、血液に触れないように注意します。無い場合は、ビニールの真い物袋でも良いです



② 平常時の防災活動

【負傷者の搬送方法】

地震などの災害が発生した場合、高齢者や身体が不自由な人(要配慮者)などは、自分だけで救護所や安全な場所に移動・避難することは困難です。また、負傷して動けない人も出てきます。

そこで、いざという時にこうした自力避難が困難な人を安全な場所に搬送することができるよう、応急担架のつくり方と搬送要領をふだんから訓練しておくことが大切です。

搬送は出来るだけ患者に動揺を与えないこと、そして運び終わるまで患者を観察し続けるようにしてください。

担架で搬送する場合、搬送する人の負担を軽減し、かつ、より安全に搬送するためには、担架の4ヵ所の持ち手のほか、左右の中間に1～2人ずつ補助員が入り、計6～8人で搬送するようにしてください。



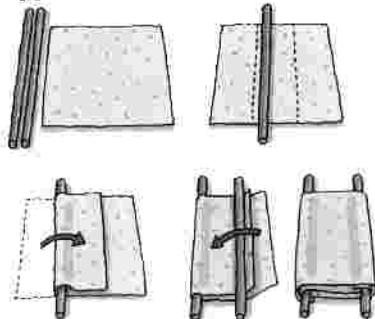
① 毛布等を利用した応急担架

○使用資機材

- ・棒(竹・木・鉄、パイプ等)(180～200cm) 2本
- ・毛布

○つくり方

- ・毛布を地上に広げて置く。
- ・毛布の3分の1よりも中心側に棒を置き、その棒を包むように毛布を折り返す。
(傷病者の身長に適応する毛布を縦・横に使い分ける)
- ・折り返される毛布の端にもう1本の棒を置き、その棒を折り込むように残りの毛布を折り返す。



② Tシャツ等を利用する方法

○使用資機材

- ・棒(竹・木・鉄パイプ等)
- ・Tシャツ セーター、ジャンパー等 2～3着

○つくり方

- ・丈夫なTシャツ等を地上に着ぎ、2本の棒を腋の部分に通して使用する。長さにより3着使用する。



③ いすを利用する方法



※長距離の搬送は困難です。

② 平常時の防災活動

④ 資機材なしで搬送する場合

(注) 列示する搬送方法は、緊急に移動しなければならない事態が発生した場合など、極めて短い距離を搬送する方法です。

〈1名で搬送する方法〉

○背部から後方に移動する方法

[ポイント]

- ・おしりをつり上げるようにして移動させる。



○毛布、シーツを利用する方法

[ポイント]

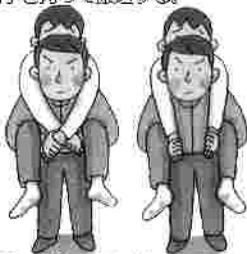
- ・傷病者の腰部を圧迫することが多いので注意する。
- ・傷病者の状態、けがの部位により、もっとも適切な方法を選ぶ。



○背負って搬送する方法

[ポイント]

- ・傷病者の両腕を交差又は平行にさせて両手を持って搬送する。



〈2名で搬送する方法〉

○傷病者の前後を挟んで搬送する方法



○横抱きで搬送する方法

[ポイント]

- ・乳幼児や小柄な人は横抱きにして搬送する。
- ・乳幼児や小柄な人は横抱きにして搬送する。



○手を組んで搬送する方法

[ポイント]

- ・傷病者の頭が空に揺れるおそれがあるので気道の確保に注意する。2名がお互いに歩調を合わせ、搬送に際して傷病者に動揺を与えないようにする。



(5) 情報収集（安否確認）・伝達訓練

災害に際し、住民は恐怖と不安の中で情報を求めてきます。また、市町も地域の情報を求めています。不確かな情報やデマなどで住民が混乱しないように、自主防災組織がいち早く周囲の状況をつかみ、正確な情報を伝えることが大切です。そのためにも普段から情報の収集や伝達方法を整理し、確認しておきましょう。

■ 情報収集訓練

自主防災組織が、地域内の避難の状況、発災にともなう被害状況(死傷者、建物、交通路等の破壊の程度)、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市町対策本部に報告する手順を訓練します。

① 情報班長は情報班員に被災状況収集の指示を出す

班長の指示がなくても各班員が情報収集を行うことをあらかじめ徹底しておくこと。



② 情報班員が被災状況を現場で収集

情報班員は「いつ、何(誰)が、どこで、どうして、どのよう(な)になっているのか、メモをとる。」



③ 情報班員に伝達を依頼

可能な限りメモをとるようにし、口頭だけの伝達はなるべく避ける。推測や不正確な伝達はしないこと。



④ 情報班員は情報班長または自主防災組織本部へ収集した情報を伝える



⑤ 情報班長または自主防災組織本部は、この情報を記録、整理して市町対策本部に電話等で報告

情報収集訓練で大切なことは

- 1 時機に合わせた報告・・・第1報は詳しいことまでに及ばなくても、概要だけでもいいので報告し、確報情報は第2報以降にするなど時機に合わせた報告が大に。(バイク互体などの協力があると効果的)
- 2 事実の確認・・・災害時には、「誰やデマが流れがち。情報は出来るだけ確認すること。」
- 3 情報の一元化・・・市町の対策本部等に報告する場合には、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がなされないよう、チェックする体制をつくる。
- 4 「異常なし」も重要な情報。定期的に報告。
- 5 無線など通信機器に慣れる。また、通話は簡潔に。(アマチュア無線団体などの協力があると効果的)

② 平常時の防災活動

■ 情報伝達訓練

市町対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する要領を訓練します。

① 自主防災組織本部に口頭とメモで情報を示す



同時通報無線・サイレン・半鐘・広報車・有線放送などで伝達。

② 自主防災組織本部の情報班長はわかりやすい伝達文にして伝達にあたる情報班員にわたす。



口頭だけでなくメモを渡してまちがえないように。

③ 情報班員は地域分担して、拡声器などで伝達する。



口頭だけでなく、チラシや掲示板などに掲示することが望ましい。

情報伝達訓練で大切なことは

- 1 伝達は簡単な言葉で。難しい言葉避ける。
- 2 口頭だけでなくメモ程度の文書を渡しておく。
- 3 情報の伝達日時と責任者（担当者）を記載する。
- 4 情報を正確に伝達するために、口頭の場合は受信者に内容を復唱させる。
- 5 「いつ、どこで、何が、何をやる」と主語と述語及び5W1Hを明確にする。
- 6 流言には数字がからむことが多い。数字の伝達には特に注意。
- 7 各世帯への情報伝達を正確かつ能率的に行うため、あらかじめ町内の伝達経路を定めておく。
- 8 視聴覚等に障害のある方、日本語が不自由な外国人への情報の伝達については、1分配慮する。

知ってください！

知覚に障害のある方や日本語が不自由な外国人の方は、口頭による情報伝達では必要な情報が十分に伝わりません。また、視覚に障害のある方は、掲示板やチラシなどの情報を受け取ることは困難です。情報伝達する人を事前に決めておく、放送と掲示板を必ず併用するなど、確実に情報が伝わるよう配慮することが大切です。



② 平常時の防災活動

(6) 避難訓練

突然災害が起きたときに、避難経路や避難場所（避難地）などが周知されていれば、すばやく安全に避難することができます。また、避難方法だけでなく、率先避難者としての誘導方法や一人で避難することが困難な人の避難の手助けなどを習得することも大切です。

■ 突然発災時の火災からの避難訓練の場合

① 情報班から「〇〇による避難指示」を伝達



② 各人の避難に当たっては火災発生防止の処置を行うとともに安全な状態で当座の生活必需品を携行し最寄りの集合所または一次避難場所に集合



③ 集合者の数尾、集まったら迅速に人員を確認、不明な場合は手分けして安否確認



④ 延焼火災の状況に応じて一次避難場所から広域避難場所（避難地）へ

（注）延焼火災の状況によっては直接広域避難場所（避難地）へ避難することもある。

- ・ 情報班による避難指示の伝達
- ・ 避難誘導班員による率先避難の開始、住民の呼びかけ
- ・ 避難者の人数、避難行動要支援者の状況を把握
- ・ 広域避難場所（避難地）への避難のためのグループを作り、誘導員、情報員などの役割を示す。
- ・ リーダーは避難すべき避難場所（避難地）、避難経路を適切に選び伝達
- ・ 避難行動要支援者を中心にして避難者がはぐれないように避難。
- ・ 途中、ラジオなどから災害情報などを入手。
- ・ 広域避難場所（避難地）に到着したら、出発時に確認した人員がそろっているかどうか確認。

この訓練は夜間にも行ってみましょう。
南海トラフ地震臨時情報が発表された時の避難行動（発災前の事前避難）も検討しておきましょう。



② 平常時の防災活動

■ 津波からの避難訓練の場合

①大地震が発生したと仮定し、避難誘導班や情報班から津波避難訓練開始を告知

②避難誘導班員は自らが率先避難者となって、急いで避難するよう住民に呼びかける

③参加住民は非常用持ち出し品（貴重品のみ）を持参して、できる限り迅速に避難する

④避難にあたっては、避難経路の安全確認を行い、自分の地域における津波到達予想時間までに指定の避難場所（避難地）（津波避難施設）まで避難できるかどうか検証する
（注）津波到達予想時間は県第4次地震被害想定を基に、お住まいの市町で把握できる
（注）避難行動要支援者の避難にあたっては、あらかじめ避難支援方法を研究しておく

⑤避難場所（避難地）（津波避難施設）では集合者の掌握、人数確認を行う
役員等訓練主催関係者は地震発生からどのくらいの時間で住民が避難できたか検証する
（注）不明者・不在者がいても安否確認のため避難場所（避難地）（津波避難施設）から出ないこと

⑥避難場所（避難地）（津波避難施設）で長時間滞在しなければならないことを想定し、避難先で必要なものを皆で確認する

- ・ 1分以上大きな揺れが続いたら、津波警報等の発令を待たずに自主的に早期避難することをすべての地域住民に周知、啓発しておくこと。
- ・ 市町が指定した津波避難施設ごとに、避難対象住民の名簿や人数を把握しておくことよい。
- ・ 避難誘導班員や他の役員は、自らが率先避難者となり、周囲の住民に避難を呼びかけながら避難する。
- ・ 避難場所（津波避難施設）の扉や入口は24時間365日開錠できる状態であること。
- ・ 避難行動要支援者の避難支援方法については、日頃から、個々に検討しておく。
- ・ 夜間に地震が発生した際の津波避難行動も想定しておく。
- ・ 実際の巨大地震では、建物の倒壊、ブロック塀や電柱の転倒、液状化などにより、普段とは大きく異なる状況下で迅速な避難を要することを認識しておく。そのため、避難経路の検証も重要である。
- ・ 非常持ち出し品は、迅速な避難ができるよう貴重品のみにすること。
- ・ 沿岸部にいるすべての人が迅速に避難できるよう、日頃から、地域の各地に海拔や避難先、避難方向等を示す表示（標識の設置）を行っておくことが望ましい。
- ・ 津波警報等は短時間には解除されないため、避難場所（津波避難施設）では、多数の人が長時間滞在することになる。したがって、水食料や仮設トイレ、防災具等の備えが必要である。避難場所（津波避難施設）や自主防災組織や地域で管理している避難先（公会堂や倉庫など）に必要な備蓄を準備しておく必要がある。
- ・ 地震発生後、津波到達予想時間までに避難できない人がいる場合は、新たな避難場所（津波避難施設）の指定や対策を市町とともに検討する。
- ・ 地震発生後、後発地震の発生可能性が相対的に高まった場合には、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、事前避難対象地域の住民は1週間避難を継続す

② 平常時の防災活動

るよう呼びかけられる。お住まいの地域が事前避難対象地域かどうか確認しておくこと。

- ・ 想定津波浸水区域すべての人が迅速に避難できるよう、ハザードマップで自分の家があるか確認する。

※各種ハザードマップや防災情報は、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」、静岡県GIS、静岡県土木総合防災情報 SIPOS-RADAR などを確認できます。(P.105 参照)



静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」ハザードマップ（想定津波浸水区域図）

- ・ 防災アプリで避難トレーニングを実施する。
※避難を開始してから避難先までの経路や時間を記録します。
訓練後にトレーニングした経路の再生ができ、津波の浸水状況を重ねることができます。

(P.108 参照)

② 平常時の防災活動

■ 洪水、土砂災害からの避難訓練の場合

①洪水や土砂災害に関わる高齢者等避難が発令される

②避難に時間を要する高齢者等に危険な場所からの避難を支援、誘導する
高齢者等以外の人へ避難の準備を呼び掛ける

③洪水や土砂災害に関わる避難指示が発令される

④避難誘導班員は自らが率先避難者となって、急いで避難するよう電話等通信手段で住民に呼びかける

(注) 洪水、土砂災害の場合は、呼びかけで外へ出ることの危険性や逃げ遅れに繋がる恐れがあるため、電話等通信手段による呼びかけとする

⑤参加住民は非常用持ち出し品(貴重品のみに)を持参して、できる限り迅速に避難する

(注) 避難する場所は、地震や津波と異なる場合があるため、実際に避難する場所を想定する

⑥避難にあたっては、避難経路の安全確認を行う

避難の手段を検討する

訓練スペースの都合で洪水、土砂災害の避難場所(避難地)とした場合、洪水や土砂災害の避難場所を確実に伝える

(注) 洪水や土砂災害とでは避難ルートや避難場所(避難地)が異なる場合があります。

⑦避難場所(避難地)では集合者の把握、人数確認を行う

避難しない人の対策を検討する

(注) 不明者・不在者がいても安否確認のために避難場所(避難地)から出ないこと

⑧避難場所(避難地)で長時間滞在しなければならないことを想定し、避難先に必要なものを皆で確認する

- ・ マイ・タイムラインなど、災害の発生を前提に「いつ」、「誰が」、「何をするか」整理し、すべての住民が自主的に早期避難すること。
- ・ 市町が指定した避難場所(避難地)ごとの人数を把握しておく。
※分散避難や市指定避難場所以外への避難も想定しておく必要があります。
- ・ 市町が指定した避難場所(避難地)ごとの避難者の台帳を作成する。
※静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の避難所支援機能を利用すれば台帳の作成が容易です。(P.150参照)
- ・ 避難誘導班員や他の役員は、電話等通信手段により避難を呼びかける。

② 平常時の防災活動

- ・ 避難場所（避難地）を誰が開けるのか確認する。
- ・ 避難行動要支援者の避難支援方法については、日頃から、個々に検討しておく。
- ・ 夜間に地震が発生した際の避難行動も想定しておく。
- ・ 洪水、土砂災害では、増水により通れなくなる道や、水路の越水などにより、普段とは異なる状況下で迅速な避難を要することを認識しておく。そのため、避難経路の検証も重要である。
- ・ 非常持ち出し品は、迅速な避難ができるよう貴重品のみとすること。
- ・ 浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域すべての人が迅速に避難できるよう、ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認する。また、台風の接近によって河川の水位の上昇が予想される場合には、情報収集を常に行う。
※各種ハザードマップや防災情報は、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」、静岡県GIS、静岡県土木総合防災情報.SIPOS-RADARなどで確認できます。(P.106 参照)



静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」ハザードマップ（洪水浸水想定区域）

■ 火山噴火からの避難訓練の場合

火山噴火については、お住まいの地域によって影響が大きく異なり、避難行動の種類も異なってきます。火山噴火からの避難訓練は、実施するべき重要な訓練です。3章6.(3)火山噴火時の行動(参考)を基に各々の自主防災組織で取り入れについて検討してください。

※静岡県でも各市町と共に具体的な訓練方法については検討中です。(本マニュアルを順次更新します。)

② 平常時の防災活動

■ 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設訓練について

災害が発生した場合においても、住民等がためらわずに避難できるよう、避難所の開設及び、運営にあたっては、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、感染症対策を徹底する必要があります。感染症対策を踏まえた避難所運営については、地域の実情等も考慮のうえ、行政と一体となって準備を進める必要があります。詳しくは、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」で検索してください。

(http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/documents/hinanjyogaidline_honbun.pdf)



①災害が発生したと仮定し、避難誘導班や情報班から避難訓練開始を告知



②避難誘導班員は自らが率先避難者となって、急いで避難するよう住民に呼びかける



③参加住民は非常用持ち出し品（貴重品のみ）を持参して、できる限り迅速に避難する



④避難所受付にて健康状態を確認する

※静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を使えば非接触で受け付けができます。



⑤発熱等体調不良者や濃厚接触者等は、別の部屋やパーティション等で隔絶した場所へ誘導する

- ・ 受付では健康区分記載欄のある受付簿、体温計、マスク、フェイスシールド等を用意する。
- ・ 非接触の受の場合、参加者に防災アプリをインストールしたスマートフォンを持参してもらい、受付でインターネットに繋がるPCやタブレット等を用意する。
- ・ 新型コロナウイルスのオミクロン株による感染状況を踏まえると、自宅療養中の感染者が多くおり、命を守るため、やむを得ず避難してくる可能性があります。
- ・ 感染をおそれる気持ちが、感染者や感染の疑いのある方に対する差別や誹謗中傷に繋がらないよう配慮が必要です。
- ・ 感染症対策については通常の行動をとれない可能性もあるため、訓練を通じて必要なこと、必要なものを確認する。
- ・ 一時避難と長期避難とでは対応が大きく異なる。このことについても検討が必要です。



非接触受付イメージ

② 平常時の防災活動

(7) 給食・給水訓練

救助物資を必要とする人数を町内会の班別に集約し、各班のリーダーが常に給食・給水のシステムにしたがって配給できれば、混乱も減少し、皆が公平に救援物資を入手することが可能になります。各班のリーダーは、常に班の人数を把握し、避難所本部に報告・協力することが給食・給水活動の大事なポイントです。

【用意するもの】

釜・飯ごう・大鍋・米・みそ・割りばし・うちわ・まき・ガスコンロ等

① 給食・給水班を構成する

衛生に留意（手を洗う、三角巾をかぶる）し、生活研を中心として、中高生なども加える。



② テントを張り、テーブルを用意

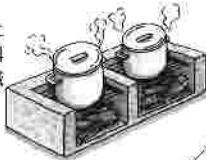


③ おにぎり・みそ汁などを作ってみる



① 釜や飯ごう・大鍋などを使用した炊き出しの方法を覚える

- 被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかりと行う。
- ガスや電気を使う調理とは勝手が違うので、燃料の確保、水加減、火加減などの習得が必要。



③ 給水拠点や給水方法を決めておく

- 事前に給水車による給水拠点を決めておく。
- 給水車からの給水方法を訓練しておく。
- 地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所も調査しておく。

② 公的機関などからの救援物資の配給計画を立てる

- 救援物資の受け入れと配給をスムーズに行えるよう、配給計画を作成する。
- 町内会などの班単位の代表者に配給し、混乱を避ける。



④ 要配慮者やアレルギー保持者への配慮を忘れない

- 要配慮者に配給が与かないおそれがあるので気をつける。（届ける必要があるかを検討）
- 避難生活が長期になる場合、メニューへの配慮も必要。
- 食物アレルギーのある人への配慮も必要。

(8) 避難所運営ゲーム「HUG」

避難所運営ゲーム「HUG」とは？

南海トラフ地震等の大規模災害が起きると、自宅が被災して住めなくなった多数の人が避難所に集まり、しばらくの間、避難所での集団生活を余儀なくされます。

避難所の運営は、市町・施設管理者・自主防災組織が連携して行うこととなっていますが、自主防災組織にとって、数多くの不慣れな業務を手際よくこなすことはとても困難です。新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所運営を考慮するとさらに困難が予想されます。

そこで、平成20年に静岡県が考案した避難所運営ゲーム「HUG」（静岡県が「避難所HUG」の商標登録及び著作権を保有）を実施することをお勧めします。HUGによって避難所運営の疑似体験ができ、いざというときのために大変効果が期待できます。

HUGは「避難所」「運営」「ゲーム」の頭文字を組み合わせたアルファベットの略語ですが、HUGという英語は「抱きしめる」という意味もあることから、避難者をやさしく受け入れるというイメージをも表しています。

ゲーム型の図上訓練として、仮想避難世帯の情報が書かれたカードを、避難所に指定された小中学校の体育館や教室、グラウンドに見立てた間取り図に配置しながら、時系列で様々な対応策を検討し、皆で意見交換するものです。

(<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/study/hinanjiyo-hug.html>)



どのような人が必要？



事前に準備するものは？

避難所に見立てた間取り図（用紙・台紙）、ホロバンテープ、筆や印具、メモ用紙、避難世帯カード（イベントカード含む）、グループ分け名簿
できればホワイトボード、簡易自己紹介用紙（アイスブレイキングシート）

準備開始！

会場設営（DVDやパワーポイントが投影できる設備があるとよい）
参加者のグループ分け（1グループ6～10人） → 参加者名簿作成
各グループごとにツールセットを配備

いよいよHUGを開始！

- ① 進行役による概要説明、手順説明

（注）避難世帯カードは進行役の指示があるまで、参加者が勝手に見たり、順番を

② 平常時の防災活動

変えたりしないように注意する

- ② 各グループごとに、避難所に見立てた間取り図を完成させる
(注) 間取り図の中には教室図も含まれているが、実際の避難所の中には教室は使用できないところもあるが、HUGではあくまでゲーム(仮想)上のものであることを参加者に理解してもらうようお願い
- ③ 各グループごとに自己紹介、アイスブレイキングシートを使っての雰囲気づくり
- ④ ゲーム(想定する災害)の設定条件の説明、情報共有化
- ⑤ 避難世帯カード(イベントカード含む)1番から15番まで一度に読み上げて、入所のイメージづくりを行うとともに、受付場所や体育館内の通路の配置を決める
- ⑥ イベントカードの情報などを掲示するホワイトボードや記録用メモ用紙を用意
- ⑦ 16番以降のカードを次々と読み上げて、各グループごとに入所や対応策を検討
(注) カードの読み上げは、進行役が行っても、各グループごと読み手を決めて行ってもよい。手順説明の際に進行役がいずれかを決めておく。ただし、各グループごとに読み手を決めて行う場合は、グループによって進度に格差が発生する可能性がある
- ⑧ カードがすべて終了するか、あらかじめ決めておいた時間が到来した時点で、入所や対応策の検討を終了
- ⑨ 全員で意見交換や質疑応答などの反省を行い、進行役が総括
(参考) 入所方法や対応策に問題があったグループについては、積極的に他のグループの事例や進行役のアドバイスを聞くなどして、よりよい方策を習得することが望ましい

標準的な所要時間は?

- ① 20~30分
- ②~③ 10分程度
- ④~⑥ 15分程度
- ⑦~⑧ 60分程度
- ⑨ 15~30分

全体で 2時間~2時間半

HUGセットの販売

HUGで使用する避難世帯カードや避難所の見取り図、進行マニュアル(DVD)などのツールセットは、県作業所連合会販売施設「みんなのお店『わ』」(TEL. 054-272-3730)にて、1セット(4組)9,955円で販売しています。

5 協働（コラボレーション）による自主防災組織の活性化 （他の組織や団体等との連携）

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守ろうと自主的に結成されるものですが、他の自主防災組織（同じ避難所単位等）と活動上の情報交換をし、災害が起きた場合の協力体制を確立しておくことは重要です。

大きい災害ほど、被害は一地域に限らないので、相互に情報を伝達し合い、助け合わなければなりません。

また、自主防災組織は、防災関係機関や地域防災指導員の指導や助言、助力を必要とする面もあります。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるために、防災関係機関や消防団、防災士、災害ボランティア、学校、事業所、民生・児童委員や福祉団体等の協力が欠かせません。日ごろからよく話し合っておくなど十分連携をとるようにしてください。

地域防災人材

地域防災指導員

現在、静岡県では自主防災組織に対する指導や情報提供を行う人材として、「地域防災指導員」が活躍しています。地域防災指導員は、市町から選任された防災リーダーで、災害図上訓練[DIG]（ディグ）をはじめとする実践的な訓練などを指導し、防災活動の普及・促進を図っています。

地域防災人材バンク

静岡県知事が認証した「ふじのくに防災士（静岡県防災士）」「ふじのくに防災フェロー」「ふじのくに防災マイスター」の方で、地域や職域での防災活動に、指導者や講師、アドバイザーなどとして協力・貢献できる方の氏名や専門分野等を記載した名簿です。講師などの依頼を希望される方は、直接、登録者へ連絡するか、県又は市町の担当窓口で御相談ください。県地震防災センターのHP（P.156 参照）で検索してください。



② 平常時の防災活動

<p>他の地域の自主防災組織とは</p>	<p>災害時には避難場所（避難地）や避難所が一線になる場合があります。組織同士で日ごろからコミュニケーションを取り、災害時に協力して混乱が起こらないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立て、共通の認識が持てるように心掛けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣自主防災組織との定期的な会合 ・災害時の応援協力体制の確立 ・合同訓練講演会等の催し物の開催 ・避難場所（避難地）の適宜体制の構築（分担）ー避難生活計画書の作成 ・保有する資機材情報の提供
<p>消防団とは</p>	<p>日ごろから火災予防や初級消防訓練を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって大変重要な存在となります。したがって、消防訓練はもとより救出・救護や避難場所（避難地）や避難所での活動においても、消防団と密接な連携を取ることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の放水訓練への参加 ・可燃物の使用が法などの指導 ・消防団の保有する資機材情報の提供 ・災害時の救出・救護、誘導などの協力
<p>地域の事業所とは</p>	<p>地域内にどんな事業所があるか把握しておくことは非常に重要です。平日の風雨被災した場合など、事業所から保有する資機材の提供や従業員による救出・救護活動への協力など災害時に応援を得られれば、非常に役立つ存在となります。したがって、定期的な防災訓練への参加を呼び掛けたり、事業所が実施する防災訓練に協力するなど日ごろから密接な連携をとることが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時（訓練時）の協力体制の構築 ・訓練時の事業所の参加 ・事業所が保有する資機材の提供 ・救出・救護、避難行動要支援者の避難などへの従業員の協力 ・要配慮者の避難施設としての施設の開放 ・外国人労働者への防災知識の普及
<p>学校（教員）とは</p>	<p>学校の多くは避難所となっており、学校の教職員も避難所運営の支援に関わるようになります。実際に避難した際に話し合いのように、他の自主防災組織と学校との間で、避難所の設置や運営について話し合っておくことが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営についての体制の確立 ・学校施設の状況や保有する資機材の確認（Wi-Fiルーター、避難所運営用 PC 端末等）
<p>その他の人材・団体とは</p>	<p>地域内には、その他にも、防災士、災害ボランティアをはじめ、医師（医療機関）、民生・児童委員、福祉団体、女性の会、女性防火クラブ、青年団、日赤奉仕団といった、防災活動に関わることが可能な人材や団体などが存在します。このような団体などと連携を取り協力体制を整えておくことが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練などへの協力 ・要配慮者への支援 ・ボランティアの募入調整

第3章

地震が発生した場合

この章では、南海トラフ地震など大規模な地震が発生した場合に、

自主防災組織がどのような活動をするべきかについて説明します。

6 避難行動（緊急避難）については、火山噴火時の行動も参考に掲載しています。

風水害については、第6章で説明します。



1 地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動

2 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

3 被災者の救出活動

4 消火活動

5 医療救護活動

6 避難行動（緊急避難）

- (1) 地震時の行動
- (2) 地震時の行動（危険要因別）
- (3) 火山噴火時の行動（参考）

7 避難所生活

③地震が発生した場合

1 突発地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動

経過時間	状況	各個人の行動	自主防災活動(例)
0分	地震発生	<ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れに注意し、身を守る 素早く火の始末 玄関をあける 	
～3分	揺れがおさまった 電気・水道・電話などのライフラインの停止	<ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れの危険が予想される地域は即避難 火元の確認(早めにガスの元栓を閉め、電気のスィッチ・ブレーカーを切る) 火が出ても落ち着いて初期消火 家族の安全確認 家の中でも靴を履く 家の中の危険物に注意 	<ul style="list-style-type: none"> 要避難地区の場合は、隣近所に避難を呼びかける。
～5分	身の回りの状況確認	<ul style="list-style-type: none"> みんな無事か 隣近所に声をかける 近所に火は出していないか 大声で知らせる 消火器や貯水槽の利用 漏れ、ガス漏れ、余震に注意 	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所で助け合い見つからない人はいないか？ けが人はいないか？ 要配慮者は大丈夫か？
～10分	隣近所の状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ラジオや同報無線により情報確認 車で逃げるな! ブロック塀、割れたガラスなどに注意! 	<ul style="list-style-type: none"> 情報班による地域内の被害情報収集

③地震が発生した場合

経過時間	状況	各個人の行動	自主防災活動(例)
10分～	火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見 情報混乱	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで消火活動！ ・みんなで救出活動！ ・家族の安否確認 ・情報が少なくても落ち着いて行動する。(デマに注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火班による初期消火活動(バケツリレー・可搬ポンプ等) ・救出・救助班による救出活動 ・負傷者の応急救護、救護所への搬送 ・避難行動要支援者の避難の支援 ・市町告からの情報を住民へ正しく伝達 ・地域の事業所等の協力を得る ・消火や救出活動が困難な場合は、無理をせずに消防署、市町等へ支援要請(被害状況によっては消防車等が到着しない場合がある)
～数日	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に協力して秩序ある避難生活を ・壊れた家には入らない ・助け合いの心を持つ ・がまんも大切 ・備蓄品の有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営 ・避難所運営マニュアルや避難生活計画書に基づいた秩序ある避難所運営 ・要配慮者に対する配慮 ・災害ボランティアとの共助

③地震が発生した場合

2 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の被災状況等）や火災発生状況を迅速にとりまとめ、自主防災組織本部及び市町の災害対策本部に報告するようにしましょう。

- 情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。
- 被害報告を受けた情報班長は、自主防災組織本部及び市町災害対策本部に報告します。「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になりますので忘れずに報告するようにしてください。
- 同報無線や市町の広報車、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ等で正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起こらないようにしましょう。
- 一切情報が入らない事も想定のひとつに入れて、その際の対応をどうするのかを話し合い、訓練をしておくことも大切です。



情報班を構成し、各地区毎に情報収集開始

各地区担当より受けた被害状況をまとめる

自主防災組織の役員からの指示がなくても自ら本部へ報告



3 被災者の救出活動

大地震発生時には家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応が出来ません。地域の自主防災組織が協力して救出・救助にあたるのが求められます。

①自分の安全を確認したら、家族・隣人の救出

- 負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で叫び反応を見る。
- 居場所がわからなければ救出のための人を集める。人が見える場合は5～10人、見えない時は20人がよい。
- ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出。

②自主防災組織による救出

- 特技者によるチェンソー、可搬ウィンチ、エンジンカッターなどを利用した救出。
- 被災者の埋没位置、致などを的確に把握しておくこと。

家屋の倒壊 生き埋め者発

近隣住民による救出活動

自主防・救出・救助班による救出活動

消防署員等による救出活動

近所同士で救出

救出・救助班を編成して自主防災組織レベルで救出

専門的な技術者等による救出



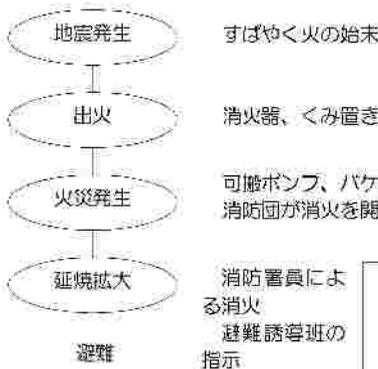
二次被害(災害)を避けるために、安全確認を十分に行いましょう。

③地震が発生した場合

4 消火活動

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策(消火器や感震ブレーカー、ガスのマイコンメーターの設置など)が一番大切ですが、いざ火災が発生したら、地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。

ただし、自主防災組織は初期消火、延焼を防ぐことが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。自分や家族だけで消火できない場合、近所の人々に呼びかけ、消防団員や消防署員が到着したら、その指示に従うようにしましょう。



延焼拡大した場合は、危険ですので避難しましょう。



バケツリレーで消す



平時に消火器、可搬ポンプの場所を把握しておく。

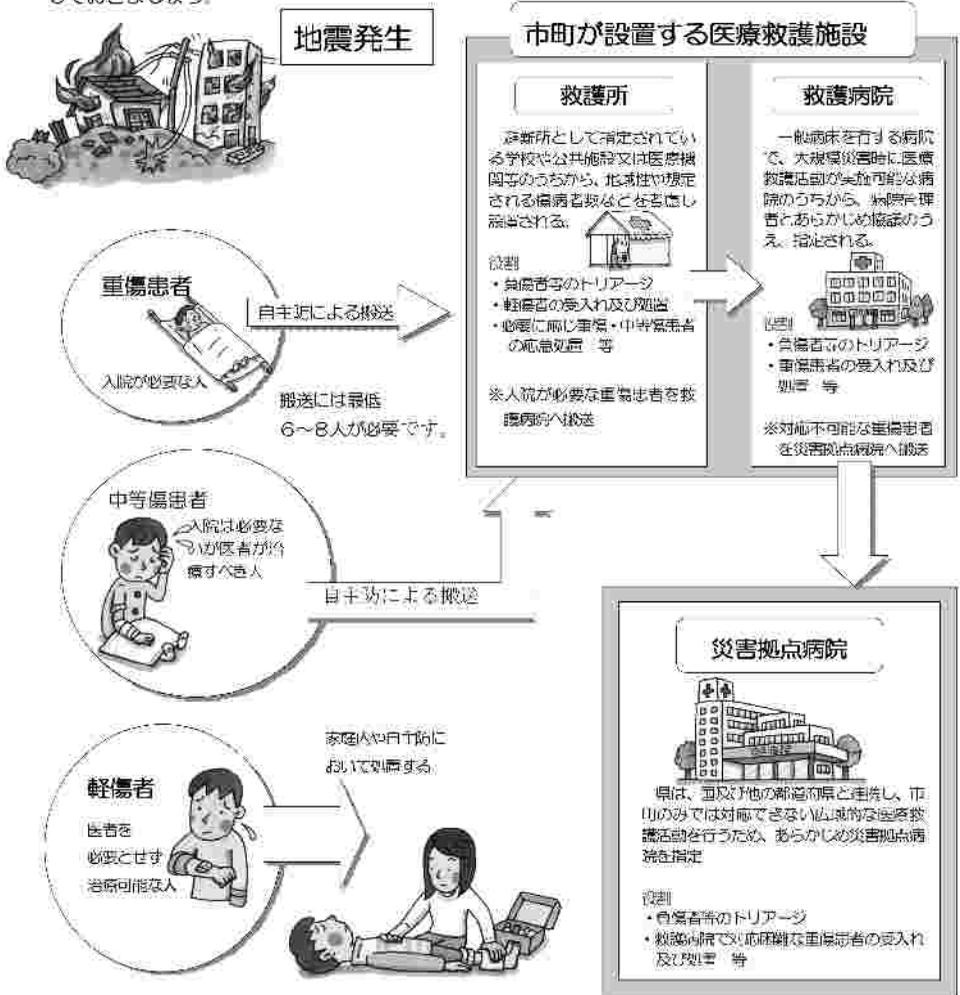
平時に防火水竜・消火栓・その他の水利の場所も把握しておく。



③地震が発生した場合

5 医療救護活動

大規模な地震が発生した時には大量の負傷者が出ますが、すぐに医者による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合はまず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者は救護所等の医療救護施設に搬送するようにしてください。医療救護施設が設置される場所は事前に市町に確認しておきましょう。



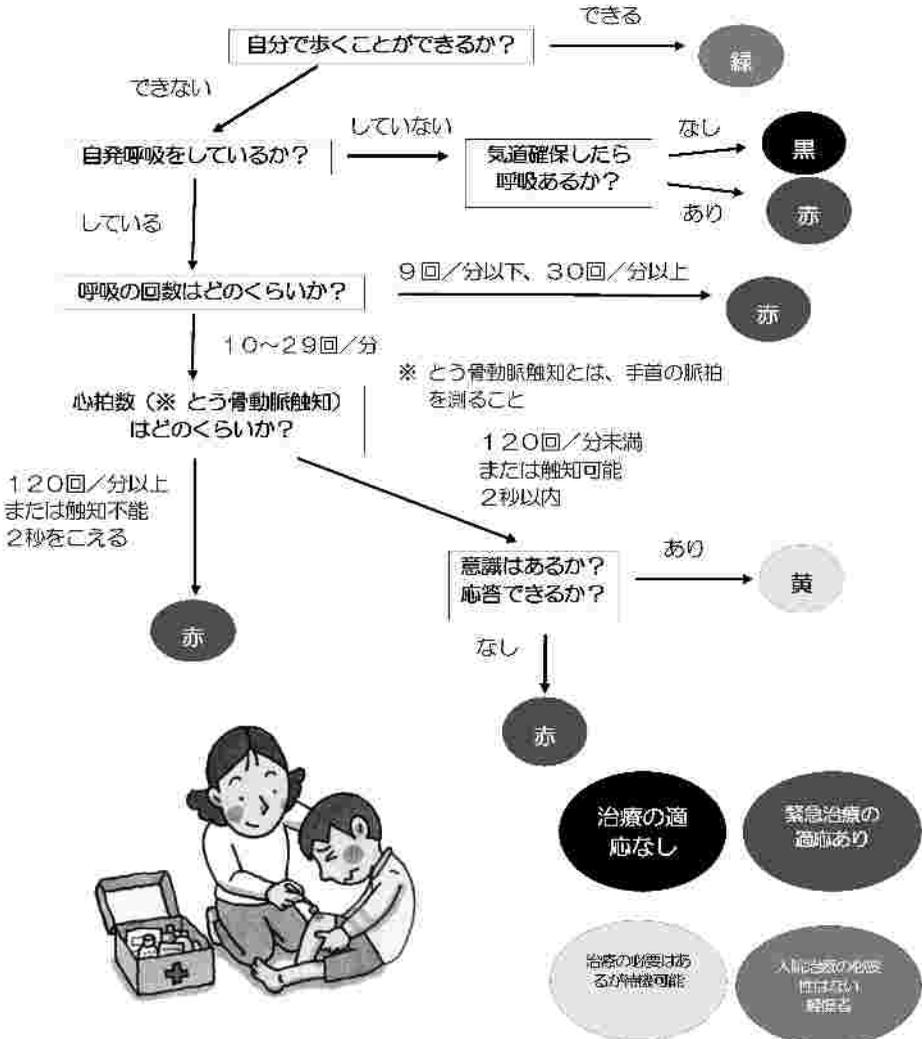
(解説)

トリアージとは、大規模災害時など限られた人的、物的状況下で最大多数の負傷者に最善の医療を施すため、患者の重傷度により治療優先度を定めることです。以前は医師が行うとされていましたが、現在は「スタート式トリアージ」という自主防災組織でもできるトリアージがあります。

③地震が発生した場合

■ START（スタート）式トリアージによる判別の流れ

医学的な診断ができない状況で自主防災組織がトリアージを行う場合、患者の外見上の状態のみで判別します。



（日本赤十字社資料、日本DMAT資料を参考に作成）

③地震が発生した場合

6 避難行動（緊急避難）

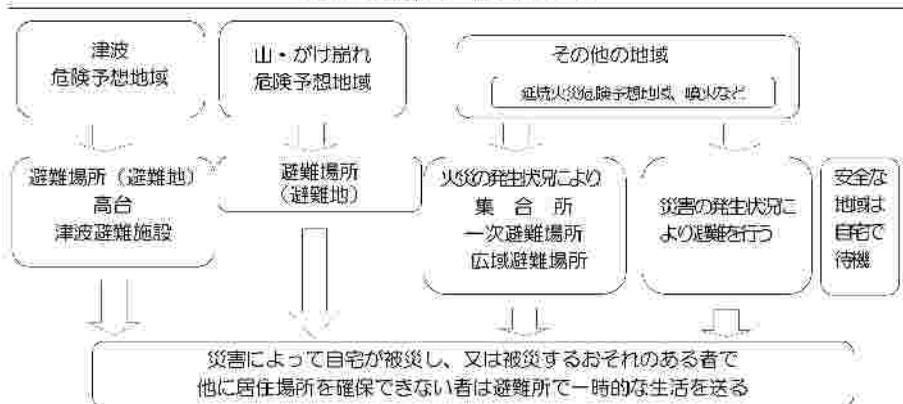
(1) 地震時の行動

地域の危険性によって避難の方法が異なります。自分の地域ではどのような避難行動が必要なのか、よく理解しておくことが大切です。（下図参照）

情報の食い違いによる誤った避難行動は危険ですので、必ず正確な情報に基づいて行動するようにしましょう。また、自力で避難することが困難な避難行動要支援者について事前に把握しておき、自主防災組織の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように皆で協力することが大切です。

なお、避難する必要のない人は避難場所に行かないようにします。

大きな地震が発生したら



避難場所（避難地）・・・津波や山・がけ崩れの危険予想地域の住民等の避難のために市町が指定した避難先

集合所・・・火災時の最初の避難先又は一次避難場所へ移動する際の最寄りの集合場所

一次避難場所・・・火災時に広域避難場所に到達するまでの中継拠点

広域避難場所・・・火災拡大時の最終避難先

※避難行動は、各地域や災害種別によって異なりますので、お住いの市町の防災担当へお問い合わせください。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたら

2時間程度～1週間

- 地震への備えを再確認する。※
- 地震発生後では、津波などから緊急避難することが困難な住民は、1週間事前避難

1週間～2週間

最も警戒する期間は経過したが、引き続き1週間は地震の発生に注意する。

- 地震への備えを再確認する。※

2週間後

- 地震の発生に注意しながら通常の生活を送る。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意する。

※地震への備えの例：避難場所（避難地）や避難経路の確認、家具の固定、水や食料の備蓄など

③ 地震が発生した場合

(2) 地震時の行動 (危険要因別)

■ 突然地震が発生したときの避難行動

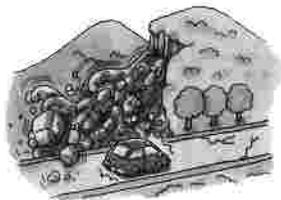
(津波、山・がけ崩れの危険が予想される地域)

① 突発地震発生

② 地震の揺れに注意し、身を守る

③ 揺れがおさまったら
津波、山・がけ崩れの危険が予想される地域は即避難

④ 避難にあたっては避難経路の安全の確認を行い、特に交通事故防止に努める。



(地震発災後に避難を判断する地域)

① 突発地震発生

② 地震の揺れに注意し、身を守る

③ 揺れがおさまったら
火元の確認・家族の安全確認

④ 避難の判断



● 災害が発生したときにはデマが飛び交いがち。噂に惑わされず、テレビ、ラジオ、市町からの情報に注意し、正しい状況の把握に努めましょう。

● 避難の指示等が出たら、それに従いましょう。

● 避難指示等がなくても、身の周辺に危険が迫っていると判断した場合は、ためらうことなく避難しましょう！

③ 地震が発生した場合

(3) 火山噴火時の行動 (参考)

■火山噴火からの避難の場合

① 気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが3以上となる



② 市町役場から火山噴火に関わる避難指示が発令される



③ 市町役場からの指示に従って、避難対象エリアとなった地区の住民は避難する

- ・ 国や研究機関などが火山活動の異常を捉えるため、火山周辺に様々な種類の観測機器を設置し、観測を行っており、気象庁はこれらの観測データから火山活動を24時間体制で監視し、噴火の前兆を捉えて噴火警報などの火山防災情報を発表することになっている。
- ・ 住民に対し、これらの防災情報をテレビやラジオ、静岡県防災アプリ（P.150参照）等のスマートフォンアプリなどによりお知らせする。
- ・ そのため、火山噴火からの避難については、慌てず急がずに、市町からの指示に従って避難する。

(火山現象に応じた避難について)

○火砕流及び大きな噴石が到達する可能性のある範囲からの避難

- ・ 火砕流と大きな噴石の到達する範囲は限定的であるが、極めて速度が速いため、噴火前に避難する必要がある。

○溶岩流が到達する可能性のある範囲からの避難

- ・ 溶岩流は、想定火口範囲から広範囲に広がる可能性はあるが、流れ下る速度が比較的遅いことから、噴火開始後の避難としている。(ただし富士山の場合、溶岩流が3時間以内で到達する可能性のある範囲については、噴火前避難とする)。

○降灰の可能性のある範囲からの避難

- ・ 降灰堆積深が30cm未満となる地域は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内退避する。降灰堆積深が30cm以上となるおそれのある地域は、降灰に耐える近隣の堅牢な建物内（鉄筋コンクリート造などの建物）に避難する。一方で、大量の降灰により、避難経路が閉ざされ孤立する可能性がある地域については、降灰前に避難対象エリア外へ避難する。

○降灰後土石流の危険性のある範囲からの避難

- ・ 降灰後の土石流からの避難は、気象庁から発表される土砂災害警戒情報又は国土交通省が行う土砂災害緊急情報により、市町から避難指示が発令される。避難指示が発令された場合、避難対象エリア内にお住まいの方は、基本的に通常の土砂災害と同様に、土石流災害に対して指定された避難場所（避難地）へ避難する。

※富士山における各噴火現象の影響範囲については、富士山ハザードマップを参照ください。「富士山ハザードマップ（改定版） 静岡県」で検索又は、以下のURLから御確認ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/fujisanhazardmap.html>



※現在、県及び市町広域避難計画について見直し中であり、策定後に具体的な訓練方法等をお知らせします。

③地震が発生した場合

7 避難所生活

市町職員、施設管理者、自主防災組織で避難所の運営組織(運営本部)を立ち上げますが、その後の避難所の運営は、地域や避難所利用者が主体的に実施します。

避難所は自宅が被災して住むことができなくなった人のための施設です。自宅の2階や安全な地域にある親戚・知人宅への避難など、地域の災害リスクに応じて、様々な避難先を検討してください。避難所以外の被災者も十分な情報と支援が受けられるよう、自主防災組織においても情報の発信や収集は大切です。また、高齢者世帯、高齢独居・在宅介護・障がい者のいる世帯などは必要に応じて福祉避難所を利用しましょう。

避難所生活は災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活による不自由などから暗いイメージとなりがちです。

自主防災組織を中心に、避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努めてください。特に高齢者や障害のある人などの要配慮者により添った配慮が必要です。また、避難所では災害ボランティアの支援が考えられます。受け入れ体制の整備も平常時の訓練に取り入れ、その場になったとき混乱しないように心掛けましょう。

あらかじめ避難生活計画書を作成しておきましょう。

- ・市町担当、施設管理者、自主防災組織で避難所の運営組織(運営本部)をつくる。
- ・運営本部に、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生等の各班長をおく。
- ・その下に各自主防災組織ごとに班編成を行い、班ごとの役割を決める。
- ・運営本部会議を1日1~2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を再確認する。

● 避難所の受付

避難所の受付では健康状態を確認し、熱があるなど体調不良者は、別の部屋やパーテーション等で区分けした場所への避難が必要となります。

※静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を使えば非接触で受付ができます。

● 感染症を踏まえた避難所運営

避難所の開設、運営にあたっては、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症対策を徹底する必要があります。一方、国において「避難のあり方」が検証され、自宅の2階や安全な地域にある親戚・知人宅への避難など、地域の災害リスクに応じて、様々な避難先を検討するとともに、適切な避難について住民の理解を促す必要性が示されております。

地震時の避難所の運営については、事前に行政機関と自主防災組織が地域の実態を考慮のうえ検討しておくことが必要です。「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」で検索してください。

http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/documents/hinanjyogaidline_honbun.pdf



● 建物への立ち入りは・・・

地震発生後、必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、避難所の安全を確認した上で、利用することができます。

(参考)

県と県内全ての市町では、公共施設の耐震性能ランク(Ia、Ib、II、III)を公表しており、また県及び一部の市町では、建物玄関などの見やすい位置に耐震性能ランクを表示しています。

耐震性能ランクがもっとも高いIaの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できます。また、Ib以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止されます。

ただし、Iaの建物であっても、場合によって亀裂が入ったり、照明や看板などの落下物の危険は残るため、目視による安全確認を行い、必要な場合は応急危険度判定士の判定を受けてください。

③地震が発生した場合

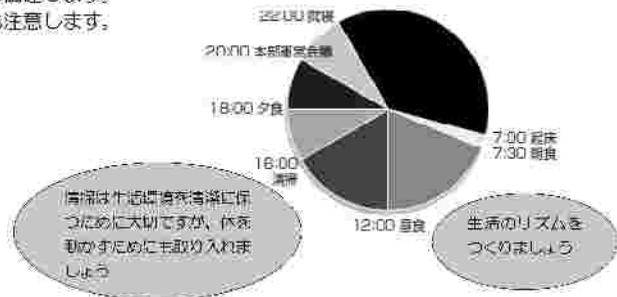
●情報は・・・

- ・市町からの情報は、避難所に派遣された市町職員が受け、情報班長に伝えます。
- ・情報班長は、各自主防災組織の情報班長に伝えます。
- ・各情報班長は、その連絡を住民に伝達します。
- ・ラジオなどから直接入る情報にも注意します。
- ・避難者リストを作ります。



●生活時間は・・・

- ・生活区域、生活上のルールを決めます。
- ・生活の時間も決めておきましょう。



●男女共同参画の視点

- ・女性や子供の視点を取り入れましょう。(P.18 参照)

●ゴミは・・・

- ・ルールを決め、ゴミ出しルールを徹底しましょう。
- ・避難生活の環境悪化は、健康面にも影響するので重要です。

●トイレは・・・

- ・災害時のトイレ利用は、体調を崩したり、災害関連死、性犯罪の温床となることもあります。
- ・被災直後すぐに発生する問題のひとつでもあるので、対策は急務です。

●食事、水は・・・

- ・原則として、食事はそれぞれの非常持ち出しの食料でまかさないです。
- ・不足する場合は、共同で炊き出しを行います。その際、火が使えない状況も考えておいてください。
- ・地震発生後に断水になる可能性があるので、ペットボトル等の水を備蓄したり、ポリタンク等に水を貯めておくなどの備えが重要です。
- ・食事や給水はリーダーの指示に従い、順序よく行ってください。
- ・高齢者など要配慮者に確実に食事が行き渡るように配慮が必要です。

●レイアウトは・・・

- ・女性、性的マイノリティーの方、乳幼児、高齢者、障がいのある人、要配慮者を抱える家族などが、避難生活しやすいようにレイアウトを工夫しましょう。
- ・男女、その他と別々の着替え場所や授乳場所を設置してください。

③地震が発生した場合

●親戚・知人宅への避難

- ・親戚・知人宅への避難者は、避難先を変更した場合、被災者管理班を通じて、運営本部へすみやかに連絡しましょう。



●安否確認、掲示板・伝言板の設置

- ・被災を免れた人は自宅に「黄色いハンカチ」などを掲げて無事であることを伝えましょう。
- ・自主防災組織は各避難所ごとに安否不明者を確認し、市町へできるだけ迅速に連絡してください。
- ・掲示板を設置するなど情報を正しく伝達します。掲示する時間を決めておく事や、新しく追加された情報が分かるようにしておくといいでしょう。
- ・避難者リストの作成と活用、個人情報の取扱にも注意が必要です。



●ペットへの対応

- ・飼育者の把握、飼育場所の指定、排泄物の後始末、清潔に保つよう徹底しましょう。
- ・共同でペットのスペースをつくる場合には、飼育者同士で代表者を選びます。
- ・盲導犬や介助犬はペットの扱いではないので、一緒に避難生活が送れるよう配慮が必要です。

●要配慮者への支援

- ・要配慮者の情報提供(※原則としてご本人の同意が必要です。)を受けます。介護については基本的に家族が行いますが、介護者が不足する場合は、各自主防災組織の人材台帳を活用し、適任者(看護師等)に交替で介護をお願いします。
- ・手話、ガイドヘルパー等のボランティアの受入れを行いましょう。ボランティア受入れまでの間は、筆談を用いるなど地域の方々での対応にも備えてください。



第4章

南海トラフ地震臨時情報が 発表された場合

この章では、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の
社会状況や住民の対応について説明します。



1 奄美トラフ地震と南海トラフ地震に関連する情報

- (1) 南海トラフ地震について
- (2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

3 奄美トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

1 南海トラフ地震と南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震について

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年（昭和19年））及び昭和南海地震（1946年（昭和21年）））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっています。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価した結果を「南海トラフ地震に関連する情報」として発表するにあたり、有識者による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催しています。

評価検討会には、観測データに異常が現れた場合に南海トラフ地震との関連性を緊急に評価するための臨時の会合と、平常時から観測データの状況を把握するために原則毎月1回開催している定例の会合があります。

県内の地震・防災観測施設：約490

南海トラフ地震に関連する情報に使われる観測データ

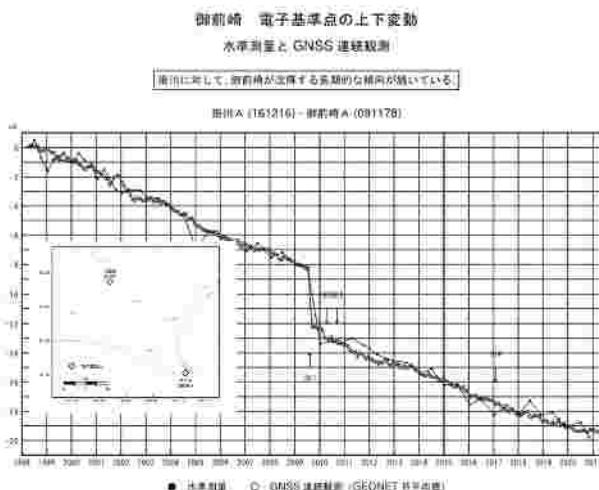
例1

【水準点の経年変化】

御前崎市内にある水準点は、掛川市内にある水準点を基準にした場合、季節的な上下運動を繰り返しながら長期的な沈降傾向が続いています。

この現象は、フィリピン海プレートの沈み込みに伴う地殻変動です。

2009年（平成21年）にみられる大きな変化は、2009（平成21年）年8月11日の駿河湾の地震（M6.5）により、地表付近の局所的な変動の影響を受けたものでず。



〔出典：国土地理院「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会及び地震防災対策強化地域判定会 記者会見資料（国土地理院分）」〕

④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合



(参考) 静岡県及び周辺に設置している、南海トラフ地震に関連する情報の発表に用いるためのひすみ計の配置図

例2

【GPSによる地殻変動】

GPS(Global Positioning System)とは、人工衛星からの電波を受けて自分の位置を求めるための装置で、一般ではカーナビゲーションなどに利用されています。2台以上の装置を用いてデータ処理することにより、地殻変動を鋭則し、現在ではミリメートルの精度で精密かつ連続的に観測できるようになりました。右図の矢印が地面の動いた方向と大きさを表しています。



(出典：国土地理院「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会及び地震防災対策強化地域判定会記者会見資料(国土地理院分)」)

(2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

南海トラフ地震臨時情報

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

南海トラフ地震関連解説情報

- ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
 - ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）
- ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。

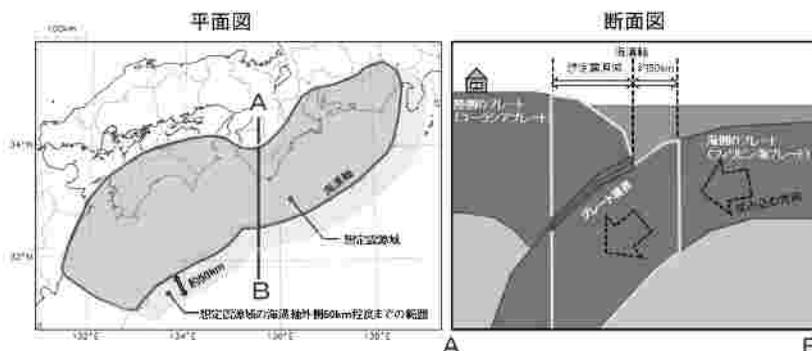
発表する情報名 (括弧内がキーワード)	各キーワードを付記する条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（下関沖脊部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下関沖脊部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	<p>（巨大地震注意）、（巨大地震警戒）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

※詳細は気象庁ホームページで確認できます。

(https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html)

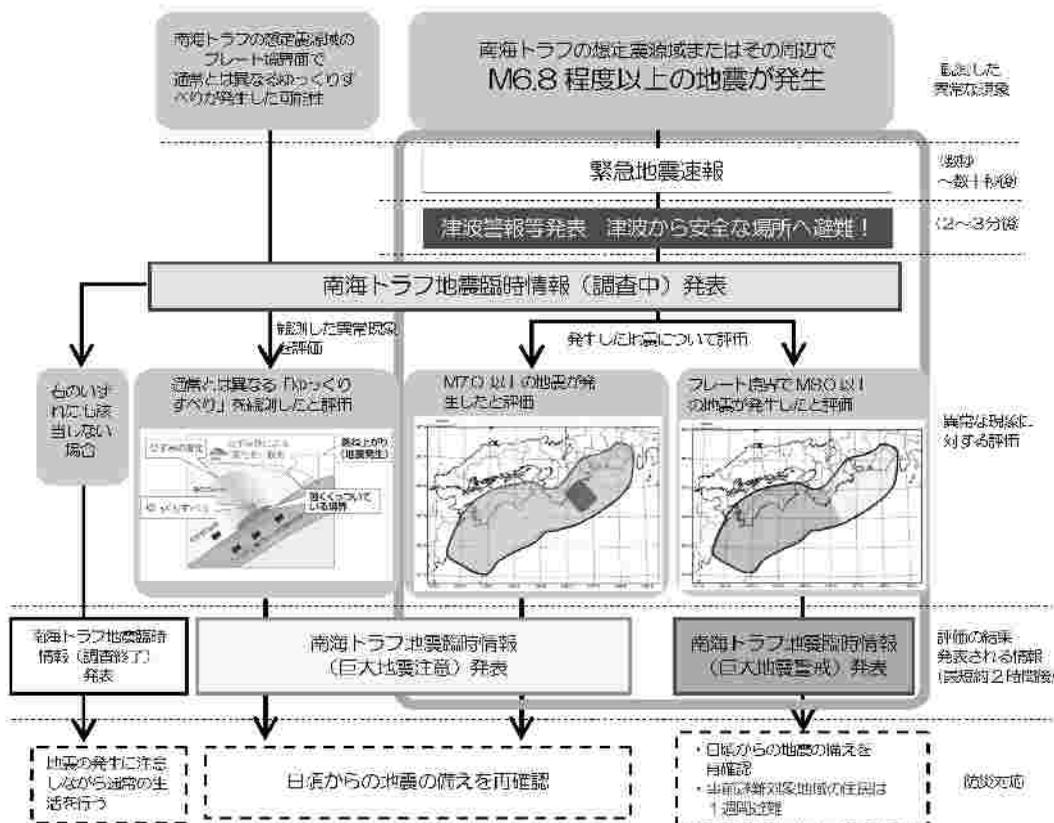


④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合



想定震源域内のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）

情報発表までのフロー



④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、住民は日常生活を行いつつ、次のような対応が求められます。

① 日頃からの地震への備えの再確認

- ア 避難場所・避難経路の確認
- イ 家族との安否確認手段の確認
- ウ 家具の固定の確認
- エ 非常持出品の確認 など

② できるだけ安全な防災行動

- ア 高いところに物を置かない
- イ 区内のできるだけ安全な場所で生活
- ウ すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- エ 危険なところにてできるだけ近づかない など

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合も住民は日常生活を行いつつ対応することとなります。具体的な対応は「2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時」と同様です。



④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

事前避難対象地域内における対応

事前避難対象地域とは、後発地震に伴う津波に備えて、1週間避難を継続するよう呼びかけられる地域のことです。地域の実情に応じて市町が設定します。この地域内の住民は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次のような対応が求められます。

1 週間の事前避難

ア 高齢者等事前避難対象地域内[※]の住民

（最初の地震に伴う大津波警報または津波警報の解除後）避難に時間が必要する要配慮者は引き続き1週間避難を継続します。要配慮者以外の住民は避難を継続しません。

イ 住民事前避難対象地域内[※]の住民

（最初の地震に伴う大津波警報または津波警報の解除後）全住民は引き続き1週間避難を継続します。

※事前避難対象地域は、避難に時間が必要する要配慮者を対象とする「高齢者等事前避難対象地域」と、全住民を対象とする「住民事前避難対象地域」の2種類に分けられています。

県内の事前避難対象地域の指定状況については、各市町の防災担当課にお問い合わせいただくか、静岡県ホームページを御覧ください。

（https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/nankaitorahu_2.html）



第5章 静岡県で想定されて いる地震

この章では、東海地震を含む南海トラフ地震や相模トラフ沿いの地震の発生のしくみや予想される被害について説明します。



1 南海トラフ地震

- (1) 周期的に起こる大地震
- (2) 東海地震の切迫性
- (3) 東海地震が発生するしくみ

2 静岡県第4次地震被害想定

- (1) 想定地震
- (2) 想定被害
- (3) ライフライン支障等
- (4) 被害・対応シナリオ（最大クラスの場合を中心に）

⑤ 静岡県で想定されている地震

1 南海トラフ地震

(1) 周期的に起こる大地震

日本列島の太平洋岸では、プレートの潜り込みによる地震が一定の周期で繰り返し起こっています。特にフィリピン海プレートが潜り込む駿河トラフ・南海トラフ沿いの海域（東海から四国にかけての海域）では、100年から150年の周期で、しかもほぼ同じ場所で、同じ規模の大地震が繰り返し起こっています。

1854年の安政東海地震の後、東海地方より西側では1944年（昭和19年）の東南海地震や1946年（昭和21年）の南海地震が発生し、この時、地震のエネルギーが放出され、次の地震は2030～2040年代以降と考えられています。

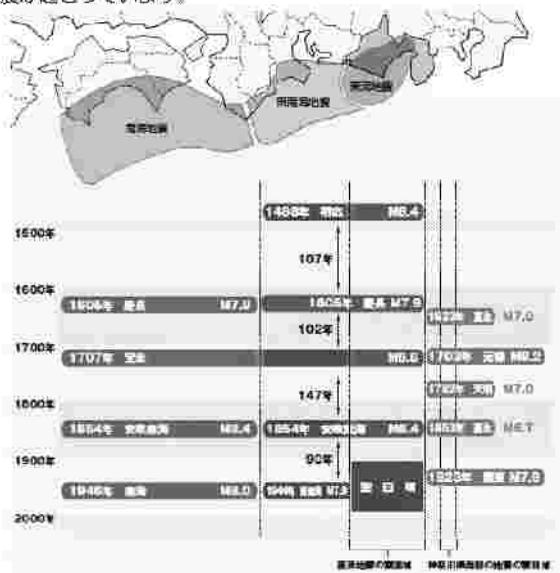
しかし、駿河湾から御前崎沖では未だ地震が発生しておらず、地震のエネルギーが蓄積されていると考えられており、地震活動の空白域とよばれ、近い将来、東海地震の発生が予想されているのです。

また、相模トラフ沿いの地域（神奈川県西部の地域）では、歴史の記録によると1633年の寛永地震以降ほぼ一定の周期で、マグニチュード7程度の地震が起こっています。

日本列島付近のプレート



■ 西日本の太平洋岸で起こった過去の大地震



⑤ 静岡県で想定されている地震

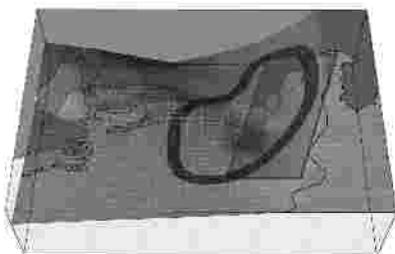
(2) 東海地震の切迫性

1976年(昭和51年)8月に、静岡県を中心とした東海地域で、「大地震が明日起こっても不思議ではない」という東海地震説が発表されました。

この地震説の発表は、静岡県を中心とした東海地域で大きな社会問題となり、県や市町をはじめ各家庭でも、東海地震対策が最も急がれる重要な課題となりました。

幸いにして、この説の発表以来大地震が起こることもなく現在に至っていますが、「日一日と東海地震の発生が近づいている」というのが、地震学者の一致した意見です。仮に東海地震が単独で起きない場合は、東南海地震や南海地震と連動して、今後2030～2040年代に起きる可能性が高まっています。

東海地震の想定震源域



(3) 東海地震が発生するしくみ

予想される東海地震はプレート境界で起こるので「プレート境界型地震(海溝型地震)」と呼ばれています。

■ プレート境界型地震が発生するしくみ



海溝を作っているフィリピン海プレートが年数 cm の割合でユーラシアプレートの方へ移動し、その下へ潜り込む。



ユーラシアプレートの先端部が引きずり込まれ、歪が蓄積する。



歪がその限界に達した時、ユーラシアプレートがねじれ上がり、地震が発生する。その際、津波も発生する。

南海トラフ地震について

遠州灘西部から四国沖までの南海トラフ沿いの地域は、歴史的に見て、概ね100年から150年の間隔で海溝型大地震が発生しています。このうち、遠州灘西部から熊野灘で発生する地震が東南海地震、四国沖で発生する地震が南海地震と呼ばれ、今世紀前半にも巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されています。

平成15年12月には、東南海・南海地震が発生した場合に著しい災害が発生するおそれがある地域として「東南海・南海地震防災対策推進地域」が指定され、静岡県内では18市町が指定されています。

また、東日本大震災の教訓を受け、東海・東南海・南海地震が同時に発生し、かつ、数千年に一度という最大の規模の地震となる「南海トラフ地震」の被害想定が、平成24年8月に国から公表されました。

⑤ 静岡県で想定されている地震

2 静岡県第4次地震被害想定 (2つのレベルの地震を想定)

大陸プレートであるユーラシアプレートの下に、海洋プレートであるフィリピン海プレートが潜り込む、駿河湾から日向灘までの場所を南海トラフと呼びます。この南海トラフでは、繰り返し大地震が発生していることが知られています。一方、伊豆半島の東側には相模トラフがあり、ここでも繰り返し大地震が発生しています。

県は、これらの地震に備え、対策を推進するための基礎資料として、地震の被害想定を策定しています。

平成25年に公表した第4次地震被害想定では、発生頻度が比較的高く、これまでも繰り返し発生してきた地震(レベル1)と、実際に発生したことはなくても科学的にあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震(レベル2)の2種類の地震について想定を行っています。

なお、近年、南海トラフでは、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきました。このため、次に発生する地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難であり、最大クラスの地震・津波の想定に基づき、地震対策を進めていくことが必要となっています。

(1) 想定地震

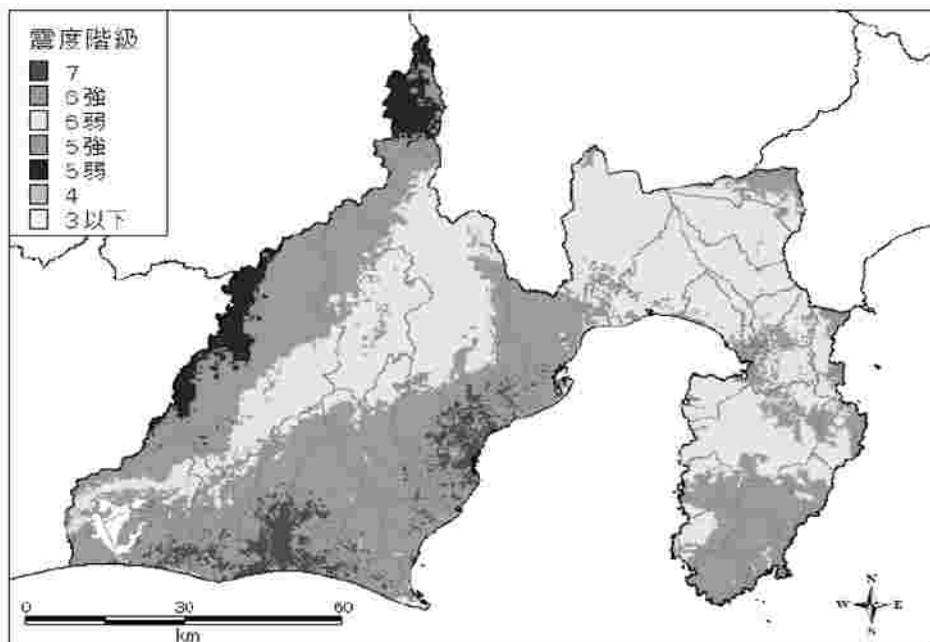
区分	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
レベル1 の地震・津波	東海地震、 東海・東南海・南海地震等 (マグニチュード8.0～8.7) 【30年以内発生確率：70%程度】	大正型関東地震 (マグニチュード8.0～8.2程度) 【30年以内発生確率：ほぼ0～5%】
	発生頻度が比較的高く、発生すれば被害をもたらす地震・津波 (駿河トラフ・南海トラフ沿いでは、約100～150年に1回程度の発生頻度)	
【津波対策上の位置付け】	防潮堤など構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波	
レベル2 の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度) 【発生頻度はレベル1の地震より桁以上低い】	元禄型関東地震 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (マグニチュード8.2～8.7程度) 【30年以内発生確率：ほぼ0%】
	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(千年～数千年に1回程度の発生頻度)	
【津波対策上の位置付け】	住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波	

⑤ 静岡県で想定されている地震



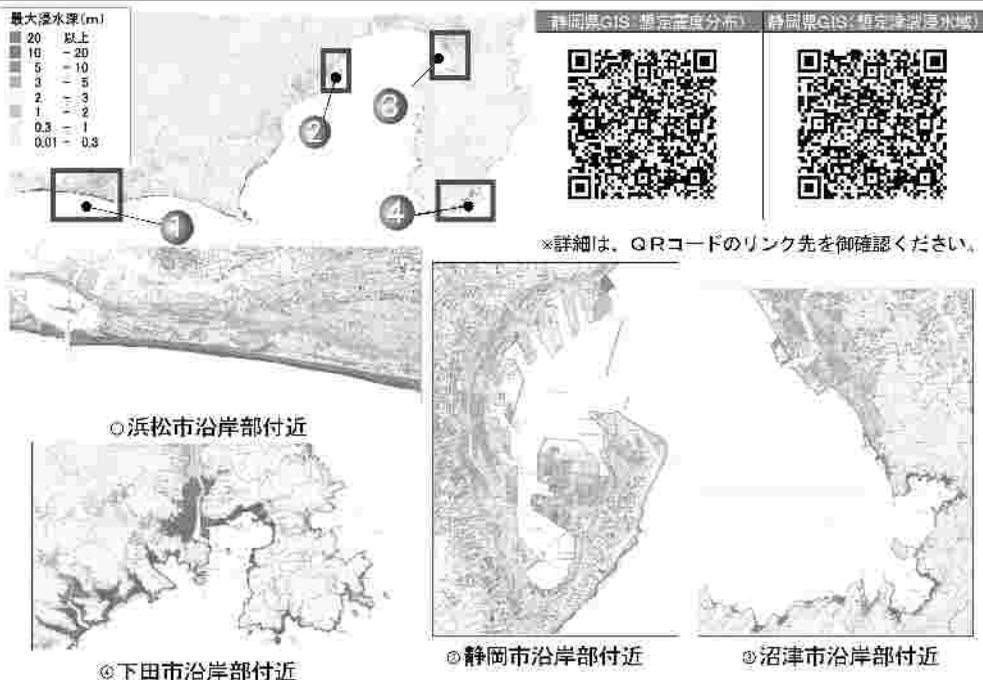
※中央防災会議、地震調査研究推進本部地震調査委員会の資料を基に作成。

南海トラフ巨大地震 (レベル2) の想定震度分布 (基本ケース)



⑤ 静岡県で想定されている地震

南海トラフ巨大地震（レベル2）の想定津波浸水域（津波ケース①）



(2) 被害想定

被害想定	区分	被害想定		想定ケース
		被害想定	被害想定	
南海トラフ沿い	レベル1	死者数	約76,000人	冬・深夜、早期避難率低下の場合
		全壊・焼失棟数	約26万棟	冬・夕の場合
	避難者数	約122万人	冬・夕、発災1週間後の場合	
	レベル2	死者数	約105,000人	冬・深夜、早期避難率低下の場合
相模トラフ沿い	レベル1	死者数	約31万人	冬・夕、発災1週間後の場合
		全壊・焼失棟数	約1.4万棟	冬・夕の場合
	避難者数	約10万人	冬・夕、発災1週間後の場合	
	レベル2	死者数	約8,000人	冬・深夜、早期避難率低下の場合
		全壊・焼失棟数	約2.7万棟	冬・夕の場合
		避難者数	約15万人	冬・夕、発災1週間後の場合

⑤ 静岡県で想定されている地震

(3) ライフライン支障等

ライフライン	状況
電力	<p>発災直後は県内の需要家の9割程度が停電、4日後でも1割弱程度で停電が継続</p> <p>応急復旧には、1週間程度が必要</p>
電話	<p>固定電話は、発災直後は県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま</p> <p>応急復旧には、1～2週間程度が必要</p> <p>携帯電話は、基地局の停波や停電の影響で発災1日後には県内全域で非常につながりにくい状態</p> <p>応急復旧には、1～2週間程度が必要</p> <p>上記以外に、発災直後から通話量の急激な増大により、電話がつながりにくい状態が発生</p>
上水道	<p>発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続</p> <p>応急復旧には、4～6週間程度が必要</p>
下水道	<p>発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生</p> <p>応急復旧には、2～5週間程度が必要</p>
ガス	<p>都市ガスは、発災直後の県内で7～8割程度が供給停止</p> <p>応急復旧には、4～6週間程度が必要</p> <p>LPガスは、発災直後に3～4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後、早期の復旧が可能</p>
エレベーター	<p>震度4以上でほぼ全てのエレベーターが停止。電力復旧、点検後に使用が可能</p>

※静岡県第4次地震被害想定～駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波の場合

(4) 被害・対応シナリオ — 最大クラスの場合を中心に —

巨大地震が発生した際の県内における被害やそれに対する対応について関係別形式で整理することにより、災害対策を行う上で重要な視点やタギミツ、及び課題を明らかにし、地震・津波対策の基礎資料として活用するものです。

①全体シナリオ
②自然現象、建築物被害、火災等のシナリオ
地震予知 ③地震予知状況下で実施する地震防災応急対応シナリオ
④県災害対策本部のシナリオ
⑤ライフラインのシナリオ
⑥避難対応シナリオ
⑦救出救助・医療救護対応シナリオ
⑧団体の収容・身元確認・安置・巨火勢の延焼シナリオ
⑨住民者対応シナリオ
⑩広域支援シナリオ
⑪交通・緊急物資確保対応シナリオ
⑫水・ゴミ・がれき対応シナリオ
⑬経済影響シナリオ
⑭県民シナリオ
噴火発生 ⑮連続災害としての富士山火山災害対応シナリオ
事故発生 ⑯複合災害としての原子力災害対応シナリオ

(詳細は第4次地震対策検討関連資料より)

<p>【新たな津波被害想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大で約11mの津波が押し寄せると想定 最大クラスの被害は津波高が往々に高くなる 浸水域が大幅に広がる 津波到達時刻は非常に早い可能性もある。 	<p>【超広域災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内では規模の大きい地域がより多く発生する。 大きな被害は東海地方・九州地方に及び、全国からの応援の不足や分散が発生する可能性がある。 通信・道路遮断等による対応の遅れがある。
<p>①主要避難拠点施設が大きな被害を受ける可能性 ・避難の遅れや混乱に早期対応を要する</p>	<p>十分な被害情報が入らない可能性への備え ・人口による重点的な情報収集</p>
<p>②津波発生直後の混乱により初期対応がより困難 ・消防や避難所等への連絡を確保</p>	<p>応援要員や資機材不足、復旧に要する期間が長期化 ・応援者側等の応援を受ける</p>
<p>③津波被害の拡大に伴い、避難所設置需要がより多く発生 ・自主防組織を中心に避難所運営を実施</p>	<p>緊急避難による支援の手が行き届かない地域の発生 ・自主防組織が市町村に協力して、避難所を運営</p>
<p>④津波被害を受けた地域では、救出活動が困難な可能性 ・警察、河防、自衛隊等による救出活動</p>	<p>被災地外からの応援が期待される可能性 ・近隣住民が中心となって、救出活動を実施</p>
<p>⑤大規模な団体収容施設が必要となる可能性 ・使用可能な施設を順次開設</p>	<p>火災時の干渉等が進まず支援期間が無期化する可能性 ・広域応援等の支援、業者等への要請を行う</p>
<p>⑥市町村の洪水、ライフラインの復旧困難 ・仮設住宅等の応急住宅対策を実施</p>	<p>仮設仮設住宅等の必要戸数の増大 ・応急仮設住宅や災害公営住宅を確保</p>
<p>⑦被害発生が広域に及ぶ発生 ・被害を想定して支援要請し、全国に発信</p>	<p>応援要員や資機材の補給から復旧までに長期化の懸念 ・応援要員を市町村のニーズに即してマッチング</p>
<p>⑧沿河路を中心とより多くの区間で不通 ・航空機や船舶等により緊急輸送を実施</p>	<p>応援不足等により道路閉鎖が恐れ、物資等が不足 ・緊急輸送ルート確保に努め、輸送手段等を調整</p>
<p>⑨水処理場等の被害がより多くなる可能性 ・仮設トイレの設置、トイレ等への支援要請</p>	<p>がれきの最終処分場が不足する恐れ ・県外での仮設処理場への申請要請</p>
<p>⑩津波による直接被害が増大 ・給付金の交付、運用の確保を要する</p>	<p>輸送ルート、サプライチェーンの復旧の長期化 ・事業の確保や資金の貸付等事業基盤の再建支援</p>
<p>⑪津波による住宅の被害、避難所の不足 ・避難先等への調整</p>	<p>ガソリン等の不足により、物資等が困窮な地域が発生 ・家庭内等の備蓄等（飲料水3日～7日）</p>
<p>【連続災害対応・複合災害対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震災害による制約 噴火発生による制約 事故発生による制約 	<p>情報伝達や物資、道路被害や車両確保困難による避難実施の遅れ、避難手段の不足、移動や物資受取による地域間の遅れや物資不足の懸念、インフラやライフラインの復旧の遅れ、中長期にわたる立ち入り禁止、等</p>

第6章

風水害への備え

この章では、激甚化する風水害への

備えについて説明します。



1 頻発・激甚化する風水害

2 平常時の備え

3 住んでいる地区の風水害のリスクを知る

- (1) ハザードマップについて
- (2) 避難情報について
- (3) 防災アプリで避難トレーニング

4 風水害の情報を得る

5 マイ・タイムラインについて

6 自主防災組織の対応について

- (1) 防災マップやハザードマップの配布
- (2) マイ・タイムラインの作成補助
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 避難施設（避難場所・避難所）の開設と運営

⑥風水害への備え

1 頻発・激甚化する風水害

近年風水害は、地球温暖化に伴う気候変動により、頻発・激甚化しています。

平成30年7月豪雨では、西日本から東海地方にわたる記録的な豪雨による洪水や土砂災害の発生により、多くの人が犠牲となりました。事前に土砂災害警戒情報や大雨特別警報等の発表、避難指示等の発令等、最大級の警戒が呼び掛けられていたにもかかわらず、住民の避難行動に結び付かなかったことなどが、大きな被害が生じた一因と指摘されています。

また本県でも、平成30年台風24号では、県内で大規模な停電（最大約71万5千戸）が発生し、完全復旧までに6日間もの日時を要するとともに、信号機の停止や断水、携帯電話の通信障害などの被害も発生し、さらに、令和元年台風19号では、死者3名、重傷2名等の人的被害のほか、約3千棟の住家被害等が発生するなど、風水害は身近に迫っています。

2 平常時の備え

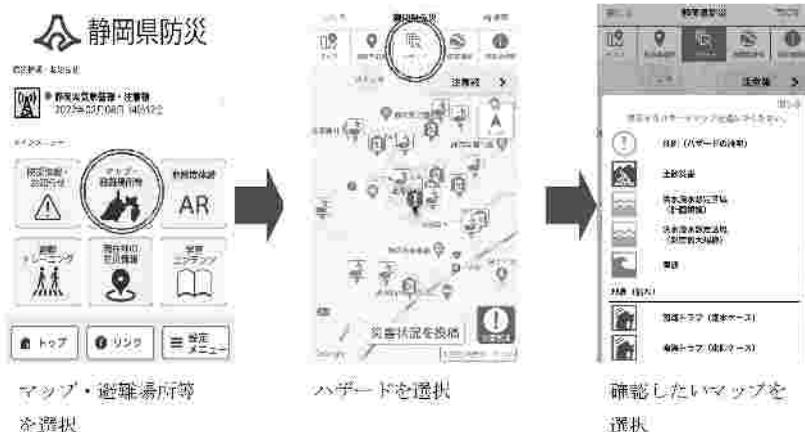
風水害については、住民一人ひとりあるいは各家庭の対策が重要です。風水害が差し迫った場合には、まず自分の命、家族の命を守る行動を取らざるをえません。被害を防ぐために、平常時に自主防災組織等との相談し、地域全体で風水害への準備をしておくことも重要です。

3 住んでいる地区の風水害のリスクを知る

自分の家が浸水してしまう可能性はないか、土砂災害の危険はないかなど地域の災害リスクをハザードマップ等で確認しましょう。また、指定緊急避難場所や指定避難所を確認しておきましょう。

(1) ハザードマップについて

静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」と静岡県GISで、各種ハザードマップを確認できます。



⑥風水害への備え



洪水浸水想定区域
(想定最大規模)



土砂災害

静岡県GIS (<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?z=15&l=34.9769%2C138.3838&t=roadmap&mp=11001&op=70&vlf=000affffff00000040>)



静岡県防災アプリ (<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/application.html>)



⑥ 風水害への備え

(2) 避難情報について

令和3年5月20日に、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「避難指示」に一本化されました。大雨等で災害発生のおそれが高い状況で、市町から警戒レベル4「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から必ず避難してください。なお、短期的に急激な降雨や浸水によって、屋外へ出ることがや避難場所まで向かうことが危険な状態になったときには、自宅から避難場所へ移動することが必ずしも適切な行動ではありません。浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅や隣接建物の2階などへ緊急的に一時避難（垂直避難）し、救助を待つことも選択肢の一つとして考える必要があります。

令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保 ※1 <small>緊急安全確保</small>	災害発生情報 <small>(発生を察知したときに発生)</small>
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~		
<b>4</b>	<b>避難指示</b> ※2 <small>避難指示</small>	<b>避難指示(緊急)</b> <b>避難勧告</b>
<b>3</b>	<b>高齢者等避難</b> ※3 <small>高齢者等避難</small>	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>
<b>2</b>	<b>大雨・洪水・高潮注意報</b> <small>(気象庁)</small>	<b>大雨・洪水・高潮注意報</b> <small>(気象庁)</small>
<b>1</b>	<b>早期注意情報</b> <small>(気象庁)</small>	<b>早期注意情報</b> <small>(気象庁)</small>

※1 建築物の倒壊や火災を未然に防ぎやすくなるため、警戒レベル5から、緊急安全確保は必ず実施される避難指示は廃止です。

※2 避難場所へ向かう必要がある避難指示を災害対策基本法に規定されています。

※3 警戒レベル3以上、避難準備や高齢者等避難開始、避難勧告が発令された地域は、避難準備をはじめ、危険を察知したときに避難する場合があります。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保の発令を持ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**これからは、**警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難**しましょう。

避難に時間がかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難**しましょう。

**内閣府(防災担当)・消防庁**

## (3) 防災アプリで避難トレーニング

避難を開始してから避難先までの経路や時間を記録します。

訓練後にトレーニングした経路の再生ができ、津波の浸水状況を重ねることもできます。



個人や家族でやってみよう!!

# 防災アプリで 避難トレーニング!!



もしもの  
ために、今!

防災アプリ「静岡県防災」の避難トレーニング機能を使用すると、避難場所までの経路や要した時間を記録できます。また、避難経路に各種ハザード情報や浸水シミュレーションを重ね合わせることも可能です。実際に避難先まで歩いてみましょう!



これから「静岡県防災」をインストールされる方は裏面へ

### 1 機能を起動

「避難トレーニング」をタップし、「記録」を選択。

位置情報の使用を許可しないと機能を使用できません。



### 静岡県防災



### 2 避難先を設定

(A) 災害に備えた避難先を設定する場合

(B) 任意の避難先を設定する場合

(A) 災害に備えた避難場所を選択し、マップ上で「A」を選んでタップ。

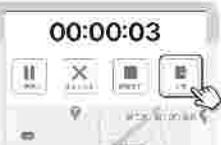
(B) 任意の避難場所を選択すると、マップ上で「B」がない場所への避難先の設定も可能。



### 3 避難トレーニング開始

「避難トレーニング開始」をタップし、避難先まで実際に移動。移動中、「メモ」機能で写真とコメントを、マップ上に記録可能。

避難トレーニング中、一定時間画面に触れないと画面が暗転し、正しく避難時間の計測ができない場合があります。



### 4 避難完了・結果を検証

到着したら「避難完了」をタップ。避難トレーニング結果を確認。

**POINT** 「経路確認」をタップすると、辿った経路や移動の様子、襲来する津波やハザードマップを重ねて再生できます。



襲来する津波を再生!!

## 4 風水害の情報を得る

災害が予想されるような大雨などの際に、行動がとれるよう、テレビ、ラジオ、インターネット等で避難情報などの防災情報の収集に努めましょう。静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」により防災情報を収集する方法も紹介します。



-  高齢者等避難
-  避難指示
-  緊急安全確保
-  避難所情報
-  国民保護情報
-  お知らせ
-  イベント情報

-  気象警報・注意報
-  土砂災害警戒情報
-  指定河川洪水情報
-  震度速報
-  震源・震度に関する情報
-  津波警報・注意報・予報
-  噴火警報・予報・噴火速報
-  電停注意情報
-  記録的短時間大雨情報
-  停電発生状況

## 5 マイ・タイムラインについて

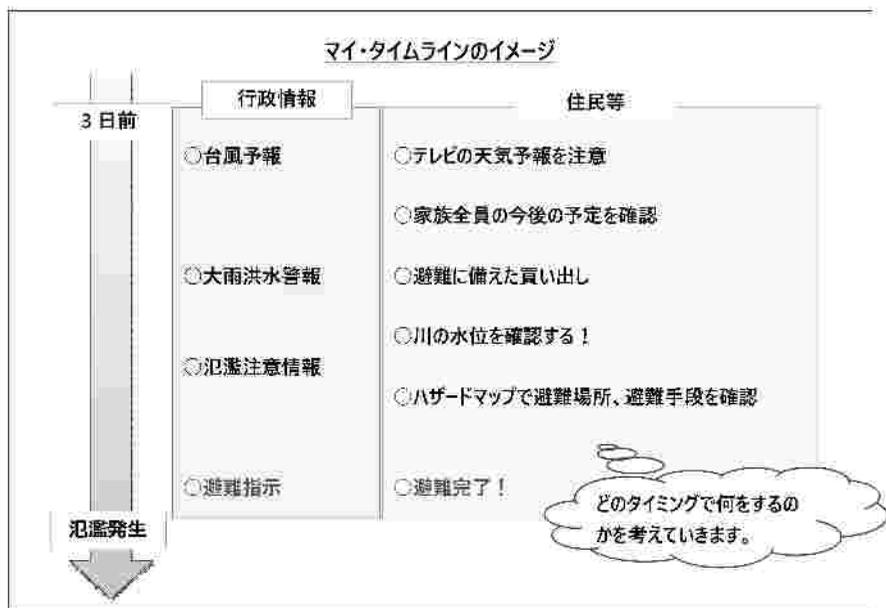
「タイムライン」とは、台風などによる災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。防災行動計画ともいいます。

そして「マイ・タイムライン」とは、住民一人ひとりが自分で作るオリジナルのタイムラインです。台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめます。

いざというときの行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されています。

マイ・タイムラインの詳細については、「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」をご確認ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/event/mytimeline.html>)



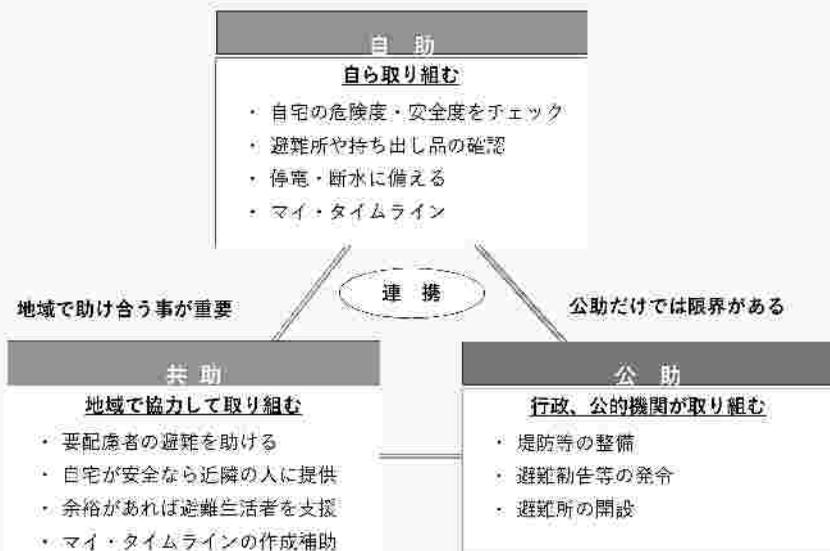
## ⑥風水害への備え

### 【ポイント】 なぜマイ・タイムラインが必要？

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模広域災害を経て、公助の限界が明らかになるとともに、自助・共助の重要性が広く認識されることとなりました。

地震のみならず、洪水や高潮に対しても、自助、共助、公助のバランスを取って災害対策の充実を図ることが重要です。

自分の命は自分で守る



また、地震と異なり、洪水や高潮は台風の進路や降雨の状況などをもとに災害（氾濫）発生までの事態の進行が予測できることから、時間軸に沿ってあらかじめ防災行動を整理しておくタイムラインが有効です。

住民一人ひとりが自分自身に合った避難に必要な情報・判断・行動を把握し、いわば「自分の逃げ方」を手に入れることができるマイ・タイムラインは有効です。

### コラム：「マイ・タイムライン」と「わたしの避難計画」の関係

「マイ・タイムライン」とは、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる防災行動を整理したものです。「わたしの避難計画」は、河川氾濫のみならず、土砂災害や地震・津波等も対象とします。「マイ・タイムライン」で検討した内容に、土砂災害や地震・津波の避難行動を加えた「わたしの避難計画」が完成します。（第2章2「わたしの避難計画」の作成（P.31）参照）

## 6 自主防災組織の対応について

風水害については、住民一人ひとりあるいは各家庭の対策が重要ですが、地域の被害を軽減するため、自主防災組織において、次の取組を実施しましょう。

### (1) 防災マップやハザードマップの配布

各市町から情報提供を受け防災マップやハザードマップを配布します。また、防災アプリ、各種ホームページの確認、防災関係機関や地域防災指導員による講習会などを開催します。

### (2) マイ・タイムラインの作成補助

防災関係機関や地域防災指導員と協力し、住民一人ひとりあるいは各家庭のマイ・タイムラインの作成を補助します。

### (3) 防災訓練の実施

#### ① マイ・タイムライン

作成したマイ・タイムラインを活用して防災訓練等を実施することは、マイ・タイムラインを点検する意味からも、また防災意識の低下を防ぐ意味からも重要です。訓練等を実施して気づいた点等があれば、その点を踏まえてマイ・タイムラインを改善します。



- ・持ち物などの確認
- ・指定避難場所までのルートを確認
- ・浸水エリアの確認 など



- ・避難訓練で気づいた点をマイ・タイムラインに反映する。(持ち物、服装、避難にかかった時間など)

#### ② 災害図上訓練「DIG」

災害時の対応策を考える災害図上訓練（災害図上訓練「DIG」）で災風水害への対応を想定して行います。（第2章3（1）の災害図上訓練「DIG」（P.40参照）

## ⑥風水害への備え

### ③風水害版イメージTEN

自主防災組織の役員を中心に、風水害にどう対応したらいいかを考えるイメージトレーニングを実施します。

風水害版イメージTENについては、「風水害対応イメージTENマニュアル」をご確認ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-440/kikikanri/documents/imagetenmanyuaru.pdf>)



### ④避難所運営ゲーム「HUG」

避難所運営の疑似体験訓練（避難所運営ゲーム「HUG」）で風水害への対応を想定して行います。（第2章3（8）の避難所運営ゲーム「HUG」（P.68参照）

## （4）避難施設（避難場所・避難所）の開設と運営

風水時には、各市町の判断に基づき、施設の安全性を確認のうえ避難場所が開設されます。避難場所の立ち上げは、市町の職員とともに各地域の自主防災組織や避難所運営組織等が中心となって行います。避難場所は、災害の種別毎に市町が指定するため、地震等の災害時に開設する避難場所と異なる場合がありますので、あらかじめ場所を確認しておきましょう。（※避難施設（避難場所・避難所）の開設方法は市町で確認してください。）

また、避難が長期にわたる場合には、避難所利用者中心の運営（避難所運営組織）に切り替えます。自主防災組織等は、避難所利用者や地域住民への情報伝達、在宅避難者の把握及び支援、地域全体の防火・防犯活動等を行います。

避難所生活については3章P.83を参照してください。

避難所運営マニュアルは、静岡県ホームページを御覧ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/event/mytimeline.html>)



### 避難場所と避難所の違いを正しく学びましょう！

#### 避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所のことで、災害種別ごとに市町が指定したものを指定緊急避難場所といいます。

#### 避難場所のイメージ

- ・対象とする災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物（津波避難タワー・津波避難ビル）等
- ・対象とする災害の危険が及ばない場所のグラウンド、駐車場、建物等

#### 避難所

避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設のうち、市町が指定した施設を指定避難所といいます。

#### 避難所のイメージ

- ・学校の体育館、公共施設、自治会所有公民館等

# 資料

- 1 静岡県内で起きた主な地震とその地震による全被害状況
- 2 震度とゆれの状況
- 3 津波警報、注意報について
- 4 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報
- 5 気象等の予報及び警報の種類と発表基準
- 6 自主防災組織活動（共助）チェックリスト
- 7 防災資機材・防災用品 点検チェックリスト
- 8 自主防災活動各種マニュアル
- 9 各種台帳様式
- 10 プロジェクト「TOUKAI(トウカイ)【東海・倒壊】-0」
- 11 ブロック塀の点検方法
- 12 災害用伝言ダイヤル「171」
- 13 静岡県の防災体制について
- 14 静岡県防災アプリについて
- 15 防災用語について
- 16 静岡県地震防災センターの御案内



# 1 静岡県内で起きた主な地震とその地震による全被害状況

西暦	日付	マグニチュード	地震名又は地域	被害状況
1749.8	明和7	8.4	明和地震	合計、全県大津波の被害約1,000棟、死者約400人、 去来運送船での被害が26,000人。
1760.5	慶応9	7.9	駿河地震	浜松、浜松近郊の震害で100棟中30棟焼出し、死者多し。
1770.3	元禄16	8.2	元禄地震	御室家屋8,000棟以上、死者2,300人以上、津波、 御室家屋60,000棟以上、死者24,000人、去来運送船、 合計、静岡県の地震被害。
1770.7	宝永4	8.4	宝永地震	御室家屋60,000棟以上、死者24,000人、去来運送船、 合計、静岡県の地震被害。
1854	安永7	8.1	安永元禄地震	御室家屋60,000棟以上、死者24,000人、去来運送船、 合計、静岡県の地震被害。
1923	大正12	7.9	関東大震災	死者92,331人、行方不明42,476人、全県家屋 128,266棟、半壊126,233棟、合計。
1930	昭和5	7.3	北伊豆地震	死者272人、全県家屋2,165棟、山崩れ、道路損傷多し。
1944	昭和19	7.9	東南海地震	死者・行方不明者1,223人、全県家屋17,569棟、半壊 36,520棟、流出家屋3,129棟。
1945	昭和20	6.8	三河地震	死者2,306人、全県家屋7,221棟、半壊16,555棟、 柱江原全壊9,187棟、津波。
1946	昭和21	8.0	南海地震	死者1,530人、全県家屋11,591棟、半壊23,487 棟、流出1,451棟、焼失2,598棟。
1974	昭和40	6.9	伊豆半島沖地震	死者・行方不明者38人、全県家屋134棟、半壊240 棟、前面崩れ小津波。
1978	昭和53	7.0	伊豆半島近海地震	死者25人、全県家屋96棟、半壊616棟、道路損傷 1,141ヶ所、柱江原191ヶ所。
1980	昭和55	6.7	伊豆半島東方沖を震源とする地震	全県家屋1棟、一部損傷17棟。
1983	昭和58	7.7	三河湾中部地震	※死者104人、建物全壊941棟、半壊2,115棟、 流出92棟、船沈没255隻。
1993	平成5	7.8	北海道南西沖地震	※津波、死者202人、行方不明者28人、負傷者323人。
1995	平成7	7.3	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	※死者6,434人、不明者、負傷者43,792人、全壊 101,908棟。
2004	平成16	6.8	静岡県中部地震	※死者67人、負傷者4,805人、全壊3,175棟。
2007	平成19	6.8	静岡県中部沖地震	※死者15人、負傷者2545人、全壊1,519棟。
2008	平成20	7.2	岩手・宮城内陸地震	※死者13人、負傷者450人、全壊28棟。
2009	平成21=8/4(日)	6.5	駿河湾を震源とする地震	死者1人、負傷者317人、建物半壊6棟、 一部全壊8,066棟、死者高津下り坂の法面の崩落。
2011	平成23年3月11日	9.0	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	本県では負傷者9人、建物・新築22棟。 ※死者・行方不明者約2万3千人、全壊約12万棟。
2011	平成23年3月15日	6.4	静岡県東部を震源とする地震	死者なし、負傷者30人、 建物、計約5,211棟。

3011	平成25年8月11日	6.3	駿河湾を震源とする地震	死者なし、負傷者13人、建物一部倒壊の事例。
------	------------	-----	-------------	------------------------

■ は、東海地震の震源域付近(駿河湾から御前崎沖)を震源地とする地震

※ 印 は、本県に被害は出ていないが、参考までに全体の被害状況を掲載

資料：理科年表より(新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震においては消防庁資料を参考とした)

## 2 震度とゆれの状況



この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。

詳しい解説は以下の気象庁ホームページに掲載しています。

気象庁震度階級関係解説書 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/shindo/kaisetsu.html>

出典：気象庁ウェブサイト

### 3 津波警報、注意報について

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害	
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現			
大津波警報	10m超 (10mを超す)	巨大	<p>巨津波や巨地震に備えている人は、ただちに現場や避難場所など安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p>ここから安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>  <p>津波が火災発生やデブ(津波から逃げ遅れ)のシーン</p>	<p>本道全域が全壊・流失し、人は津波による高圧に巻き込まれる。</p>  <p>(10mを超える津波に人が巻き込まれる)</p>	
	10m (5mを超すと10m)				<p>市内の低いところでは津波が襲い、反吐被害が発生する。人は津波による高圧に巻き込まれる。</p>  <p>津波の襲撃 (2003年)</p>
	5m (3mを超すと5m)				
津波警報	3m (100mを超すと3m)	高い	<p>海の中に入っている人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は海に近い道に巻き込まれる。避難しにくい状況に巻き込まれる可能性がある。</p> 	
津波注意報	1m (200mを超すと1m)	(表記しない)			

出典：気象庁ウェブサイト

### 4 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報

富士山の火山活動に異常が観測された際には、気象庁から噴火警戒レベルや噴火警報が発表されます。これに応じた避難の指示などが市町から伝えられることになっていますが、状況によっては自主的な避難や避難準備が必要になる場合もあります。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明		
			レベル	キーワード	火山活動の状況	住民等の行動	登山・山歩への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難	 <p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは発生している状態にある。</p>	<p>危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等と判断）。</p>	
			レベル 4	高齢者等 避難	 <p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。</p>	<p>警戒が必要な居住地域での高齢者等の高齢者の避難、自らの避難の準備が必要（状況に応じて対象地域を判断）。</p>	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで  火口周辺	レベル 3	入山規制	 <p>居住地域の近くを主要な交通手段とする（この範囲に入った歩行者は生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。</p>	<p>通常の生活（寺社の火山活動の犠牲に注意、入山規制）。状況に応じて高齢者等の警戒者の避難の準備等。</p>	<p>登山禁止、入山規制等。危険な地域への登山規制等の（状況に応じて規制範囲を判断）。</p>
			レベル 2	火口周辺 規制	 <p>火口周辺に被害を及ぼす（この範囲に入った歩行者には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。</p>	<p>通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難準備の準備、防災訓練への参加等）。</p>	<p>火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。</p>
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山であることに 注意	 <p>火山活動は継続。火山活動の状況によって、火口内で火山活動の噴出が認められることが想定に入った場合には生命に危険が及ぶ。</p>	<p>通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難準備の準備、防災訓練への参加等）。</p>	<p>特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。</p>

出典：気象庁ウェブサイト

## 5 気象等の予報及び警報の種類と発表基準

気象台は、大雨や暴風などによって災害がおこるおそれがある場合には、静岡県を遠州北、遠州南、中部北、中部南、富士山南西、富士山南東、伊豆北、伊豆南の8つの区域に分けて、警報・注意報を発表します。また、特別警報は警報の基準をはるかに超え、重大な災害がおこるおそれが著しく大きい場合に発表します。以下は、静岡地方気象台による警報、注意報の発表の基準です。



種類	情報の種別	それぞれの違い
特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	・重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	・重大な災害の起こるおそれがある場合に発表
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、霜、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、霜雪、霜雪	・災害の起こるおそれがある場合に発表
気象情報*	・大雨に関する気象情報 ・台風情報 ・竜巻注意情報 ・記録的短時間大雨情報 ・長期間の高温に関する気象情報 など	・警報等の対象となる現象の経過、予想、防災上の留意点などを解説するため必要に応じて随時発表 ・警報等の対象ではない、社会的に影響の大きな天候の状況なども必要に応じて随時発表

出典：気象庁ウェブサイト

## 自主防災組織活動（共助）チェックリスト

被害想定や防災対策の具体的検証例（自主防災組織役員編）

自主防災組織が行う地震防災対策についてチェックしてみましょう。  
チェック項目の中には、地域によっては関係のない内容のものもありますが、今後の防災対策の参考としてください。

なお、地域防災計画の実施状況に関する詳細なチェック項目はありません。

チェック項目の解説や参照となっている資料（データ）については、このマニュアルのほか、市町が発行している防災関係資料や県地震防災センターのHP（P.156 参照）に掲載されている防災関係資料などを参考にしてください。

### 1 地域の被害想定や危険度の検証

#### （1）地域の状況把握

##### <地域の危険箇所>

- 山が崩れやすさの危険性がある場所及び土砂が広がる畑田ほか
- 防潮堤や河川堤防が整備されていないところはあるか
- 稼働できないダム（扉こら水門を含む）はないか
- 倒壊の可能性があるブロック塀や電柱、行灯、高い煙突、大木はないか
- 落下しそうな屋外看板等はないか
- 高層建築物のガラスが割れて落下、飛散しそうなところはないか
- 高架道等から走行車などが転落しそうなところはないか
- 海岸の防潮堤や防波堤、河川の堤防が老朽化している、又は、脆弱な施設はないか
- ため池の護岸や堤防で老朽化している箇所や脆弱な施設はないか
- マンホールや貯水槽の蓋は丈夫か（蓋が外れ人が落下しないか）
- 海岸や河川等の崖の外側に張り出したような道路や歩道はないか
- 危険物や化学薬品等を貯めている事業所はないか
- 危険動物や大型動物を飼っている施設や事業所はないか

##### <地震による被害想定>

- 想定される最大震度ほどのくらいか
- 想定される液状化の危険性はどのくらいか
- 想定される津波の高さと浸水深、浸水域の範囲はどこまでか
- 想定される津波の到達時間、浸水が始まる時間ほどのくらいか
- 想定される火災の発生可能性ほどのくらいか

##### <地域の特性・地質>

- 海拔が著しく低いところはあるか
- 地震を誘発する河川の河床よりも低いところ（人井川エリア）はあるか
- 崖立地や湿地、沼地（かつて湖沼だったところ）はないか
- 土壌が陥没しそうなところはないか

[チェックできた項目数：22項目中_____項目]

<解説>地震被害想定や地質、災害危険予測区域、各地の海拔などの情報は、所在の市町が発行する防災関係資料を参考とするほか、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」と静岡県GISで確認できます。また、各地の海拔は国土地理院のHP「標高がわかるWEB地図」で把握できます。

各地域においては、市町が発行する情報に加え、自主防災組織が主体的かつ独自に調査危険箇所を把握することが求められます。役員を中心とした住民が防災の視点で地域を検証し、防災マップづくりを通じた情報の共有化に取り組みましょう。

なお、地域の危険箇所や防災対策を把握、認識するためのイメージトレーニングとして「災害图上訓練DIG（ティグ）」があります。DIGを活用して、地域の防災力を検討してみましょう。DIGについても、県地震防災センターHP（P.156参照）をご覧ください。

## (ク) 基本活動

### <組織づくり>

- 自主防災組織として災害時に機能する体制になっているか
- 組織の長、役員（災害時の活動を指揮できる人）は一定人数いるか
- 防災リーダー、指導者（防災に関する知識を有し、防災活動を指導できる人）はいるか
- 防災活動ごとに班構成ができているか

### <情報提供・コミュニケーション>

- 住民が正しい防災知識を有し、積極的に防災活動に参加しているか
- 地域住民に易懂で分かりやすい防災情報を提供しているか
- 女性や高齢者、障言のある人の意見が地域防災活動に反映されているか
- 防災に限らず、地域住民の交流が深まるような行事が行われているか

### <防災訓練>

- 定期的に防災訓練を実施しているか（多くの住民が参加できる工夫がされているか）
- 防災訓練の実施に当たっては、市町や有識者、指導者、専門的な技能を有している人材と連携しているか、または、助言などの協力を得ているか
- 過去の訓練を検証し、適宜、見直しや新たな訓練手法の導入を心がけているか
- 役員、班員は定期的に情報交換や訓練を行っているか

### <防災計画・各種台帳等>

- 津波、山がけ崩れ、延焼火災など災害別に避難計画を策定しているか
- 過去の被害実績や土地利用などを踏まえた防災マップを作成しているか
- 各種台帳（避難台帳、世帯台帳、人材台帳、避難行動要支援者台帳など）を整備しているか

[チェックできた項目数：15項目中 _____ 項目]

<解説> 自主防災組織の組織体制と班員構成、人材活用は、組織の運営及び活動を担う基本となります。まずは、地域の住民が男女の区別なく主幹的な役員となり、地域の実情が把握できるような組織づくりを自ら進めを要しましょう。

防災訓練の実施をはじめ、避難計画書、防災マップ、各種台帳、避難行動要支援者の作成は、自主防災組織として今後の防災活動で、県や市町が発行する自主防災組織運営マニュアル等を参考として、作成と整備に取り組まましょう。

## 2 防災対策の検証

### (1) 自主防災組織の災害対策本部

- 自主防災組織の災害対策本部（以下「自主防本部」）は、いつ誰がどこに開設するのが決まっているか
- 自主防本部や各班の行動マニュアル（行動の段取り）はできているか
- 自主防本部で使用する防災用品は保管してあるか
- 自主防本部での情報通信体制は確保されているか
- 災害時の地域内情報をどのように収集するか、方法は決まっているか
- 地域の被災状況を自主防本部に伝達する仕組みはできているか
- 自主防本部は地域の災害対応を住民に的確に指示できるか

[チェックできた項目数：7項目中 _____ 項目]

<解説> 災害時に自主防災組織として機能するためには、役員で構成する災害対策本部が設置され、具体的な防災活動や災害対応が実施できる体制が求められます。本部は、被災直後の地域の情報収集や各種防災活動の指令を行う拠点となることから、いざというときのために、設置場所や運営方法をあらかじめ決めておく必要があります。

### (2) 津波・山がけ崩れからの避難体制

#### <危険区域や避難地の表示>

- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、浸水や土砂崩れの区域（ハザード）が日頃

から住民に周知されているか

- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、海抜や危険箇所を示す標識や表示が数多く設置されているか
- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、避難地を示す標識や表示がなされているか

#### <避難のための備え>

- 津波避難ビル、避難タワーは、いつ地震が発生しても24時間・365日住民が避難できる状態で管理されているか（入口の鍵の閉じ方は周辺住民に周知されているか）
- 地域住民の具体的な避難計画（避難対象者、避難先、避難ルート、避難所要時間設定、避難先での対応内容などの事前準備）はできているか
- 津波避難ビル等の避難場所に必要な防災用品が備蓄されているか
- 地震の際に発着しそうな橋を避難ルートに含む場合、発着した場合は想定した避難計画を立てているか
- 海川や河川、ため池などの堤防上の道が避難ルートに含まれていないか
- 津波や山がけ崩れから避難する際、率先避難者はいるか、率先避難をする役割の人を決めているか

[チェックできた項目数：9項目中 _____ 項目]

<備考> 津波や山がけ崩れの危険のある地域において、その地域のすべての住民が津波や山がけ崩れから避難できる必要があり、避難を要する標識や表示は確実に設置されることが求められます。

避難となる避難地や避難ルートについて、いざというときに迅速に使用できるよう、日頃からしっかりと管理しておく必要があります。また、避難ルートについても、1人での入居ではなく、大勢が避難の際に通行できるかどうか十分に検証することが必要です。

なお、津波や山がけ崩れからの避難行動を促すため、率先して避難する人が求められます。あらかじめ自主防災組織の避難要員に「率先避難者」の役割を割り当てておきましょう。

#### (3) 防災倉庫、防災資機材、防災用品

- 防災倉庫は安全な場所に設置されているか（津波や山がけ崩れの危険予想地域内に設置されていないか）
- 防災倉庫の鍵は複数の人が常時使用できる管理体制になっているか
- 防災資機材は、実際に地域で起きる災害を時系列で想定して配置しているか
- 防災用品や水・食料の使用期限、消費期限を確認して、廃棄、更新しているか（管理台帳やチェックリストで正確に管理しているか）
- 非常食に水が必要な場合に飲用水を備えているか
- 防災倉庫の利用に当たり、停電時の夜間に利用する場合に備え、扉を開いたらすぐのところに懐中電灯や非常電源による明かりを用意しているか
- 非常食の缶詰はフルトップタイプか、そうでない場合には缶切はあるか
- 懐中電灯には、取り替え用の電池と電球を備えているか
- 防災用品は夏・冬それぞれ地震発生の季節を考慮して備蓄しているか
- 実際に災害があった場合に、防災倉庫及び使用中（仮借済）の資機材や防災用品を管理する役割の人を決められているか

[チェックできた項目数：10項目中 _____ 項目]

<備考> 防災倉庫及び防災資機材、防災用品は、いざというときにのみ活用されるものです。平常時に活用できても、実際の災害時に、地域住民が使用できなければ「無用」に等しいことになります。保管されているもの一つひとつ具体的に使用できるかどうか、日頃から確認しておきましょう。

また、大規模地震の時には長期間の停電が予想されます。停電時の夜間でも使用できるよう、非常電源と照度の確保が必要です。暗闇の中で、防災倉庫を確認したり、資機材の取り出し作業をしなくてはならないことを十分想定しておきましょう。

#### (4) 初期消火、延焼火災対応

- 役員及び住民は地域内の消防水利の場所を把握しているか

- 消防水利の蓋を開ける二具等は保行してあるか、保管場所から常時取り出せるか
- 消防可搬ポンプのホースは消火栓に接続できるか
- 消防可搬ポンプや非常用発電機の燃料はあるか
- 消火用バケツを用意する場合、汲み上げる水利の位置や状態を考慮しているか。また、汲み上げるためのロープを用意してあるか
- 地域で使用できる共用の消火器を各地に配置しているか
- 延焼火災から避難する際、率先避難をする役割の人を決めているか
- 延焼火災に備え、一次避難地、広域避難地の標識・表示は設置されているか

【チェックできた項目数：8項目中 _____ 項目】

＜観念＞ 入居棟地帯の開口は、どの地域においても火災が発生する可能性があります。特に、市街地では延焼火災（火）が懸念されます。

火災を防ぐためにも、初期対応が重要ですが、火災の発生直後に消火器を用いて火災を拡大してはいけません。拡大した火災を地域住民の手で消火することは極めて困難です。したがって、初期消火は速やかな対応が求められます。しどろいとのため、凡庸から消火器の取り扱い手順冊をみて習得しておきましょう。

万、延焼が燃べた場合は、避難が要です。率先避難者を中心に、最寄の集合場所、一次避難地、広域避難地への段階的な避難をしましょう。

#### 〔5〕救出救助、応急救護

- 建物倒壊時の被災者救出用の道具や工具はあるか
- 建物倒壊時の被災者救出用の道具や工具の運搬方法は準備できているか
- 負傷者の搬送先、搬送方法は決まっているか、準備できているか
- 負傷者の応急救護用の防災用品はあるか
- 住民レベルのトリアージ（スタート式トリアージ）や心肺蘇生法を的確にできるか
- 地域で使用できる共用のAED（自動体外式除細動器）は配備されているか、配備されている場所を把握しているか
- 最寄の救護病院や救護所（開設場所）を住民が承知しているか

【チェックできた項目数：7項目中 _____ 項目】

＜観念＞ 大規模災害の際に最も被害を受けるのが建物の倒壊です。阪神・淡路大震災は大きな教訓になっています。建物の耐震化は進んでいますが、まだ十分ではありません。万一、倒壊により自らの生き延びたことになった場合は、近隣の住民が救出活動に参加することになります。

（住者の担当についても注意を要します。被災見舞いの準備ができない場合は、最寄の救護所や救護所へ相談しなければなりません。近隣の人が賛同しても、率先して救護活動ができるよう口頭から準備をしておきましょう。

#### 〔6〕避難所の開設、運営

- 避難生活計画書は作成、整備されているか
- 避難所や救護所の場所は、地域住民の注目が知っているか
- 避難所や救護所で使用する防災資機材や防災用品を備蓄してあるか、保管状況は良好か
- 避難所の受付場所や管理運営方針は決まっているか
- 避難所の屋内・屋外ごとに使用目的別エリアを決めているか
- 避難所の入所ルール（入所の順序、入所後のルール）は決まっているか
- 避難所の運営スタッフはいるのか、市町、管理者（主に学校）、災害ボランティアとの連携はできるか
- 災害ボランティアとの調整役はいるか、または、円滑に調整できるか
- 電気や水道、ガスの供給が上まっても非常食の炊き出しはできるか
- 配給用の食器類はあるか、衛生的な配給はできるか
- 全国からの支援物資の分配をどのように行うかの準備はできているか

【チェックできた項目数：11項目中 _____ 項目】

＜解説＞ 大規模地震の際に住宅が全壊するなど大きな被害を受けた人が一時的に生活する場所の選定です。避難所に指定されている施設が多くが学費などの公共施設ですが、避難所として利用された場合、その管理・運営は主に自由防災係が担うことになっていきます。事前に当たっては、P.6から、市町村福祉管理者と連携を要しておく必要があります。

実際の災害時には、多数の被災者が入居を希望することが予想されます。入居に当たっては現場で詰りながら、あらかじめ避難所運営計画を作成し、自主防災組織による運営ができるよう準備しておきましょう。

なお、避難所の運営を円滑に行わせるためのイメージトレーニングとして「避難所運営ゲーム（HUG（リウ）」があります。HUGを実施して、地域主導の手で避難所運営ができるようにしましょう。HUGについても、県地域防災センターのHPを御参照ください。（HUGセットの購入については、P.69を参照ください）

#### （7）被災後の市民生活支援

- 被災後も在宅で暮らす人の状況を把握する体制はできているか（誰が状況把握をするのか、どの班が担当するのか）
- 被災後も在宅で暮らす人の生活・物資支援はできるか
- 被災後の防犯活動を具体的に考えているか
- 被災後の要配慮者の支援を具体的に考えているか
- 被災後のし尿や糞尿物、一定規模の瓦礫の処分を具体的に考えているか

【チェックできた項目数：5項目中_____項目】

＜解説＞ 被災後の地域住民の生活についても、自主防災組織で支援を続けることが求められます。大規模地震の際には、避難所ばかりが注目されますが、実際には在宅で生活する人も多くいます。近年は、高層住宅が普及していますが、停電に伴うエレベーターの昇止により、高齢者が住する高層高層住宅などが孤立する危険性があります。水・食料の供給や情報提供など、避難所以外のところにも配慮しましょう。

以上のすべてのチェックが終わり、弱点や遅れていることが判明した場合は、改めて、役員会議や防災訓練等を実施し、地域防災力の底上げに取り組んでください。

## 防災資機材・防災用品 点検チェックリスト(例)

### 総括表 (防災資機材・防災用品の管理に求められること)

#### <防災倉庫・保管庫について>

- 防災倉庫・保管庫に損傷はないか(雨漏りはないか、災害時に全壊・転倒する恐れはないか)
- いざというときに、地域の住民が迅速に災害現場に持ち出すことができる状態にあるか
- 防災倉庫・保管庫の鍵がすぐに使用できる状態で保管されているか
- 防災倉庫内における資機材・防災用品の保管場所は、災害対応の迅速性や優先度を考慮して配置しているか
- 点検記録を倉庫扉付近に備え付けているか(点検済シール・ラベル等を貼り替えているか)
- 夜間でもすぐ使用できるよう非常用の電灯が倉庫扉付近に用意されているか

#### <防災資機材・防災用品について>

- 自分の地域で想定される被害に対応するための品目と数量が用意、備蓄されているか
- 資機材を使用するための燃料やバッテリー、部品、装備品類が用意されているか
- 女性や高齢者など、誰もが使用、操作できるか
- 使用期限、消費期限が確認されているか(期限切れのものは更新されているか)
- 最新の機種・品種はあるか

#### ◆点検の実施年月日

大区分	本来必要な機種・品目数	現有する機種・品目数	主要な機種・品目	最多の機種・品目	主に使用する班	今後、新たに配備する予定の機種・品目
組織役員・本部運営用品						
情報収集・伝達用品						
救出救助、障害物除去用品						
初期消火・消防用品						
救急救命・医療衛生用品						
避難生活用品						
水・食料						
その他						

今回 (年 月 日)	前回 (年 月 日)	前々回 (年 月 日)



## 8 自主防災活動各種マニュアル

### (1) 自主防災組織災害対策本部設置運営マニュアル(例)

#### 1 災害対策本部の組織・構成

災害対策本部(以下「本部」という。)は、自主防災会長、副会長のほか、消火班、救急・救急班、情報班、避難誘導班、生活班、衛生救護班、〇〇班の各班長及び副班長を本部委員とする。

＜参考＞ 〇〇班には、避難行動要支援者班、安全点検班、清掃班、河多班などがあり、自主防災会の規模や地域特性に応じて、適宜、設置する。このマニュアルで例示する「組織図・役割分担の例」(P.3)を参照するとよい。

#### 2 本部の役割

本部は、地震をはじめとする災害が発生した場合、〇〇自主防災会を統括し、迅速かつ的確な災害対応を行う中核を担うこととする。

本部は、本部委員によりいち早く開設し、会長を中心に、下記の防災活動や災害対応活動を行う。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 自主防災会管内(以下「管内」という。)の被害情報の収集、把握
- イ 管内住民に対する各種情報の提供、発信
- ウ 自主防災会各班に対する災害対応活動の動員指示、要請
- エ 市町及び指定避難地、避難所の管理者との諸調整
- オ 災害ボランティア等の防災関係団体との諸調整
- カ 防災倉庫及び防災資機材の管理、礼活用
- キ 災害対応活動に係る情報及び記録の管理、保管
- ク その他自主防災会の運営、管内の秩序安定維持に関すること

#### 3 本部の開設場所

本部の場所は、〇〇とする。

#### 4 本部で用意・保管する備品類

- 机、椅子
- 非常用通信機器
- 非常用発電機、非常用照明器具
- ホワイトボード、文房具一式(模造紙、画用紙、サインペン等)
- 防災地図(管内地図)、消防水利配置図、避難所配置図
- 役員・班員名簿、自主防災組織台帳
- 世帯台帳、要援護者台帳、人材台帳
- 役員用水食料

#### 5 想定される防災活動、災害対応活動

(災害発生直後)

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、本部構成員は直ちに〇〇に参加し、本部を開設する。
- 上記4で例示する器具、機器類を用意、配置し、非常電源を確保する。
- 夜間の停電時でも照明が確保できるようにする。
- 本部開設と同時に、防災倉庫の開設を行う。
- 本部委員の参集状況を確認する。
- 管内の被害情報を把握する。この場合、通電等の状況に関わらず、本部からの指示がなくても、情報班員が主体的に被害情報を把握し、本部に順次報告するようしておく。
- 情報班員からの報告がない地区の安否確認については、通電時は電話等により、停電時は本部から人員を派遣して情報収集に努める。
- 一定の被害情報を市町の災害対策本部に連絡する。

### （発災から数時間後）

- 本部に報告された被害情報を整理、記録し、適正に処理する。
- 倒壊した住宅の生き埋めになった人が確認された場合は、救出・救助班に対し、救出救助を指示する。また、負傷者が発生した場合は、同班及び衛生救護班に対し、応急救護処置及び救護所、救護病館までの搬送を指示する。
- 火災が発生した場合は、消火班に対し、初期消火を指示する。
- 初期消火が困難となり、延焼火災が予想される場合は、避難誘導班に対し、避難が必要とされる地区の住民の避難誘導を行うよう指示する。
- 災害発生直後の緊急防災対策対応が一段落した時点で、避難所の施設管理者と調整を行い、協賛が済んだところで、生活班に避難所の開設を指示する。
- 生活班及び隣接の自主防災会と連携して、避難所にて避難者の受付と入所手続きを行う。以後、避難所運営の初期状況を見届ける。避難所で必要とされる物資等を市に要望する。

### （発災から一日～数日後）

- 市町や防災関係団体から受けた各種情報（水や物資の配給状況、二次災害情報、生活相談の予定など）について、情報班または生活班、○○班を通して管内住民に伝達する。
- 生活班または○○班に、防犯警備を行う人員を確保して巡回パトロールを行うよう指示する。
- 地域でデマが発生している場合は、情報班に対し、デマの防止及び正確な情報の伝達を指示する。
- 情報班に対し、在宥で生活する住民の現状を定期的に把握するよう指示する。生活困難な状況が確認された場合は、本部として必要な対策を検討し実施する。
- 生活班または○○班に対し、生活相談や心のケアを図るよう指示する。
- 市町に対し、必要な支援を要望する。

### （発災から一週間～数週間後）

- 使用した防災資機材や消費した防災用品などをチェックし、防災倉庫内の在庫状況を記録、管理する。状況に応じて防災倉庫を開鎖する。
- 避難所運営が軌道に乗った時点で、本部機能を避難所運営本部に移行し、場所を特定の避難所○○に移転する。
- 状況に応じて本部を解散し、本部要員がローテーションで適宜特定の避難所○○の運営に携わる。若しくは、生活班のサポートを行う。

## （2）各班活動マニュアル例

### ア 情報班 活動マニュアル（例）

#### 1 情報班の役割

情報班は、地震をはじめとする災害が発生した場合、自主防災会の住民の安否及び自主防災会管内（以下「管内」という。）の被災状況を把握し、迅速かつ正確に自主防災会の災害対策本部（以下「本部」という。）に報告・連絡する役割を担う。

情報班は、本部の開設の進捗に関係なく、下記の防災活動や災害対応活動を担う。

#### <災害発生時の防災活動、災害対応活動>

- ア 管内住民の安否状況の確認（組・集落・集合住宅（以下「組」という。）ごとに把握）
- イ 管内の被災状況の確認（組ごとに把握）
- ウ ア及びイの情報をもとに本部または本部員に報告
- エ 本部からの情報を管内住民に伝達（組ごとに伝達）
- オ その他自主防災会と町内会の運営、調整に関すること

#### 2 情報班員

情報班員は、各組から選任された者をもって充てる。

### 3. 想定される防災活動、災害対応活動

#### (災害発生直後)

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、情報班員は直ちに組内の被災状況を把握する。
- 組内の被災状況の把握と並行して、各自の組の住民の安否を確認する。週宣、黄色いハンカチの活用を促す。
- 火災が発生し、初期消火を行う必要がある場合は、組内の初期消火を担う班員等を呼び出し、初期消火活動を応援する。
- 延焼火災の発生など、付近の住民を避難させる可能性が出た場合は、組内の避難誘導を担う班員等を呼び出し、避難誘導活動を応援する。
- 負傷者がいた場合で、本人またはその家族で応急救護ができない場合は、組内の応急救護を担う班員等を呼び出し、状況に応じて応急救護活動を応援する。
- 建物の倒壊による生き埋めが確認された場合は、最急の救出活動を担う班員等を呼び出し、状況に応じて救出活動を応援する。
- 緊急を要する事態に一定の処心の日途が立ったら、組内住民の安否状況と被災状況を本部に報告する。この場合、本部からの報告要請の指示・連絡がなくても、自ら本部に向いて報告する。本部が開設されていない場合は、最寄りの本部員に状況を報告する。
- 本部または本部員と連絡が取れない場合は、いずれかと連絡が取れるまで態に反って状況を見守る。
- その他、ガス漏れや二次的災害が発生しそうな場合は、本部等に連絡する。

#### (発災から数時間後)

- 組の情報を把握、整理、記録する。特に、市町に報告、連絡する情報は迅速かつ明瞭に整理して市町に伝える。
- 本部や避難所、避難所の各開設状況の情報を収集し、週宣、組の住民に伝達する。

#### (発災から一日～数日後)

- 市町や防災関係団体から受けた各種情報(水や物資の配給概要、二次災害情報、生活相談の予定など)について、本部から組内の住民に伝達する。
- 地域でデマが発生している場合は、組内の住民にデマの防止及び正確な情報の伝達を指示する。
- 組内において、在宅で生活する住民の現状を定期的に把握し、本部に報告する。
- 管内住民の安否情報をとりまとめ、週宣、公開・公表する。

#### (発災から一週間～数週間後)

- 週宣、本部と組内住民との情報連絡の件復を巡る。
- 状況に応じて、自主防災会と町内会の調整を巡る。

## イ 消火班 活動マニュアル(例)

### 1 消火班の役割

消火班は、地震をはじめとする災害が判明し、自主防災会管内(以下「管内」という。)において、火災が発生した場合、初期消火や延焼防止の役割を担うこととする。

<災害発生時の防災活動、災害対応活動>

- ア 防火の呼びかけ
- イ 初期消火
- ウ 延焼防止
- エ 消防水利の確保
- オ 通電時の火災の呼びかけ(通電火災防止啓発)

### 2 消火班員

消火班員は、各組(集落や集合住宅を含む)から選任された住民で構成される。

### 3. 想定される消火活動

#### (1) 防火の呼びかけ

班長は、自宅が存在する各自の町・組において、住民に対し火の元を確認するよう呼びかける。

#### (2) 初期消火

火災の発生を予見、確認した場合は、直ちに、初期消火に努めるとともに、情報班員や付近の住民に「〇〇地点で火災が発生した」旨の情報を自主防本部に伝達するよう指示（依頼）する。

火災発生の情報を受けた本部庁機中の消火班員または役員は、火災現場に急行する人員を集め、派遣を指示する。

初期消火に当たっては、最寄りの消火器（家庭で保有しているもの）、貯水槽、消火栓、小・中学校のプール、河川等の水利を活用して、できる限り迅速に消火体制を確保する。

消火器を利用する場合は、直接噴射する。

可搬ポンプの利用が可能な場合は、可搬ポンプを出動させ（要員6人以上必要）、最寄りの消火栓や貯水槽、プール、河川等の水を利用できるように設置する。

バケツ等の汲み上げによる消火用水を確保する場合は、付近の住民に消火活動に誘われてもらい、各家庭が保有しているバケツ類を集めて水を汲み上げ、いわゆるバケツレーン方式で水を運んでいく。

#### (3) 延焼防止

最初の出火を上めることができなかつた場合には、隣接する建物等に延焼しないよう、初期消火と同様の業務に当たる。

延焼火災の恐れがあると判断した場合は、避難誘導班に連絡、動員を指示し、風下の地域を中心に避難誘導の準備を呼びかける。

#### (4) 消防水利の確保

消火栓、貯水槽が道路に埋設されている場合は、いつでも蓋を開けることができる準備をしておく。

小中学校のプールについては、施設管理種と連携の上、いつでも鍵が開けられる準備をしておく。

#### (5) 通電時の防火の呼びかけ（通電火災防止啓発）

地震災害時の火災の出火原因の多くが、停電後に電気が復旧した際に起きる、いわゆる「通電火災」であることから、電気の復旧情報は入手できた時点で、地域住民に注意喚起する。

### 4. 消火活動の留意点

迅速な行動が必要だが、消火活動に携わる場合は怪我に注意する。

消火栓は水圧が低下して機能しない可能性がある。

風下で作業をすると、熱や煤に巻き込まれるため、風上に位置をとる。

空気が乾燥して風が強い気象条件では、火の粉が飛んで、数百m離れた場所にも火災が飛び火する可能性があるため、同時に複数の出火を想定しておく必要がある。

余震が頻繁に発生することを想定し、二次被害がないよう注意する。

### 5. 想定される防災活動、災害対応活動

#### (災害発生直後)

□ 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、消火班員は周辺の被災状況を確認するとともに、出火をしないよう近隣に呼びかける。

□ 班長・副班長は災害対策本部に参集し、班員は自宅に待機する。

□ 防災倉庫を開放し、消火器や可搬ポンプなど初期消火に使用する資機材や防災用品を準備する。

□ 火災を予見した場合は、直ちに初期消火の準備を行う。

□ 出火を確認した場合は、直ちに初期消火を行うとともに、周辺の住民に動員を呼びかける。さらに、三の空いている住民に「火災が発生した旨」を本部に伝達するよう指示（依頼）する。火災の程度が大きい場合は、本部に他の消火班員の動員を要請する。

□ 火災が確認されない場合でも、消火器の準備、消火栓や貯水槽の開蓋準備、小中学校のプールの蓋の開放準備、バケツ等の準備など、出火に備えた事前態勢を図る。

#### (防災から数時間後)

□ 初期消火ができなかつた場合、延焼防止を行う。

□ 延焼防止を行う場合、風向きを確認する。

□ 消火活動に必要な人員を近隣住民や本部に要請して確保する。

- 延焼火災に拡大することが予想される場合は、早めに、避難誘導班に対し、周辺地域（特に、風下の地域）住民の避難誘導の準備に取り掛かるよう伝達する。

#### （発災から一日～数日後）

- 新たな火災が発生しないかどうか行機して情報収集に努める。
- 実際に使用した消防資機材の片付けや消防水利の適正管理を継続する。

#### （発災から一週間～数週間後）

- 通電火災の発生に備え、電気の復旧予定日時の情報収集に努め、判明次第、住民に伝達し注意喚起する。

## ウ 避難誘導班 活動マニュアル（例）

（注）津波危険予想区域の場合は（木例）を基に検討が必要です。

### 1 避難誘導班の役割

避難誘導班は、地震をはじめとする災害が起こり、自主防災会管内（以下「管内」という。）において緊急に避難する必要があると判断または予測された場合、避難を要する管内住民を安全な場所に避難するよう呼びかけ、自らも率先避難者となって住民避難を先導する役割を担うこととする。

また、必要に応じ、迅速な避難が困難な避難行動要支援者の避難を支援する。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 各自治会における避難先及び避難経路の確認
- イ 要避難事態が生じた場合、要避難住民に避難を呼びかけ
- ウ 避難を開始する際に、自らが率先して避難を先導
- エ 高齢者や障害者、乳幼児など避難行動要支援者の避難支援
- オ 避難先での避難者数の点呼、人数確認
- カ 避難状況を自主防災会災害対策本部（以下「本部」という。）に報告

### 2 避難誘導班員

避難誘導班員は、各町から選任された住民で構成される。

### 3 想定される要避難事態

#### （1）突発的災害時

管内において想定される要避難事態は、「津波対象区域における津波警報、延焼火災、ガス漏れ、洪水（大雨による浸水）、山が崩壊である。

以上のほか、希少なケースとして、危険動物が逃げた、不発弾が見つかった、化学薬品が流出したなどの二次的災害の発生も想定しておく。

#### （2）南海トラフ地震臨時情報発表時

南海トラフ地震臨時情報が発表され市町から避難指示がでた場合、耐震性に不安のある建物に居住している人や緊急避難することが困難な人は、意外（足元や近くの出入、公衆、空き地など）や耐震性のある建物など安全な場所に事前避難する必要がある。

管内の場合は、全住民が指定避難地に集団避難する必要はない。各々が任意の避難先に避難する。ただし、その呼びかけは避難誘導班員が行うことが望ましい。

### 4 避難のルール

#### （1）避難する必要のない人は避難場所・避難所に行かない

住民避難については、3に例示する事態が発生しない限り、避難する必要はない。自宅が被災しなかった場合（災害後も生活が可能な場合）は、避難場所や避難所に行く必要はない。むしろ、不要な集団避難は、避難所や救援所の開設を妨げる可能性がある。安易に避難所に行かないこと。

避難誘導班員は、このことを日頃から、若しくは災害時に管内住民（大きな被災を受けなかった人）に

周知しておく。

#### (ク) 避難場所へは段階的に避難する

カ一、3に例示する事態が発生した場合、原則的には、事態の程度に応じて段階的に避難するルールとなっている。まずは、最寄の集合所（任意の空き地や広い庭など）へ行き、事態の悪化・拡大に応じて、一次避難場所、広域避難場所へ移動する。

ただし、事態の状況によっては、直接、広域避難場所へ避難することもある。

要避難事態の規模が官方の一部の場合は、まずは、その地区の住民のみが最寄の安全な場所＝「集合所」に避難し、事態の変化を見守る。

事態の解消により、一次避難場所や広域避難場所に行かずに帰宅できることもあり得る。

### 5 想定される防災活動、災害対応活動

#### (災害発生直後)

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、避難誘導班員は直ちに周辺の被災状況を把握し、火災やガス漏れがないか確認する。
- 大雨洪水による浸水の場合は、市町から発表される避難情報に従うこととし、常に情報に注意を払う。
- 自分の車の住民が、不確実な事態に対して過剰な不安を抱いている場合は、避難の必要はない旨、冷静に対応するよう呼びかける。
- 火災が拡大し（延焼火災が懸念され）、付近の住民を避難させる必要性が出た場合は、要避難住民に避難準備を呼びかける。
- 延焼火災になると判断、予測された場合は、要避難住民（風下に在住する人など）に避難を指示する。
- 避難を指示する場合は、どこに避難するのか避難先を決め、適切な避難経路を併せて明確に伝達する。
- 避難を開始する場合は、自らが率先避難者となって、住民の避難を先導する。ただし、第一陣が指定の避難先に到着し、避難が軌道にいったら、高齢者や障害者、乳幼児など避難行動要支援者の避難を支援する。
- ガス漏れや二次的災害が発生しそうな場合は、延焼火災に準じて避難誘導する。

#### (発災から数時間後)

- 避難先において、避難者の点呼、人数の確認を行う。
- 避難できなかった人の人数（概数）を把握しておく。
- 避難状況を本部に報告する。
- 要避難事態が解消した場合（避難の必要なくなった場合）、住民の帰宅を指示する。帰宅の場合においても、避難行動要支援者の移動を支援する。

#### (発災から 〇～数日後)

- 延焼火災や二次的災害は、しばらくしてから発生する可能性があるため、しばらくは、発災直後と同様の避難誘導ができるように地域の状況を見守る。

#### (発災から一週間～数週間後)

- ガスが復旧する時期はガス漏れが発生する可能性があるため、特に、復旧時はガス漏れやガス爆発に注意する。
- いずれの事態にも対応できるよう避難誘導を心がけておく。
- 要避難事態がない場合は、適宜、自主防災会の地理を応援する。

## エ

### 救出救助班 活動マニュアル（例）

#### 1 救出救助班の役割

救出救助班は、地震をはじめとする災害が起り、自主防災会管内（以下「管内」という。）において建物の倒壊などによる生き埋め者や負傷者が発生した場合、生き埋め者を救出し、救護所または救護病院まで

搬送する役割を担うこととする。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 建物の倒壊による生き埋め者の確認
- イ 救出のための資機材・防災用品の調達、管理
- ウ 生き埋め者の救出
- エ 負傷者の救護所・救護病院までの搬送

## 2 救出救助班員

救出救助班員は、各組から選任された住民で構成される。

## 3 想定される救出救助活動

### （1）建物の倒壊による生き埋め者の救出

情報班からの情報連絡を受け、建物の倒壊による生き埋め者の有無を確認する。

該当する被災者が確認できた場合は、直ちに、班員と防災資機材を調達して被災地に駆けつけ、慎重に救出する。

救出された者が負傷している場合は、その場で応急救護を施すが、救出救助班員だけでは対処できない場合は、救護班と連携して救護所まで搬送する。

### （2）クワッシュ症候群の応急救護

生き埋め者がクワッシュ症候群（長時間重いものに挟まれていた場合）の可能性がある場合は、飲料水を多く摂らせるとともに、救護所ではなく透析が可能な医療機関に搬送する。→ P.51 参照

### （3）防災資機材・防災用品の管理

防災倉庫の管理は「自主防災組織災害対策本部」によるが、平常時において、防災資機材及び防災用品の維持管理を担っているのは実質的には救出救助班であることから、救出救助活動に使用した資機材等の管理を行う。

## 4 救出救助の留意点

### （1）建物の倒壊による生き埋め者の救出

被災者は大きな声を出すことができないので、捜索は静寂を保ちながら細密に行う必要がある。大型の資機材を使用するため、二次被害（救出時の負傷など）がないよう注意を要する。

余震が頻繁に発生することを想定し、二次被害がないよう注意する。

長時間（おおむね 2 時間以上）重いものに手足等を挟まれていた場合、救出時に意識がはつきりしていても、クワッシュ症候群という血液循環の異常によって、やがて死んでしまうことがある。この場合は水分をたくさん摂取するとともに、できる限り早く透析のできる病室に搬送する必要がある。

### （2）負傷者や病人の搬送

担架や毛布等を活用した応急担架で負傷者を搬送する場合、患者の頭は進行方向に対し後部にする。ただし、階段や坂道を上る場合は、頭を上（前方）にして搬送する。

前方の搬送者は患者を昇りながら前を歩き、後方の搬送者は患者の様子を見守りながらしっかりと搬送する。

### （3）負傷者等の応急救護

患部に触れるものは清潔であること。感染による二次被害がないよう注意を要する。患部の洗浄に水道水以外の水を使用する場合も要注意。

骨折している場合で、骨が飛び出ている場合は、触らない。元に戻そうとしないこと。

## 5 想定される防災活動、災害対応活動

（災害発生直後）

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、救出救助班員は直ちに周辺の被災状況を把握の上、災害対策本部に参加する。
- 防災倉庫を開放し、救出救助に使用する資機材や防災用品を準備する。
- 建物の倒壊があった場合は、生き埋め者の捜索を行う。

- 生き埋め者の救出を行う場合は、救出要員と資機材等の搬送を行う。
- 救出作業に万全を期して、生き埋め者を救出する。
- 救出作業と同時に立行で搬送要員と担架等の搬送手袋を確保する。
- 救出された者の負傷状況を確認する。クラッシュ症候群以外の負傷を負っている場合は、救護班と連携して迅速に応急救護を行う。
- 症状に応じて救護所へ搬送する。

#### 〔発災から数時間後〕

- 新たに発生した生き埋め者の救出や負傷者の応急救護を行う。
- 人手不足の場合は、道員、近所の住民に呼びかける。
- クラッシュ症候群とまわれる場合は、飲料水を確保し、飲水させるとともに、できる限り迅速に透析ができる病院へ搬送する。
- 救出後処の状況を本部に報告する。

#### 〔発災から10～数日後〕

- 生き埋め者については発災後3日間が生存時間であるため、すべての倒壊建物の救出救助を3F以内で実施できるよう尽力する。
- 余震に注意する。二次被害、余震による倒壊に要注意。

#### 〔発災から一週間～数週間後〕

- 使用した防災資機材や防災用品の管理を行う。
- 救護班を応援する。負傷者や病人の救護所までの搬送、救護所から救護病院までの搬送を応援する。

## オ 救護班 活動マニュアル（例）

### 1 救護班の役割

救護班は、地震をはじめとする災害が起り、自主防災会管内（以下「管内」という。）において負傷者や病人が発生した場合、若しくは、災害による火傷者が発生した場合、これらの者を応急手当し、または救護し、地域の救護所若しくは最寄の救護病院まで搬送する役割を担うこととする。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 負傷者や火傷者の応急手当
- イ 病人の救護
- ウ 負傷者や火傷者、病人の救護所までの搬送
- エ スタート式トリアージの実施
- オ 救護所の開設運営応援
- カ 負傷者や火傷者、病人の救護病院までの搬送
- キ 負傷者等の人数の把握

### 2 救護班員

救護班員は、各組から選任された住民で構成される。

### 3 想定される救護活動

#### 〔1〕救出救助班との連携

建物の倒壊による生き埋め者を救出救助する場合、できれば救出救助班に同行し、救出された者が負傷している場合に、救護班がその場で応急手当を施す。救護所まで搬送が必須の場合は、救出救助班と連携する。

クラッシュ症候群の可能性のある者には、水分をたくさん摂取させるとともに、できる限り早く透析のできる病院に搬送する。

## (2) 負傷者等の応急手当・救護

負傷者や火傷者、病人が亡じ、その家族や近隣者で応急処置ができない場合は、消毒薬等の医薬品類を調達して現地に届けつけ応急手当・救護を行う。

心臓停止患者が発生した場合は、迅速にAED(自動体外式除細動器)を使用して救命に当たる。なお、AEDがない場合は胸部圧迫(心臓マッサージ)を行う。

建物の生き埋め以外の負傷者等を救護所まで搬送する場合は、主に救護班が担い、負傷者等の人数や救護所への搬送人数を把握する。

## (3) 救護所の開設運営応援

住民でできる「スタート式トリアージ」を行うとともに、救護所の開設運営を応援する。

## (4) 救護所から救護病院までの搬送

救護所で医師のトリアージを受け、医療機関での治療が必要とされた者を指定の救護病院等へ搬送する。

# 4. 応急救護の留意点

## (1) クラッシュ症候群の対応

長時間(おおむね 2 時間以上)重いものに手足等を挟まれていた場合、救出時に意識がはっきりしていても、クラッシュ(症候群)という血液循環の現象によって、やがて死んでしまうことがある。症状の悪化を防止するため、この場合は水分をたくさん摂取させるとともに、できる限り早く透視のできる病院に搬送する。

## (2) 負傷者の応急手当等

患部に触れるものは清潔であること。感染による二次被害がないよう注意を要する。患部の洗浄にあてる消毒薬がない場合、水で洗えば可也。

骨折している場合で、骨が飛び出ている場合は触らない。元に戻そうとしないこと。

心肺蘇生を行う場合、胸部圧迫(心臓マッサージ)の間に人工呼吸を行うこともあるが、家族や専門知識のある人が行う場合などを除き、住民同士による人工呼吸は感染の不安があるため行わない。

## (3) 負傷者や病人の搬送

担架や毛布等を活用した応急担架で負傷者や病人を搬送する場合、患者の頭は進行方向に直し後部にする。ただし、階段や坂道を上る場合は、頭を上(高い位置)にする。

前方の搬送者は患者を見ずに前を見て進む。後方の搬送者は患者の様子を見守りながらしつかりと搬送する。

## (4) スタート式トリアージ

正式なトリアージは医師が行うが、大規模災害時で医師が不在の場合には「スタート式トリアージ」という住民でできるトリアージの方法がある。別途、スタート式トリアージP.79を参照。

# 5. 慰労される防災活動、災害対応活動(「災害地帯」警戒宣言)を除く)

## (災害発生直後)

□ 救出救護班が生き埋めなどの救出を行う場合は、できる限り救護班も同行し、救出された者が負傷している場合に備える。

□ 救出作業と同時に並行で搬送器具と担架等の搬送手袋を確保する。

□ 生き埋めから救出された者が負傷している場合は、消毒薬等の医薬品類を調達し、迅速に応急手当を行う。

□ 救出された者がクラッシュ症候群と思われる場合は、飲料水を確保し、飲水させるとともに、できる限り迅速に透視病院へ搬送する。

□ 生き埋め以外の負傷者や火傷者、病人が発生した場合は、迅速に救護を行う。

□ 職員で対応できない場合は救護所へ搬送する。

## (発災から数時間後)

□ 新たに発生した負傷者等の応急手当・救護を行う。

□ 負傷者や搬送された者の人数を把握、記録しておく。

- 負傷者数や応急手当・救護の状況を本部に報告する。
- 負傷者が多数で、救護所が十分に機能していない場合は、スタート式トリアージを実施する。
- 救護所の開設運営を応援する。医師による正式なトリアージをサポートする。
- 心臓患者に対するAEDや胸部圧迫（心臓マッリージ）をできるようにしておく。
- 救護所で医師のトリアージを受け、医療機関での治療が必要とされた者を指定救護病院等へ搬送する。

#### （発災から一日～数日後）

- 新たな負傷者等の救護、搬送を視野に入れて行機する。
- 人工透析患者が病院外の医療機関で透析できない場合の対応方法を支援する。
- 地域の医師や看護師と連絡をとっておく。

#### （発災から一週間～数週間後）

- 病気の症状悪化者に対する救護所及び救護病院への搬送を行う。
- 医薬品の在庫管理や託送などを行う。

## カ 生活班 活動マニュアル（例）

### 1 生活班の役割

生活班は、自主防災会管内（以下「管内」という。）において、対策をはじめとする災害が起こり、住民の衣食住が確保できなくなった場合に、被災住民に配給するとともに、管内の生活環境の維持安定を図る役割を担うこととする。

また、避難所の運営について、中心的な役割を果たすこととする。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 水・食料、生活必需品の不足状況の把握
- イ 水・食料、生活必需品の搬運
- ウ 非常食の炊き出し
- エ 水・食料、生活必需品の配給
- オ 管内全体の生活環境の維持安定
- カ 在老避難者で生活必需品に困窮する住民への支援
- キ 避難所の運営

### 2 生活班員

生活班員は、各組から選任された住民で構成される。

### 3 想定される活動

#### （1）水・食料、生活必需品の不足状況の把握

班員は、管内で水・食料及び生活必需品が不足し、住民生活の維持に不安が生じていないかどうか、状況を把握する。

#### （2）水・食料、生活必需品の調達

市場による供給が途絶した場合は、管内で混乱が起きないように、班員は水・食料及び生活必需品の調達方法を検討する。また、管内の余剰物資の収集に取り組む。

必要な物資の品目と数を本部経由で市町に要請を行う。

#### （3）非常食の炊き出し

食料が不足している場合は、非常食の炊き出しを行う。

炊き出しをする場合は、〇〇で行う。

#### （4）水・食料、生活必需品の配給

水・食料や生活必需品に困窮する住民に対し、配給の品目・時間・場所を管内住民向けに通知（広報）

し、配給する。

公的支援物資の受け取りと管理、分配を行う。

#### （5）管内全体の生活環境の維持安定

管内の風紀、社会秩序の状況を把握し、住民の生活の維持安定を図る。必要に応じ防犯活動、見回りなどを行う。

災害のレベルに達しない馬車や騒音などが発生した場合は、本部経由で市町に連絡するとともに、その解消策を検討する。

#### （6）在宅避難者で生活必需品に困窮する住民への支援

災害後も自宅で生活する住民に対し、必要な支援を行う。特に、高齢者のみの世帯やマンションの高層階で孤立している世帯の状況を把握し、適宜、情報を提供する。

#### （7）避難所の運営

避難所の運営は、本部及び施設管理者、災害ボランティアなどと連携して行うが、入所者からの要望の受付・対応、物資の配給、様々な生活情報の通知（広報）などの具体的な業務は、生活班員が行う。

避難所の運営に関する詳細は、別途、避難所運営マニュアル等を参照する。

### 4 生活維持安定活動の留意点

炊き出しの際には、余震に注意する。

火を使う場合は、飛び火に注意する。

配給に当たっては、不公平にならないよう秩序の維持徹底に努める。

災害後も自宅で生活する住民に対する支援をあるそかにしない。

食事は食品の衛生管理に十分注意する。

食料を取り扱う場合は、アレルギーのある人に配慮する。

災害ボランティアとの調整には相互の信頼関係の維持に配慮する。

避難所に指定されている建物の安全性に注意し、特に、余震の際には天井からの落下物等に注意する。

### 5 想定される防災活動、災害対応活動

#### （災害発生直後）

□ 班長・副班長は適宜本部で情報を収集し、炊き出し用品などの準備に着手する。

#### （防災から数時間後）

□ 班員は、管内で水・食料及び生活必需品が不足し、住民生活の維持に不安が生じていないかどうか、各綱ごとに状況を把握する。

□ 水・食料及び生活必需品の調達方法と数量を検討する。

□ 人命に関わるような緊急な生活必需品が不足すると判断した場合は、本部に報告し、市町に調達を要請する。

□ 水や毛布を必要とする場合は、管内から調達し、配給場所と配給時刻を決める。

□ 準備が整った後、配給ルールを決めた上で必要とする住民に配給する。

#### ※避難所の開設・運用について

□ 避難所の開設について、本部を通じて、市町派遣職員、施設管理者と協議を行う。

□ 避難所の利用ルールを決める。

□ 避難所の入所者名簿を作成、管理運用する。

□ 避難所で必要な生活用品を調達し、施設に配備する。

□ 非常用簡易トイレを設置する。

□ 避難所では、非常用簡易トイレのほか、更衣室、入所世帯ごとの間仕切りをする。

□ 避難所運営では、女性や高齢者、要支援者の視点を取り入れる。

#### （防災から一日～数日後）

□ 食料の不足に備え、非常食の炊き出し場所を決め、準備に取り掛かる。

□ 炊き出しに必要な大鍋、飯ごう、割り箸、うちわ、桶、燃料のほか、食料類、調理用品、軍手、割烹

- 旨、三角巾、洗剤・消毒液などを用意する。その際、数量のチェックを行う
- 什器、食器類の衛生管理に注意する。
- 食料は材料が間違え次第、炊き出しする。
- 食料以外の生活必需品や医薬品と合わせ、いつ、どこで、何を配給するのか決める。
- 事前に定めた場所と時刻に配給する。一定時間ごと繰り返す。
- 公的支援物資が到着する場合、どこに荷降しするか決め、運搬については、適宜、住民に動員と協力を呼びかける。
- 公的支援物資の配給について方針を決める。
- 支援物資が大量に存在する場合は、品目と数の出入りを管理（たな卸し）する。その際、支援物資は種類別に整理しておくようにする。市町職員と適宜連携する。
- 災害ボランティアと連携し、信頼関係の維持に配慮する。
- 管内の風紀、社会秩序の状況を把握し、住民の生活の維持安定を図る。必要に応じ巡回活動、見回りなどを行う。
- 在宅生活者からの様々な要望を把握し、必要な支援を行う。
- 管内から出たごみ・廃棄物の一時保管や処理を行う。
- 災害のレベルに至らない悪臭や騒音などが発生した場合、その解消策を検討する。
- 死亡した人の遺体の処理について、被災者遺族による自力での対応ができない場合は、市町と被災者遺族との調整を図る。

（発災から一週間～数週間後）

- 地域で不足している物資の状況を把握し、必要に応じて調達を図る。
- 避難所の運営を継続しつつ、仮設住宅の整備状況に関する情報収集に努め、避難所から返所する住民の状況を把握する（退所の支援を行う）。
- 災害後も自宅で生活する住民の状況や要望を把握する。特に、高齢者のみの世帯や要配慮者のいる世帯、マンションの高層階で孤立している世帯の状況は注意を払う。
- 住民の生活相談や心のケアを行う。または、相談やケアの専門家と調整を図る。

## 9 各種台帳様式（例）

### ■自主防災組織台帳（モデル）

組織の名称									
会長(隊長) 氏 名	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令
住所	年 月 日	住所	年 月 日	住所	年 月 日	住所	年 月 日	住所	年 月 日
電話番号									
七 帯 数									
人 口									
規 約	有 ・ 無		防 災 計 画 書		有 ・ 無				
地 域 内 で 注 意 す べ き 危 険	危険の種類	世帯数	人数	対 処 方 法					
	津 波								
	山・がけ崩れ								
	そ の 他								
活 動 の 状 況	実施年度	年度		年度		年度		年度	
	内容 区分	時 期	時 期	時 期	時 期	時 期	時 期	時 期	時 期
	防 災 訓 練								
座 談 会 請 願 会 等									

（ 年 月 日作成）

（ 年 月 日作成）

半日避難	時間帯	自宅（家の敷地含む）		自宅付近の空き地		指定避難場所		繰 返 避 難				
		世帯数	人 数	世帯数	人 数	名 称	人 数	世帯数	人 数			
	平日昼											
山口夜												
発災後の避難	集 合 場 所			一 時 避 難 地 名			広 域 避 難 地 名					
	.....											
	.....											
	.....											
自 庫 及 び 活 動 資 機 材 装 備 品												
品 庫 区 分	構 造 品 名	数 量				面 積	区 分	品 名	数 量			
		年	年	年	年				年	年	年	年
情報伝達用具	電池メガホン						救急用品	ゴムボート				
消火用具	街頭用消火器							担 架				
	同上 消防車						救急セット					
	バケツ						遠方ラフト					
	型袋（ビニール）						板蓋・鍔玉					
	可燃ポンプ						ロープ					
救出陸揚輸去用具	バール・太刀						給食給水用具	食（カマド付）				
	取りたたみはし							鍋				
	のこぎり							受水種				
	鉋							ろ水器				
	おの							ェント大骨				
	スコップ							ビニールシート				
	つるはし											
	鉋						そ の 他					
	セッコ											
	石											
	な											
	ペンチ											
	鉄線ばさみ											
	太ハンマー											
片手ハンマー												
一輪車												
ロープ												

資 材 点 検 実 施 状 況

点検実施 年月日	点検品目	点検実施 年月日	点検品目	点検実施 年月日	点検品目

(注) 品名と点検実施年月日を記入する。

MEMO

○年○月○日 ○○地区○別検所震度3 損失家屋2 負傷者1 名津波なし		

(注) 災害状況等、自主防災組織にとって特記すべき事項を記入する。

プライバシーの保護に配慮して、本人の了解のない項目は記入しない。また、自主防災組織が責任を持って保管する。

■世帯台帳（例）

自主防災組織名（ ）

世帯主		電話番号		近 所 先	隣接山・がけ 崖・危険な樹 木	事前避難経 路	避難先（ 親戚・友人等に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 ）
住 所					川原	突発地震時 ※	津波避難ビル・高台・避難所・その他（ ）
※ 白 居 形 態	持 家 ・ 借 家 ・ マ ン シ ン	ア パ ー ト ・ 一 軒 ・ 二 軒 ・ 三 軒	可 ・ 障 壁 ・ 車 道		越境火災（近隣予想地域）	一次避難場所（ ） 広域避難場所（ ）	
※ 地 域 特 性	国定自然公園、市立自然公園、正 規火災保険が適用、消防が保護対象地域、その他				その他の地区	地震発生後 自力で逃げ くれない場合	避難先（ 親戚・友人等に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 ）

No.	(※の記入) 氏 名	種 別	国・人・種・年・令 年 月 日	血液型		屋敷の居場所（平日）	緊急時の自主防災 組織への協力			防災上の参考事項等に 立つ資格・技能、災害時 要支援者の状況、等
				ABO	Rh		平 日	休 日	夜 間	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

(注) ※は該当する項目を○で囲む。  
緊急時の自主防災組織への協力の可否は小学生以上を対象とする。  
防災上役立つ資格・技術等の例：消防団員・隊長・保健師・助産師・看護師、介護士、小警察官、白濁官、整体・整骨師、栄養士、調理師、  
救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者、巨機等のオペレーターなど  
避難行動要支援者の状況の記入例：環たきり、歩行困難、視力不自由、聴力不自由、幼児など要支援者の状況を記入する。

■人材台帳（例）

プライバシーの保護に配慮して、本人の了解のない項目は記入しない。

〃

〃

資格・技能等	（ふりがな） 氏 名	住 所	職 業	連絡先・方法（電話番号）		備 考
				昼 間	夜間・休日	

○資格・技能等の例…元消防団員・隊員・保健・炊事・看護師、元空襲被害・白癩病、寝休・整骨師、

柔道・調理師、炊事・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者、重機等のオペレーターなど

プライバシーの保護に配慮して、本人の了解のない項目は記入しない。また、自主防災組織が責任を持って保管する。  
 自主防災組織名( )

■ 避難行動要支援者台帳（仮）

状 態	災害時避難行動要支援者氏名 住所、電話番号	特記事項	連絡先（支援者、民生委員など）			
			平日の昼間		夜間及び休日	
			氏名	連絡先	氏名	連絡先
			①		①	
			②		②	
			③		③	
			④		④	
電話						
			①		①	
			②		②	
			③		③	
			④		④	
郵便						
			①		①	
			②		②	
			③		③	
			④		④	
電話						

# 1.0 プロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)ー0」

耐震補強工事で補助金が受けられます。

県では予想される東海地震からひとりでても多くの県民の生命を守るため、市町と一体となって木造住宅の耐震化のためのプロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)ー0」を進めています。耐震補強をする人は補強計画の作成と補強工事の実施をあわせて1.0.0万円～の補助金が受けられるので、是非ご利用ください。

## 地震発生後も、住み慣れた自宅で生活を！

- 地震で自宅が被災して住むことができなくなった場合、避難所での生活が長期間にわたります。
- コロナ禍での避難所での生活は、新型コロナウイルスの感染リスクが懸念されています。

過去の大地震では、全ての避難所が閉鎖されるまで――

阪神・淡路大震災：最長7ヶ月／東日本大震災：最長9ヶ月



※イラストは「避難生活の不安感 平均0.8(3月発表値)」(2020.3.1)

- 長期間にわたる避難所での生活を回避
- 避難所での感染リスクを回避

## 今すぐ、耐震化しましょう！

昭和55年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の木造住宅にお住まいの方

⇒ 専門家による無料の耐震診断を受けられます！

⇒ 耐震補強工事には補助制度 ※を活用できます！

※【補助額】一般世帯：100万円～、高齢者のみ世帯等：120万円～  
一般的に市町の補助額を記載しています。一部の市町については追加の補助額を  
下回る場合がありますので、詳細は、市町担当までお問い合わせください。

無料の診断は  
令和5年度で  
終了です！

通常より高い耐震性能を  
確保する補強に於いて、  
補助額を従来より16万円増額中！  
家具の固定、資材の備蓄も忘れずにね！



問合せ先：静岡県 建築安全推進課 (054-221-3320) 又は 各市町 建築担当課

## 1.1 ブロック塀の点検方法

点検は、次の5項目について行ってください。

### 1 基礎の根入れはあるか

点検結果

適合

不適合

コンクリートの基礎は、地盤から30cm以上根入れされていることが必要です。まわりを掘って調べてください。(根入れは40cm以上が望ましい。)

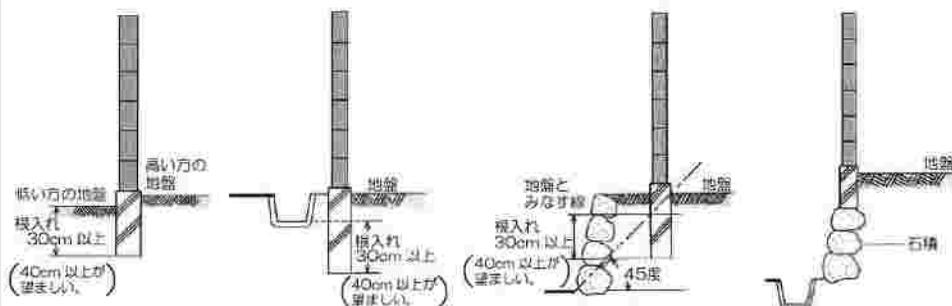
(「根入れ」とは、基礎のうち土の中に入っている部分をいいます。)

地盤に差があると  
ころは、低いほう  
の地盤から測る。

側溝に沿ったとこ  
ろは、側溝の高か  
ら測る。

石積の近くにある  
ものは、下図よう  
に測る。

石積の上にあるも  
のものは、根入れがな  
いものとする。



### 2 塀は高すぎないか

点検結果

適合

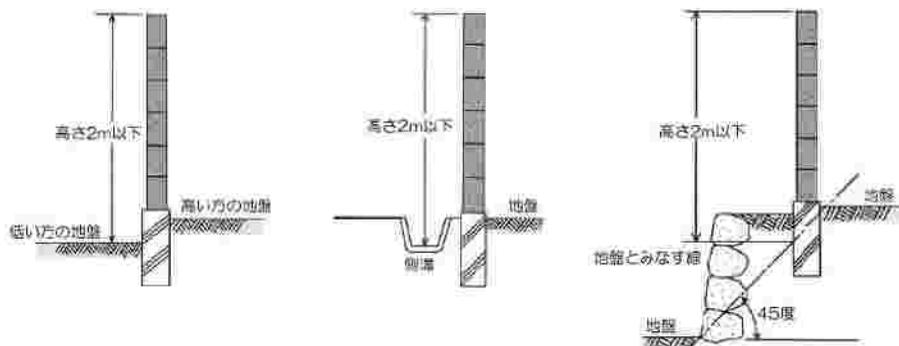
不適合

塀の高さは、地盤から2m以下かどうか調べてください。

地盤に差があるとこ  
ろは、低いほうの地  
盤から測る。

側溝に沿ったとこ  
ろは、側溝の高か  
ら測る。

石積の近くにある  
ものは、下図よう  
に測る。



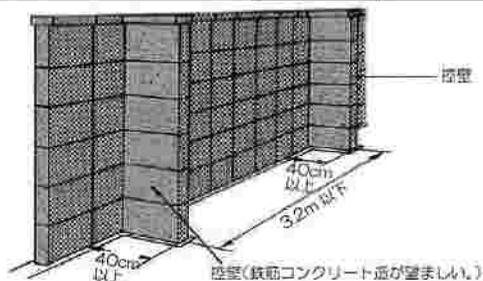
ひかえかべ  
3 控壁はあるか

点検結果

適合 不適合

控壁は、次の①及び②について調べてください。

- ① 控壁は塀の長さ3.2m(ブロック8個)以下ごとに設置されているか。
- ② 控壁の長さは40cm以上あるか。

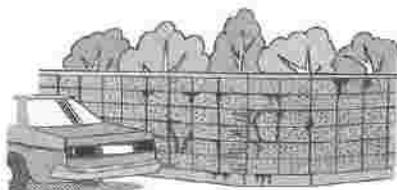


へい  
4 塀の傾き、ひび割れはないか

点検結果

適合 不適合

塀が傾いたり、ひび割れしていないか、また、鉄筋が錆びていないか調べてください。



鉄筋の入っているところに沿ってブロックが茶色にじんできたり、はじけていたら、中の鉄筋が錆びています。

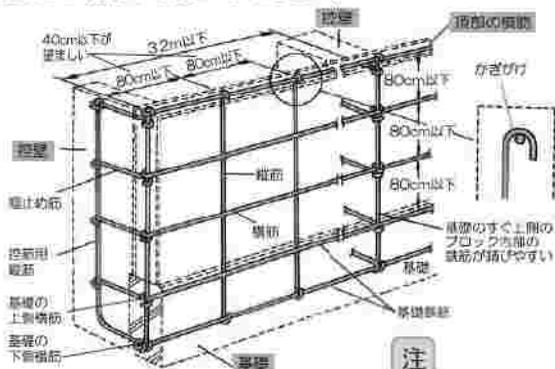
へい てっきん  
5 塀に鉄筋が入っているか

点検結果

適合 不適合

直径 9mm 以上の鉄筋が、塀の中に次の①、②及び③のように入っているか調べてください。この点検は、塀を造った施工者などと相談して行ってください。

- ① 鉄筋は、縦横とも 80cm 以下の間隔で入っているか。(縦筋は 40cm 以下が望ましい。)
- ② 縦筋は、頂部の横筋にかぎがけされているか。また、基礎の下側の横筋にかぎがけされているか。
- ③ 控壁の鉄筋は、図のように入っているか。



内部の鉄筋の点検方法

- 鉄筋探査機※により、ブロック塀の鉄筋位置を調べる。
- ※ 鉄筋探査については、(社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会静岡県支部へお問い合わせください。TEL:054-206-2140 FAX:054-206-2141

注

10年以上経った塀は、雨水などにより鉄筋が錆びている場合が多いので、注意して調べてください。

## 1.2 災害用伝言ダイヤル「171」

災害発生後、家族や親戚などの安否を確認したとき、NTTの「災害用伝言ダイヤル」(171)があります。被災者の方が録音した安否情報などを、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて確認することができます。

### ＜提供概要＞

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況(ふくそう)になった場合、速やかにサービスを提供されます。

### ＜登録できる電話番号＞

被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話・携帯電話・PHS・IP電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。

（被災地優先）  
伝言の録音

171 をダイヤル  
録音の場合 1 をダイヤル  
市外局番 (0 ××) ××××-××××  
自宅(被災地内)の電話番号ダイヤル

伝言の再生

171 をダイヤル  
再生の場合 2 をダイヤル  
市外局番 (0 ××) ××××-××××  
被災地の方の電話番号ダイヤル

### ＜災害用伝言ダイヤルの利用体験について＞

	日時・時期	時間	提供条件
毎月1日・15日	毎月1日・15日・ 正月三が日	24時間	伝言録音時間：30秒 伝言保存期間：体験利用 期間終了まで 伝言蓄積数：電話番号あ たり 20 伝言
防災とボランティア週間	1/15 ~ 1/21	1/15 9:00 ~ 1/21 17:00	
防災週間	8/30 ~ 9/5	8/30 9:00 ~ 9/5 17:00	

## 災害用伝言板「WEB171」

電話を使った災害用伝言ダイヤルのほかに、パソコンや携帯電話のメール機能を使った災害用伝言板「WEB171」があります。WEB171では、文字で安否情報を伝えることができます。

利用に当たっては、上記「災害用伝言ダイヤル」の要領と基本的に同じです。

### ＜登録の場合＞

アクセス方法 「web171」と検索 <https://www.web171.jp>  
利用規約に「同意」し、伝言を登録する「電話番号」(携帯電話番号も可)を入力  
登録者・伝言文の入力 → 伝言の登録

### ＜確認の場合＞

アクセス方法 「web171」と検索 <https://www.web171.jp>  
利用規約に「同意」し、伝言を確認する「電話番号」(携帯電話番号も可)を入力  
伝言の確認 → 返信伝言の登録へ

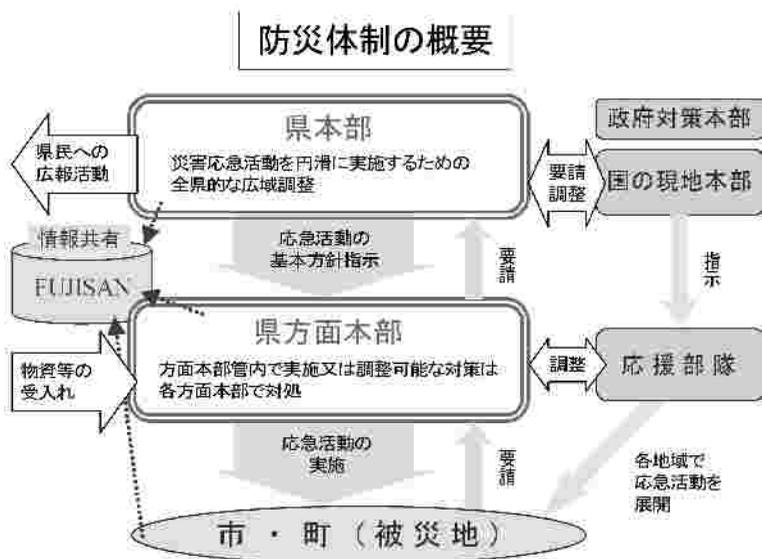
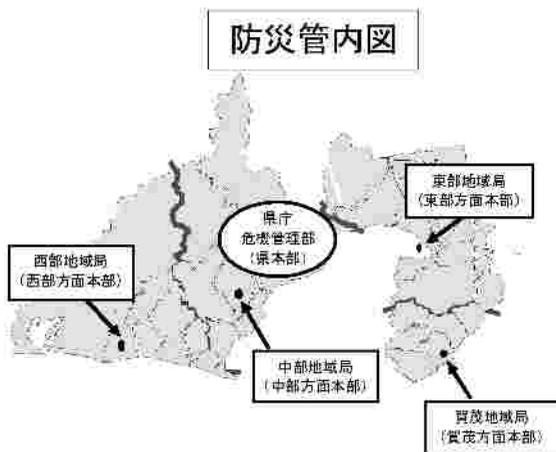
### ＜災害用伝言板「WEB171」の利用体験について＞

「災害用伝言ダイヤル」(171)と同じ期間に体験利用ができます。



### 13 静岡県の防災体制について

県では、大規模地震等の災害発生時における情報の収集、市町支援等、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、県本部を設置し、国等との全国的な連携や全県的な広域調整を行うとともに、賀茂、東部、中部、西部の各地域に県方面本部を設置し、各地域内の連携及び調整を行います。なお、平常時から各地域に設置した地域局が、市町の訓練や防災啓発等の支援を行い、地域の防災体制の充実を図っています。



## 14 静岡県防災アプリについて



### (1) 防災アプリについて

各種緊急情報の通知から、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害に幅広く役立つ機能を備えたスマートフォン向けアプリです。

# 静岡県総合防災アプリ

# 静岡県防災

外出先、  
ここから  
一番近い  
避難場所  
はどこ？

避難の  
注意点が  
できる？

今ここは  
安全かな？

静岡県防災

「避難所」と  
「避難場所」の  
違いって何？

深さする  
深さって  
どれくらい？

避難ルートは  
どこを  
通ろうか？

### 緊急時に 命を守る

静岡県では令和元年6月1日から、スマートフォン向け総合防災アプリ「静岡県防災」の運用を開始しました。各種緊急情報の通知から、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害時に幅広く役立つ機能を備えています。

**役立つ  
アプリ**

詳細は裏面へ

静岡県総合防災アプリ  
**静岡県防災**

もしものために今！  
インストールから始めよう！

Get it on  
Google Play

Google Play  
WALMART

Download on the  
App Store

# 利用者をサポートする6つの機能

## 緊急時の行動をサポート

- 緊急警報が即時届いた!
- ここは安全か?
- ちーっ音が出た避難場所はどこ?



## 平常時のトレーニングをサポート

- どくらい浸水してしまうの?
- 避難ルートはどこを通るの?
- 「避難前室」と「避難指示」の違いって何?



緊急防災情報をいつでも確認!!

**防災情報・お知らせ**

気象警報・注意報等の気象情報、避難指示・勧告等の避難情報などの災害に関する緊急の情報をプッシュ通知します。配信履歴の確認もできます。

浸水状況をビジュアルで確認!!

AR

**危険度体験**

AR(拡張現実)により、現在地における洪水や津波による浸水状況をイメージすることができます。浸水高はハードマップを反映するほか、任意の高さの設定もできます。

現在地の危険度がわかる!!

**現在地の防災情報**

現在地の警報等の発令状況や洪水や土砂災害などのハードマップにより危険度を確認できます。

防災訓練にもオススメ!!

**避難トレーニング**

避難を開始してから避難先までの経路や時間を記録します。訓練後にトレーニングした経路の再生ができます。津波の浸水状況を重ねることもできます。

地域の危険性や避難先を把握!!

**マップ・避難場所等**

各種災害のハードマップや周辺の避難場所を確認できます。緊急時には、気象庁の危険度情報により災害の切迫度が分かります。一部の情報はオフラインでも確認できます。

防災知識を学んでテスト!!

**学習コンテンツ**

防災に関する学習とその確認テストが可能です。平常時から正しい知識を身につけ、緊急時は適切に行動できるよう支援します。

静岡県防災

静岡県 危機管理部 危機情報課

静岡県

静岡県防災アプリ ホームページ

静岡県防災アプリは11ヶ国語に対応しています。

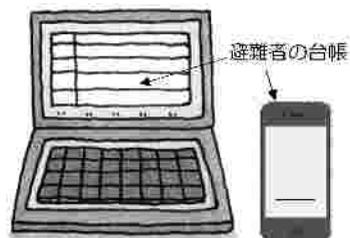
**■ 対応言語**

英語、ポルトガル語、中国語(繁体・简体)、韓国語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語

(2) 避難所支援機能（本機能の導入については、市町でご確認ください）

①-1 非接触の受付（窓口受付）

受付対応ができる比較的余裕のある場合にむいています。  
事前登録→QRコード読み取り



①-2 非接触の受付（避難所後に受付）

地震など突発災害の場合、まず避難者を安全な場所に誘導し、落ち着いたところで職員がQRコードを持って回ります  
事前登録→QRコード読み取り



※避難者の台帳の確認はインターネット接続のPCやスマートフォンが必要になります。  
（市の災害対策本部でのみの把握であれば避難所にPCやスマートフォンは不要です。）

### ①-3 人数の訂正

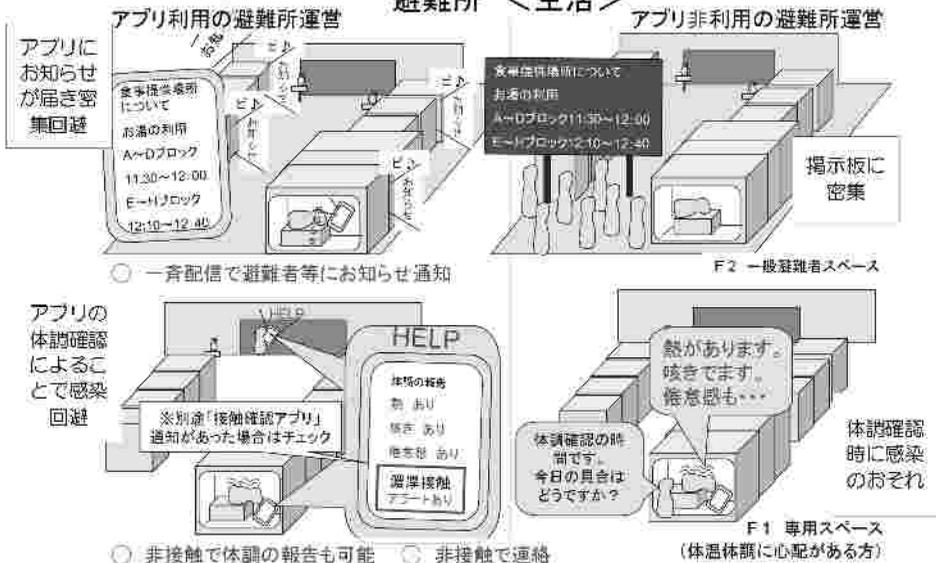
世帯全員の登録が可能です。世帯主が家族全員の登録をするかスマートフォン所有者ごとに登録してください。

2重登録となってしまう場合、管理者による修正はできないため、登録した本人に修正を依頼します。



### ③お知らせ配信（避難所の生活についてのお知らせ、健康チェックなど）

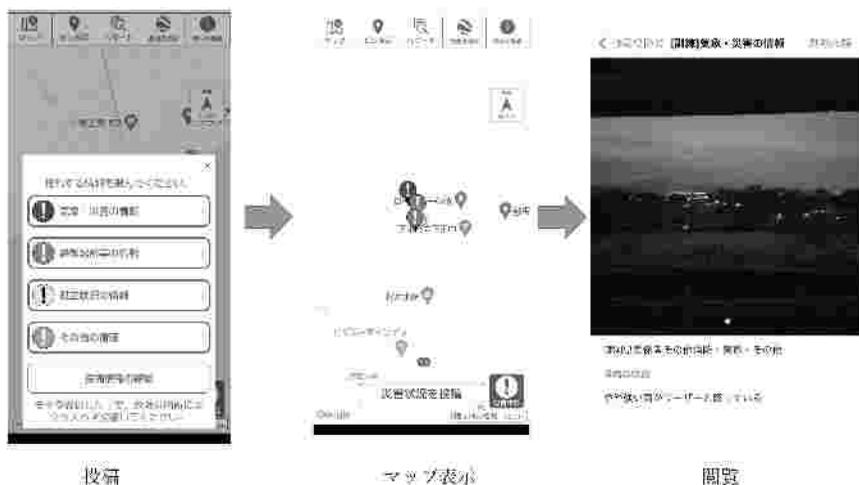
#### 避難所 <生活>



避難生活時の感染リスクを低減

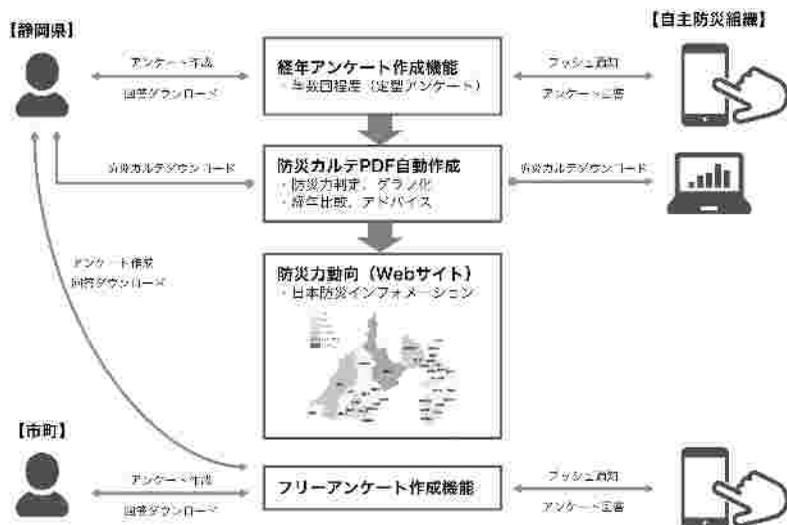
### (3) 防災モニター機能について

防災アプリの投稿機能を使って、身の回りの気象・災害の状況や避難所の状況等を、画像・動画・コメントにより投稿します。市町からIDを付与された行政職員、消防関係者及び自主防災組織による投稿が可能です。投稿された情報は防災アプリ上で、誰でも閲覧でき、迅速かつ安全な避難行動など、自助・共助の取組につなげていきます。



### (4) 地域防災力のみえる化について

防災アプリを使って自主防災組織へアンケートをすることができます。また、アンケート結果は、各自主防災組織ごとの防災力の指標となる防災カルテを作成することができます。このアンケート機能を使って行政と自主防災組織の情報交換も可能です。



## 15 防災用語について

国土交通省の水害・土砂災害の危険が高まった際に、行政機関から発表される防災情報や用語集

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/bousai-yougo/yougo.html>



地震調査研究推進本部事務局地震・津波の用語集

<https://www.jishin.go.jp/resource/terms/>



## 16 静岡県地震防災センターの御案内

地震防災センターは平成元年の開館以降、30年以上にわたり、防災情報の発信拠点としてたくさんの方に利用いただいています。

この間、阪神・淡路大震災や東日本大震災という未曾有の地震災害が発生し、さらに、近年は、台風等の豪雨による河川災害や土砂災害が全国各地で多発化、激甚化しているため、こうした大規模災害からの教訓、火山災害など、展示内容を一新し、令和2年6月2日にリニューアルオープンし、一般公開を開始しました。

遠方から来館できない方でも、自主防災組織に関する御相談を電話等で承りますので、どうぞ、御利用ください。



開館時間 AM9:00～PM4:00 入館無料

休館日 毎月曜日・年末年始

所在地 静岡市葵区駒形通5丁目9番1号

電話番号 (054)251-7100

FAX番号 (054)251-7300

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/index.html>  
団体見学の場合は御予約ください。個人での見学は自由にできます。

静岡県地震防災センターでは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入館制限を実施いたします。そのため、個人で来館の方、団体で来館の方ともに事前予約制とさせていただきます。

また、来館者の皆様にはマスクの着用、アルコール消毒液での手指の消毒等、感染防止対策をお願いしております。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

編集・発行

静岡県地域防災活動推進委員会

静岡県危機管理部

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

TEL.054-221-2644(危機情報課) FAX.054-221-3252

防災情報は、静岡県危機管理部のホームページと静岡県地震防災センターのホームページでも提供しています。

(静岡県危機管理部)・・・<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>



(静岡県地震防災センター)・・・<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/index.html>



